大正七年五月十五日

關西建築協會雜誌

第一輯第七号



關西建築協會會則

第一條　本會ノ目的ハ我國建築界ノ改善ナル發展ヲ期スルニ在リ

第二條　本會ハ關西建築協會ト稱ス

第三條　本會ハ事務所ヲ大阪市ニ設ク

地方ニ支會ヲ設クルコトヲ得

第四條　本會ハ人格、學識、經驗アル建築家ヲ以テ會員トス

會員ノ氏名住所ハ會員名簿ニ之ヲ記錄ス

會員タラムト希望スル者ハ會員五名以上ノ紹介ヲ以テ入會希望書及履歷書ヲ本會ニ提出スヘシ其諾否ハ理事會ノ詮衡ヲ經テ例會ニ於テ之ヲ議決ス

第五條　本會ハ其目的ヲ貫徹シ事業ヲ援助スル者ヲ贊助員トス

贊助員ヲ分チテ左ノ四種トス

一　名譽贊助員―地位又ハ學識アル名望家

二　終身贊助員―金百圓以上又ハ之ニ相當スル物件ヲ本會ニ寄附スル篤志家

三　特別贊助員―建築ニ關聯スル特種ノ技術家又ハ事業家

四　普通贊助員―建築ニ關係又ハ趣味ヲ有スル者

贊助員ノ氏名住所寄附ノ金額又ハ物件ハ各贊助員名簿ニ之ヲ記錄ス

第六條　名譽贊助員ハ例會ノ決議ニ依リ本會ノ之ヲ推薦ス

終身贊助員タラムトスル者ハ會員貳名以上ノ紹介ヲ以テ申込書及寄附ノ金額又ハ物件ヲ本會ニ提出スベシ其諾否ハ理事會之ヲ議決ス

特別贊助員タラムトスル者ハ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ申込書及履歷書ヲ本會ニ提出スベシ其諾否ハ理事會之ヲ議決ス

普通贊助員タラムト欲スル者ハ會員ノ紹介ヲ以テ申込書ヲ本會ニ提出スヘシ其諾否ハ理事會之ヲ議決ス

第七條　會員ハ第十九條ニ關スル權利ヲ享有ス

會員ハ會內ニ於ケル其言行ニ付會外ノ於テ責ニ任ゼザルコトヲ得

名譽贊助員ハ本會ノ慶過及第十九條ニ基キ相當ノ利得ヲ受ク

終身贊助員、特別贊助員及普通贊助員ハ第十九條ニ基キ會誌ノ配布其他各相當ノ利得ヲ受ク

第八條　會員ニシテ脫會セムトスル者ハ其旨ヲ本會ニ申込ムベシ

前項ノ規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第九條　本會ハ會員ニシテ本則ノ規定ニ違背シ又ハ本會ノ名譽ヲ汚ス行爲アリト認メラルル者ニ對シ理事會ノ決議ヲ經テ其權利ヲ停止シ若ハ之ニ脫會ヲ勸告シ又ハ例會ノ決議ノ經テ之ヲ除名スルコトヲ得

前項ノ規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第十條　脫會其他ノ事由ニ因リ會員タルノ資格ヲ失ヒタル者ハ既納會費ノ返還ヲ求メ又ハ其債務ヲ免カルルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第十一條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一　會頭　一名

二　副會頭　一名

三　理事長　一名

四　理事　六名

會頭ハ會務ヲ總監シ本會ヲ代表ス

副會頭ハ會頭ヲ補佐シ會頭事故アルトキ其職務ヲ代理ス

理事長ハ會務ヲ總理シ會頭、副會頭事故アルトキ其職務ヲ代理シ理事會ヲ代表ス

理事ハ會務ヲ處理シ理事長事故アルトキ理事會ノ決議ニ依リ其職務ヲ代理ス

第十二條　役員ハ會員中ヨリ例會ニ於テ之ヲ選舉ス但會頭副會頭ハ名譽贊助員中ヨリ之ヲ選出スルコトヲ得

役員ノ任期ハ貳年トス

理事ノ改選ハ每年半數トス但引續キ重任スルコトヲ得ズ

第十三條　本會ニ左ノ職員ヲ置ク

一　主計　一名

二　主計補　一名

三　編輯　三名

四　編輯補　若干名

五　書記　若干名

主記ハ庶務ヲ、主計ハ會計ヲ、編輯ハ編纂ヲ處理ス

編輯補ハ編輯ノ旨ヲ受ケ編纂ヲ分掌ス

書記ハ理事長理事ノ命ヲ受ケ會務ニ從事ス

第十四條　主記、主計、編輯ハ理事ノ之ヲ互選ス

編輯補ハ會員中ヨリ理事會之ヲ指名ス

書記ハ理事會之ヲ任命シ有給トスコトヲ得

第十五條　本會ハ調査研究ノ必要ニ應ジ例會ノ決議ニ依リ各部ノ委員會ヲ設ケ各部ニ委員長一名委員若干名ヲ置ク

委員長及委員ハ會員中ヨリ理事會之ヲ指名シ委員長ハ當該委員ノ互選ス

理事會ハ特殊事項ニ關シ會員外ノ專門家ヲ囑託委員トナスコトヲ得

第十六條　委員長ハ當該委員會ヲ代表シ委員長事故アルトキハ當該委員會ノ決議ニ依リ委員其職務ヲ代理ス

委員會ノ經過ハ例會ニ於テ之ヲ報告ス

委員會ノ調査研究報告ハ例會ノ決議ヲ經テ本會ノ名ヲ以テ之ヲ發表ス但シ緊急事項ニ付テハ理事會ノ承認ヲ經テ當該委員會ノ名ヲ以テ發表スルコトヲ得

第十七條　本會ハ每月一回會員ヲ召集シ例會ヲ開キ重要事項ヲ審議シ報告會、談話會、討論會又ハ講演會ヲ催ス但理事會ハ必要ト認ムルトキ臨時之ヲ開催スルコトヲ得

例會ニ於ケル議案其他ノ事項ハ理事會之ヲ會員ニ豫告ス但緊急事項ニ付テハ此限ニ在ラス

第十八條　本會ハ春秋二季大會ヲ擧行ス

第十九條　本會ノ行フ事業左ノ如シ

一　調査研究報告ノ發表

二　建築ニ關スル重要事項ノ講演

三　決議事項ノ實行促進

四　會誌ノ發刊

五　建築ニ關スル圖書ノ刊行

六　建築ニ關スル講演ノ開催

七　建築ニ關スル展覽會ノ公開

八　建築ニ關スル視察

九　建築ニ關スル有志者ノ親睦會

十　理想的建築ノ計畫

十一　其他建築ニ關スル有益ナル事項

第二十條　會員ハ會費年額金貳拾圓ヲ本會ニ據出ス

但例會ニ出席シ難キ地方ニ在ル會員ノ會費ハ半額トス

一時ニ金百圓以上ヲ出ストキハ爾後前項ノ會費ヲ免ル

會員タルノ承認ヲ得タル者ハ入會金貳拾圓ヲ本會ニ納付スベシ

特別贊助員ハ特別贊助費年額金六拾圓ヲ、普通贊助員ハ普通贊助費年額金參圓ヲ本會ニ前納スベシ

但六期以內ニ之ヲ分納スルコトヲ得

第二十一條　本會ノ經費ハ會費入會金寄附金贊助費其他ノ收入ヲ以テ支辨ス

本會ノ財產ハ理事長之ヲ監理ス

第二十二條　本會ノ財產借擔債務及每月ノ收支ハ主計其計算書ヲ作リ監理事會ニ報告ス

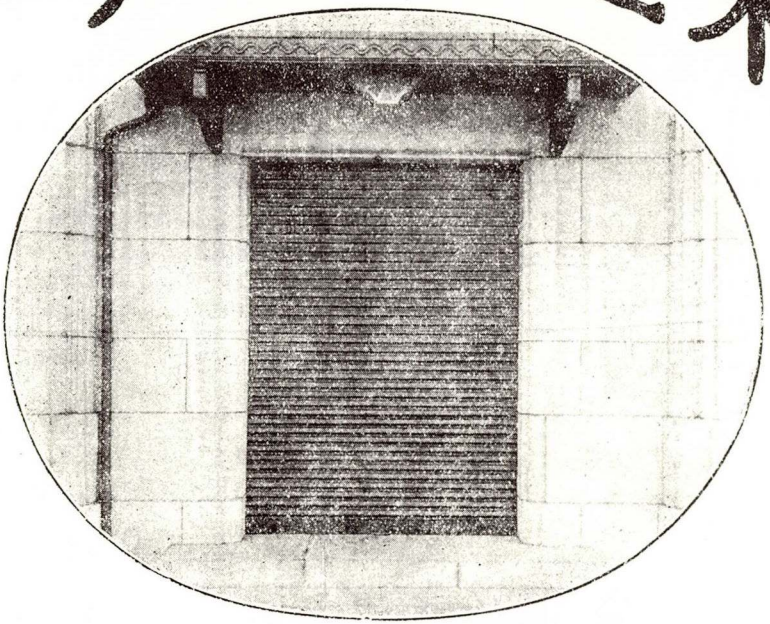
本會ノ財產借擔債務及每年ノ收支ハ理事會其決算書ヲ作リ翌年一月例會ニ於テ報告ス

第二十三條　本會及本則ニ關スル詳細ノ事項ハ例會ノ決議ニ依リ細則ニ之ヲ定ム

第二十四條　本則ハ例會ノ決議ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

カタログ御申越次第送呈ス

防火戸 榮進社捲上戸



開閉の簡易　戸を開くには極めて輕く捲上げ得可く戸を閉すには一々把手を以て捲降すを要せず唯把手鉤表面の小蓋を反轉すれば適當の標準速度を以て自働降下す

速度の加減　把手鉤内に包容せる速度調整機には加減弁あるを以て前記標準速度を或る範圍内に於て隨意に變更することを得るの便あり

防火力と體裁　戸鈑は波狀型を付せる狹き軟鋼鈑を巧に鉄綴したるものにして容易に摩耗腐蝕することなく防火力優秀にして外觀亦豊麗なり

構造の堅實　各部分の機構堅牢なるを以て日常の取扱ひ輕滑至便にして工合極めて宜し

取付の簡便　如何樣なる種類の建物如何樣なる構造の窓出入口等にも取付簡單にして又把手鉤は隨所に設くることを得るの便あり

最近御用命を蒙りたる建物の二三を擧ぐれば

東京貯藏銀行赤坂支店　山田第百〇五銀行
同　株式取引所　松江日本銀行支店
同　田中鑛山株式會社　下關鈴木商店
同　北三井家寶庫　門司日本銀行西部支店
同　淺野邸　博多共保生命支店
横濱臺灣銀行支店　熊本日本銀行支店
同　澁澤商店　同第一銀行支店
大阪三品取引所　鹿兒島第百四十七銀行
同　藤田組營業所　富山高岡銀行支店
同　第三銀行堂島支店　京城內國通運倉庫
神戸鐘淵紡績營業所　同大同生命支店

價格　價額は戸の大小形狀等により其坪當り單價に隨分相違有之又御設計により覆蓋其他特種の設備を要する場合も有之候間御像算の都度御手數乍ら寸法御申越の上見積方被仰付度候

東京市神田區新石町五番地
（電話神田一七〇五番）
合資會社 榮進社

關西建築協會雜誌 第壹輯 第七號

目次

口繪
東京市丸の內の模範道路(三色版)
新築の臺北廳舍
臺北市の今昔(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(十)(十一)
東京市主要街路の現狀
假定大阪市改正街路圖(八頁大)

△都市建築改造の機運……會員……片岡安……一
△我國都市改良計畫の將來(一)……會員……片岡安……二
△英國に於ける住居及都市計畫法令(三)……大阪高等商業學校敎授……伊藤眞雄……二六
△大阪市の屎尿處分問題(下)……大阪市技師……野田泰男……三一
△本邦森林と建築用材に付いて(一)……會員……谷民藏……四六
△紐育市交通問題(三)……會員……伊藤正文……六〇
△都市と建築……會員……都市研究生

□建築學會大會に於ける都市計畫講演會所感 …… 六九
□東京と大阪の建築對照 …… 七八
△都市と日光 …… 會員 中村喜勇 八四
△改良住宅 …… 會員 今林彦太郎 八七
△臺北市の市區改正に付いて …… 會員 野村一郎 九九
△東大寺建築史(二) …… 會員 須藤眞金 一〇五
△青葉の山 …… 一一一
△東京通信 …… 會員 江都生 一一七
△東京市區改正條例の改正 …… 一四〇
△會報 …… 一四八
△編輯たより …… 一五〇

附錄

△羅馬市建築條例 …… 八頁

プライド光澤ペイント



プライドペイントは、充分なる硬度と、彈力性と、強靱性と、

塗料の具備すべき條件中最も重要なるもの三あり。

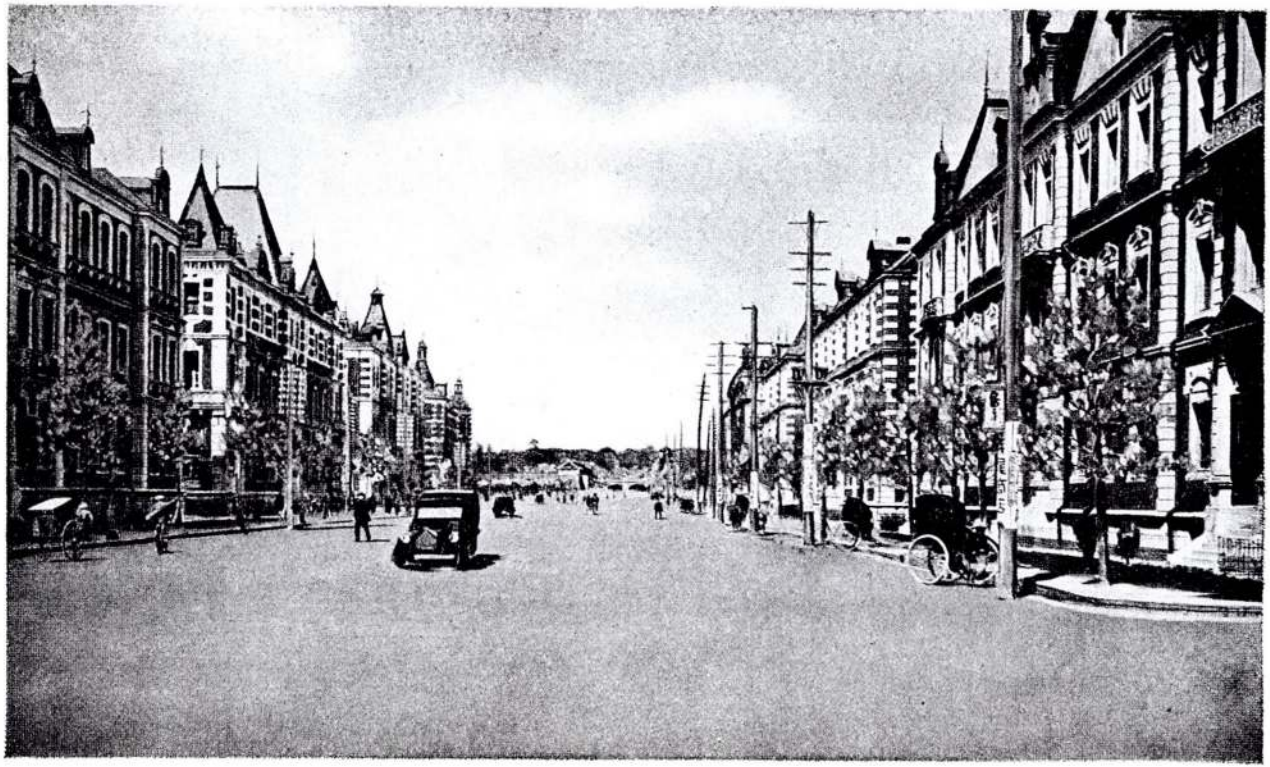
其の一は、美麗滑澤なる塗面を生ずることなり、

其の二は、塗膜堅緻にしてしかも脆からず、長く彈力性に富むことなり、

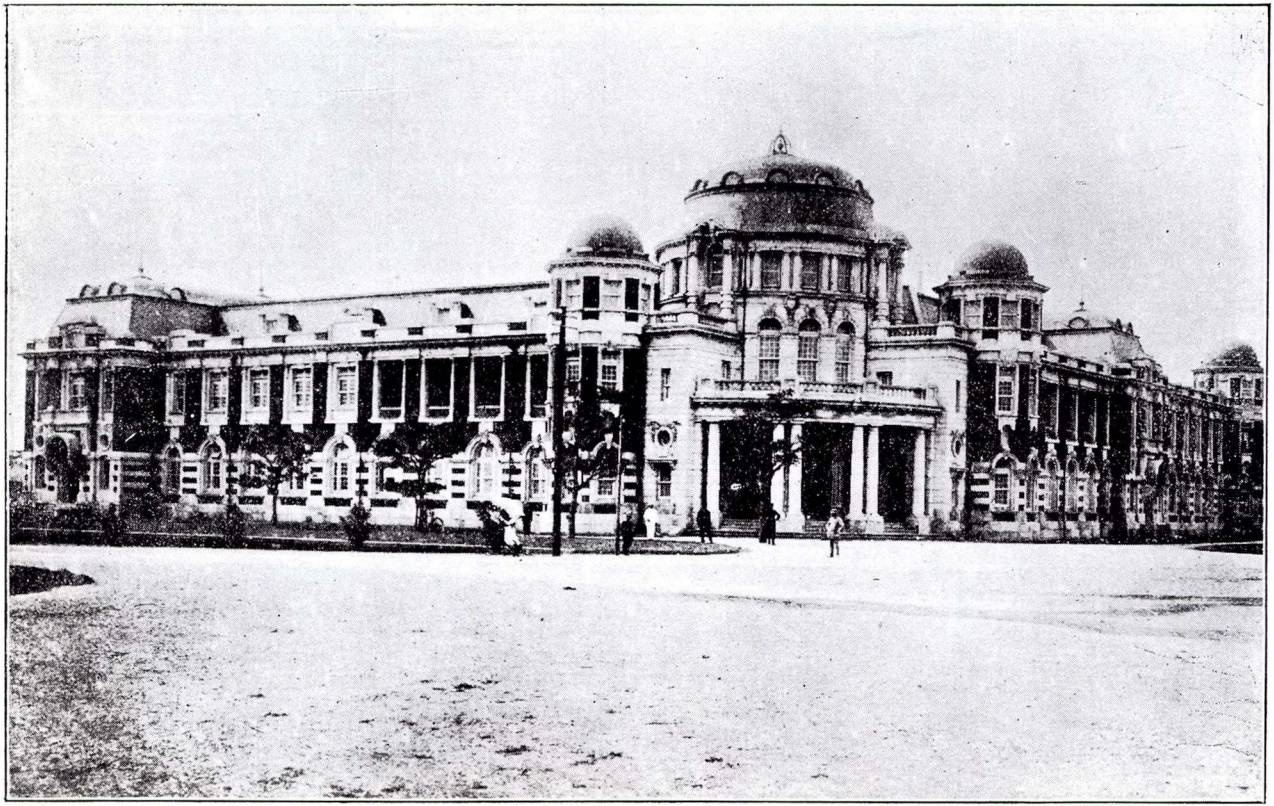
其の三は、乾燥速かにして施工繁雜ならざることなり。

を具有するが故に、雨露、風雪に逢ふも、龜裂を生ぜず剝落する事なし。

日本ペイント製造株式會社



東京市丸の内の模範道路

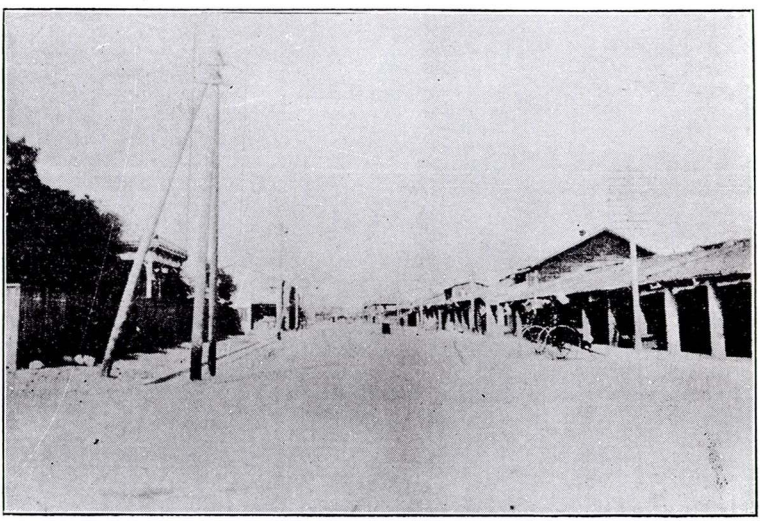


新廳の臺北廳舍



臺北市の今昔（二）

府中街五丁目（左）
府後街三丁目（右）

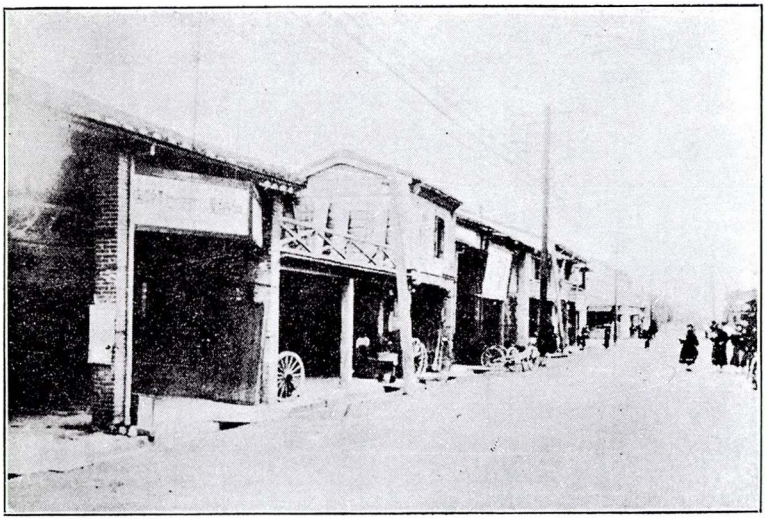


同　上（舊）

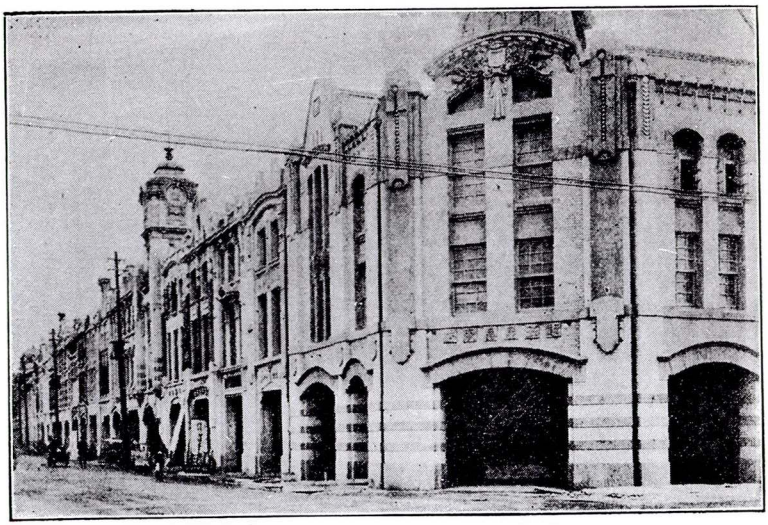


臺北市の今昔（三）

西方より見たる府前街四丁目

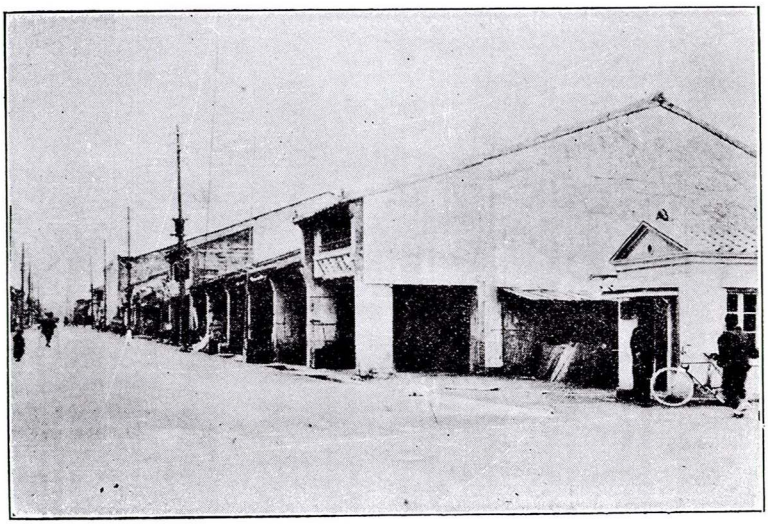


同　上（舊）

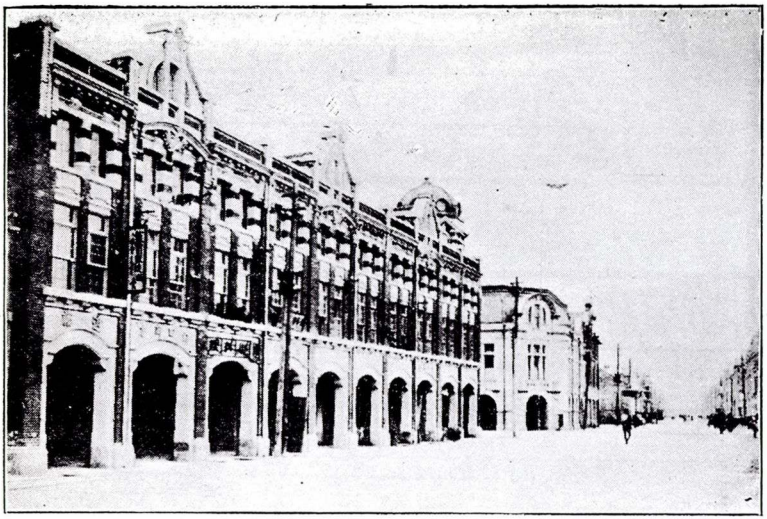


臺北市の今昔（四）

西方より見たる文武街一丁目



同　上（舊）



臺北市の今昔（五）

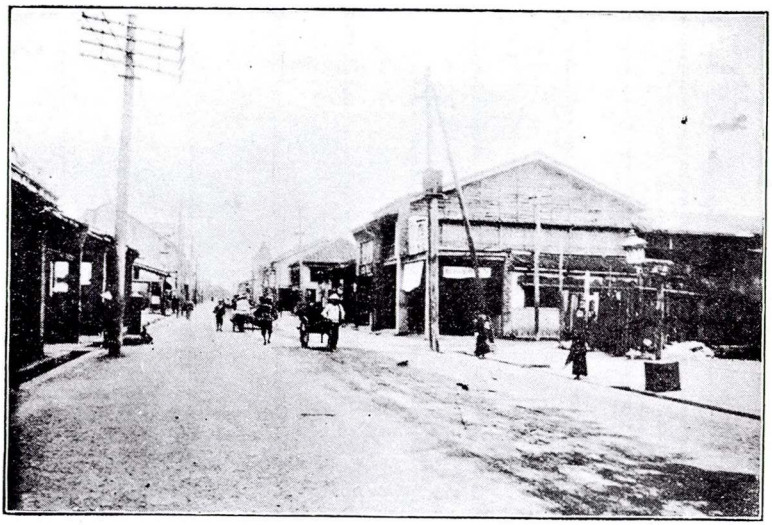
南方より見たる文武街一丁目



同　上（舊）



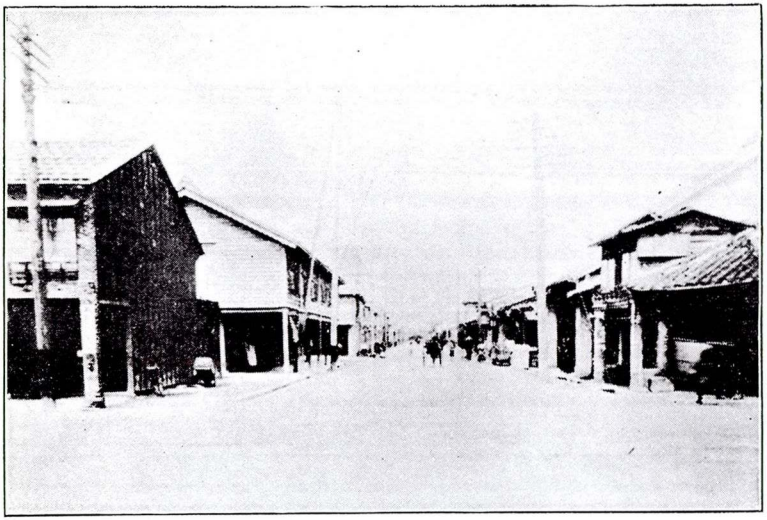
北より見たる（右）府前街（左）府中街



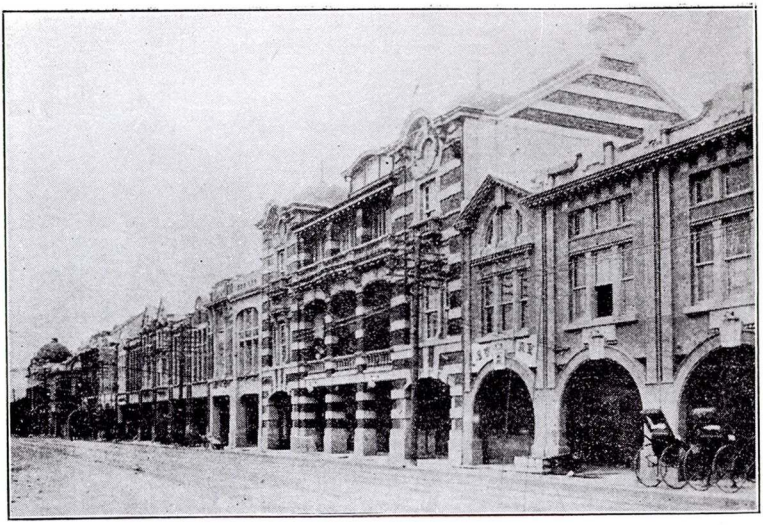
同　上　（舊）



南方より見たる（右）府中街（左）府前街



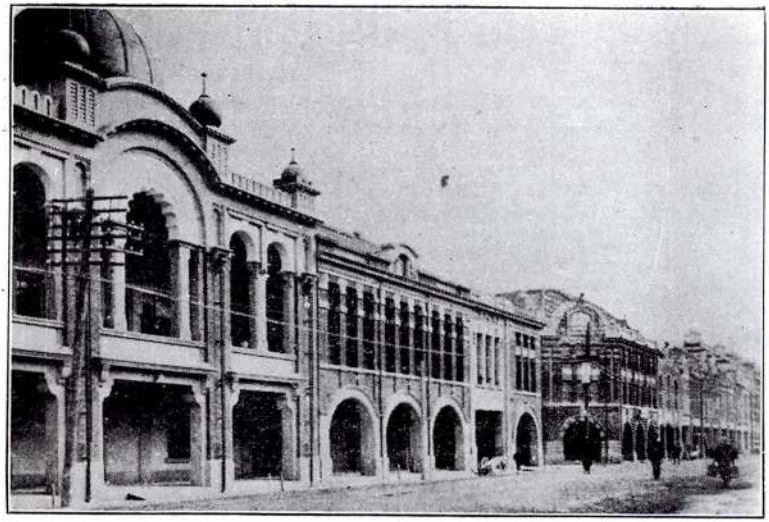
同　上　（舊）



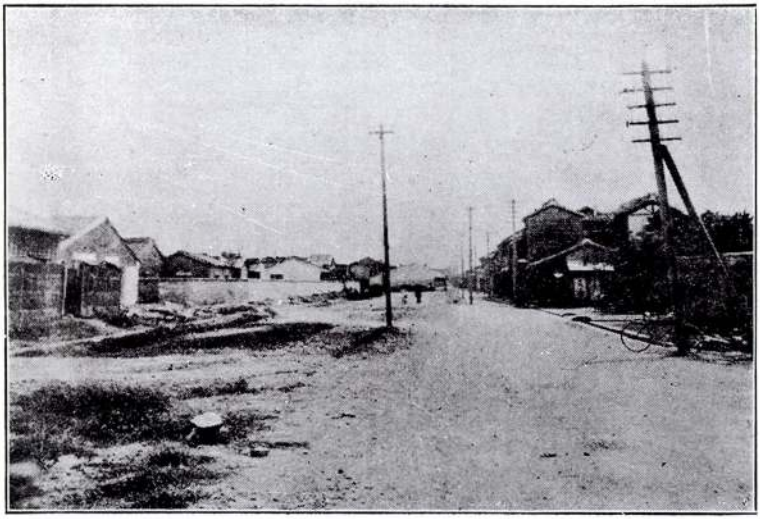
臺北市の今昔（八）
府後街三丁目より二丁目



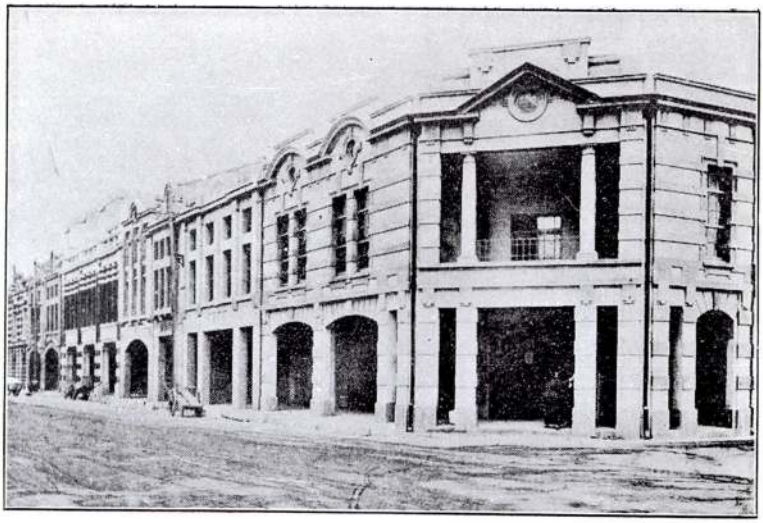
同　上（舊）



臺北市の今昔（九）
府後街二丁目より三丁目

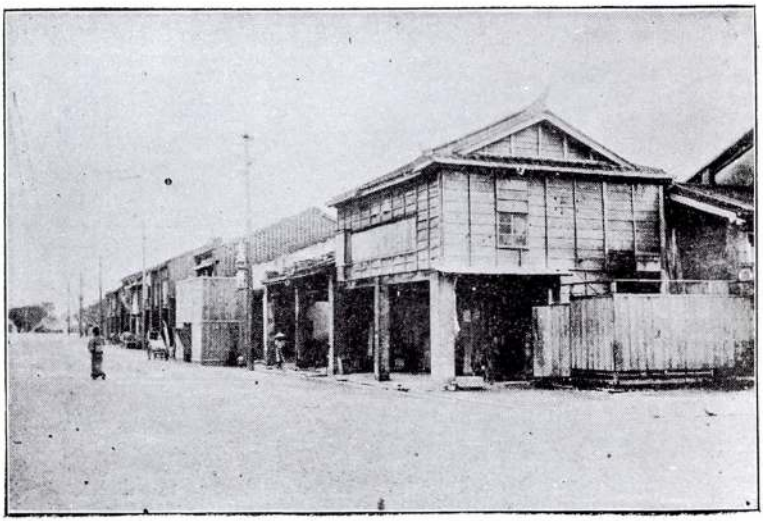


同　上（舊）



臺北市の今昔（十）

府中街五丁目

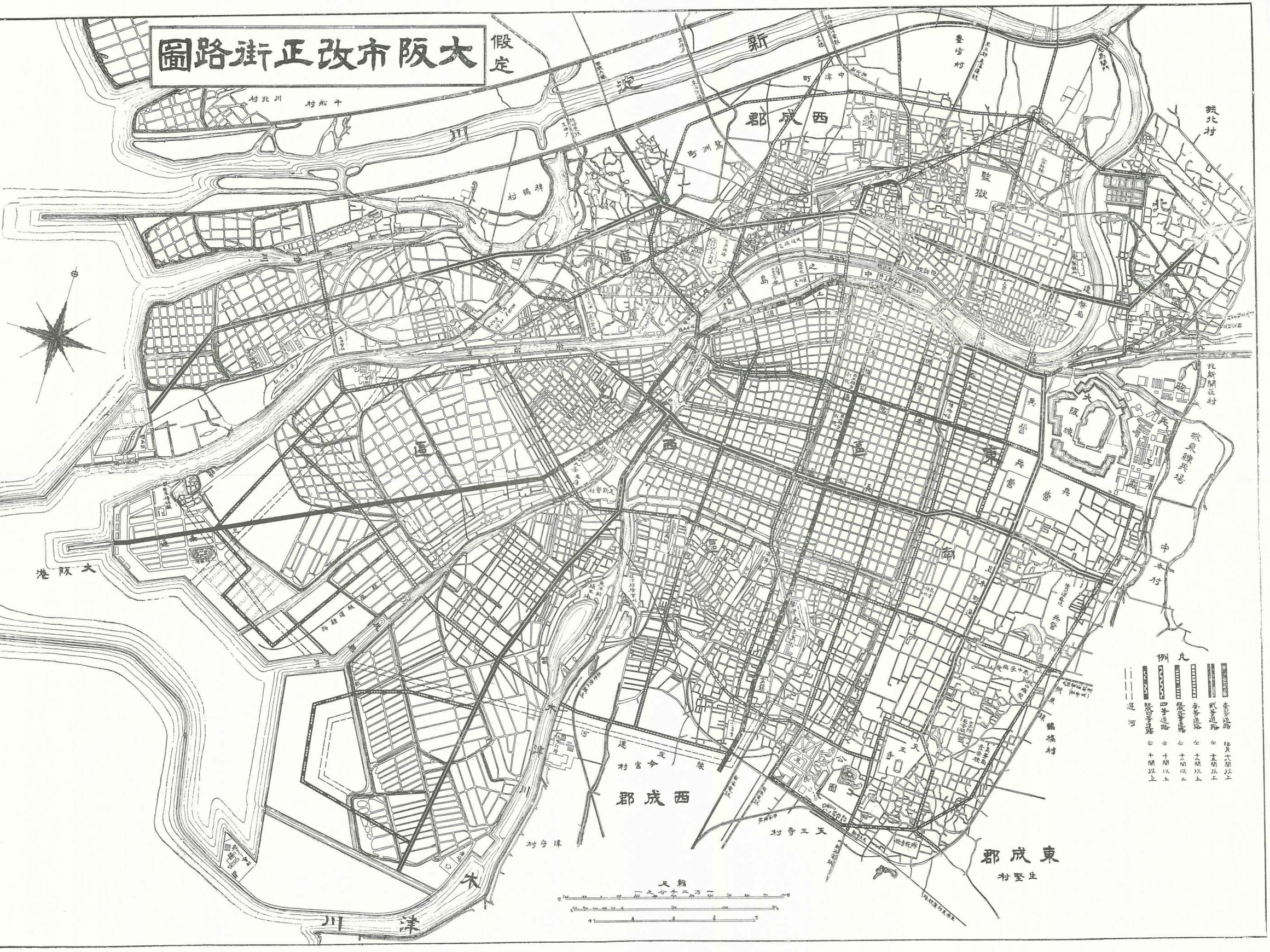


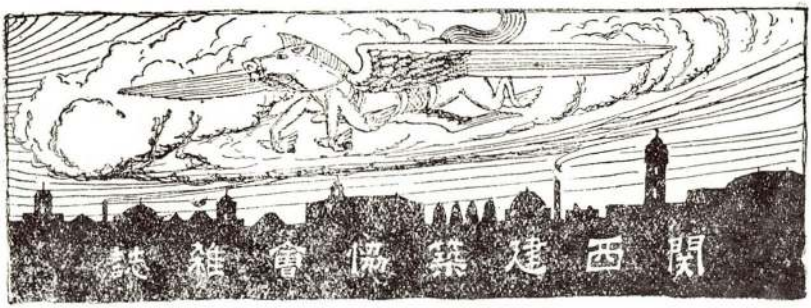
同　上（舊）

假定 大阪市改正街路圖

說明

大阪市改良計畫調査會は昨年早春成立以來鋭意調査研究を進め、現時の大阪市に於て實行に可能なる街路改正假定案を決定し、各方面の施設の基礎案とし、以て改良計畫の第一步を運ばんとするものゝ如し、本圖は本會が特に許可を得て茲に掲げたるものにして世上識者の留意すべきものたるは勿論、讀者の參考資料たるべきことを深く信じて疑はず。





都市建築改造の機運

都市建築の一朝の火災に烏有に歸するは、吾人の常に嘗めつゝある辛酸なり。之を文献に徵するも亦現代の事實に見るも、其頻々たる度數と被害の莫大なるは殆んど數ふるに暇あらず。殊に震災に伴ふ火災の如き、海嘯に依る慘渦の如き、或は颶風襲來の爲めに生ずる壞滅破損は到底之を自然の運命として吾人の將來を諦悟せしむるものにあらず。現代の科學は殆んど徹底的に其被害を免かれしむるの進歩を見たるに拘らず、吾人は何故に尙ほ古來の因襲に捉はれ、斯かる窮狀に滿足せざるを得ざる乎。吾人は當自然の暴力に飜弄されて何時までも之を運命として看過せざるを得ざる乎。否、時代は已に到着して吾人の覺醒を督促すること急なり、世界の潮流は我都市を其渦中に吸引し之を覆滅せずんば已まざらんとす、幸なるかな、近時我國民も漸く排源の迷夢より覺めて、輕便苟且の都市を文明的堅實永遠の科學的組織に改造するの機運に際會し、朝野擧つて都市計畫の調査に熱中するに至れり。古來數千年間吾人の安寧幸福を保護するに足らざる都市建築も茲に始めて其根本的改造の曙光を發見す。吾人は此機會を逸せず堅實なる都市建築の建設に對して至大の努力を拂はざる一からず。之れ即がて堅實なる國家發展の基礎なればなり。



我國都市改良計畫の將來

會員　片岡安

一　緒論
二　交通政策との關係
三　市内交通機關の積極計畫
四　街路系統の改正……幅員と路面築造
五　建築制限と經濟問題
六　衞生工事
七　改良計畫實施の法規と財源
八　結論

一　緒論

都市改良運動は二十世紀の一大潮流にして、歐米の各都市にては大は首都より小は人口數千の小邑に至るまで一齊に其將來發展を考慮したる計畫を樹てざるはないと言ふような有樣である。而し

て其改良運動の動機たるや各國それ〳〵事情を異にすと雖も、其間に一貫せる原因と見るべきものは、現代都市の著しき膨脹と社會衛生の進歩と此二つである。

現代都市の膨脹の傾向は如何に之を妨がんとするも到底其目的を達することは出來ないのである其著しき事實の二三を擧ぐれば、英京倫敦は一八七〇年來每十年間に約百萬人を增加しつゝありて現る一九一三年のセンサスに據れば倫敦の人口は八百四十七萬人であるから遠からず一千萬人の人口を抱擁する大都市となるものと見ることが出來る。又紐育の如きは其口に增加率は最近の十年間は百二十萬人以上を算しつゝあるから現在五百三十三萬人（千九百十四年のセンサス）の人口は今後四十年を出ずして矢張り一千萬人の大數に達するであろふと思はれる、若し此兩大都市が一千萬人の人口を算せる時期が實現するものとすれば、彼等の現時の交通系統も街路組織も又公園設備や上水下水の設備も全く其用をなさぬような羽目に立到るのである。然らば之を人爲的に强制して其膨脹を或る程度に制限すべきやと言ふに之又非常に六ケ敷きことがあるかも知れぬ、要するに此兩大都市の近時の膨脹趨勢は正さに破竹の勢を呈しつゝある爲めに、其交通整理と衛生設備の施設の困難は容易からぬものがあるのであつて、今后此兩都市の都市改良計畫の實現力は到底其膨脹し來る趨勢と並行し得ざることは明了である、故に其實現力の行詰りは自然人口集中の趨勢を漸次喰止めることであろふと思はれる。

巴里、伯林の大都市を始め、米國の市俄古、費府、ブエノスアイレス、リオデジヤヌロ、セントルイス、ボストン、バルチモア、ロスアンゼルス、又歐洲の維那、モスコー、漢堡、ブタペスト、ワルソー

グラスゴー、リバプール、マンチエスター、ブラッセルス、ミユンヘン、及我國の東京、大阪、京都、名古屋、神戸、横濱は、何れも近代都市の膨脹趨勢を著しく發揮しつゝあるを見るのである、中にも市俄古の如きは最近の增加率は毎十ケ年に付き平均五十萬人を示し、伯林や巴里の十ケ年增加率三十萬乃至二十萬人なるに比すれば正さに倍加の高率である、我東京市と大阪市の人口增加率は大約十ケ年間に三十萬人以上であるから、幾年かの後には伯林や巴里以上に其規模の大を改むるようになるかも知れぬ。今後三十年を經れば東京の人口は三百萬、大阪のそれは二百五十萬人となるのは恐らく間違の少き推定と見るべく、神戸、名古屋、京都及横濱は又それ〳〵七八十萬の人口を算するに至るものと見ねばならぬ。人或は之を一の杞憂と見るかも知れぬが、現時の大資本主義や統一主義が國民經濟の基礎である以上、上述の都市膨脹の趨勢は所詮免かれぬものと思はねばならぬ。之れ現代文明國民が鋭意其處理に苦心を要する都市改良の計畫の緊切なる所以である。

都市計畫に關する著述及學說は今日に於ては可なり夥しく之を見るけれども、都市の美觀論を中心として立論されるものゝ多きは、歐米各國の都市としては自然的の境涯であるかも知れぬ。歐米の都市は歐洲にありては十八世紀以來米國にありては十九世紀の半ば以來、都市の建設及其改善には不斷力を盡しつゝ來たのであるから、今急に其都市の骨子及肉係たるべき街路系統と建築に大改築を企てることは、容易からぬ仕事である。故に其計畫を更に立て直すが如きは言ふべくして行ふべからざる如く思はれたのとは、猶我國が現時市區改正の斷行に躊躇しつゝあると同じき苦境であつたと見られる。然しながら巴里はナポレオン三世の時市長オースマン男爵の大改造計畫を承認

して一九〇〇年まで四十年間に亘りて其實現に努力したことや伯林や、維那其他の大都市が中古式の城砦を取毀ちなどして都市の中樞街を新たに建設し新發展地區を計畫した如きは可なり大膽なる果斷であつたと言ふべきである。

之を世界の大勢に見るに歐米の都市は最近に至り彼等の大膽なる改良計畫も漸次行詰りとなりつゝあるやに思はれる、固とより都市によりそれ〴〵事情を異にするのであるから一概に之を論ずることは出來ないけれども、歐米の大都市に於ける上述の如き人口の甚しき集中はそれと相比例して交通量の激增を來たし、從來圓滑に其流通をなしつゝあつた街路も漸次混亂雜沓を極むるの有樣となつて來たから、已むを得ず地下鐵道を建設するやら、住宅地區を外帶に求むるやら、或は郊外住宅を奬勵するなどあらゆる手段を講じつゝあると言ふ始末である。乍併吾人は之を以て都市內部交通の徹底的解決法を見る譯にゆかないのである、倫敦にては市の中樞區域には路面軌道の敷設を禁じてあるけれども、交通混亂の爲めに毎年五百人以上の死者を生じ、漸次其數を增しつゝあると言ふことである、又紐育にては今や第五街の交通は行詰りの狀態とでも言ふべく、最近紐育鐵道會社が發行せる「サービス」誌に依れば、同市第五街(中央大縱貫街路)の四十二丁目より三十四丁目に達するには、其距離僅かに半哩なるに拘らず、自働車にて二十五六分間を要せること珍しからず、歩行者の方却て之を追ひ拔くの滑稽を演ずる場合多しと言ふ、紐育の如く人口二十人毎に一臺の自働車を所有する處にては、自働車の群集は遂に斯かる混亂を來たすの已むを得ざるに立至るは敢て怪むことを要せざれども、文明の利器も用ゆるに由なきに立至らしむるは又一方街路系統や其幅員が

時代の進歩に遲れつゝあるを證明するものと言はねばならぬ。

交通上の障害は今や歐米大都市の何れもが痛切に苦めつゝ問題にして、今後更に激增せんとせる其交通量を如何に處理せんとするやは、彼等の今後の改良計畫に現はるゝことであろふ。之を我國の現時に考ふるも其傾向は漸次顯著となり、東京、大阪、京都等の都市の大通りは今や已に交通の雜沓を來たしつゝある箇所少からぬのであつて、其軌道敷設と其運轉も行詰り居るような狀態である。若し今後の膨脹と發展を推定する時は街路系統と其幅員の改正は一刻も早く其研究を遂げて永遠の計畫を確立せねばならぬことを信せしむるのである。

都市膨脹の現代の傾向は殆んど之を防止するに由なきものとすれば、其人口の集中より生ずる衛生上の危險は交通障害以上に深き注意を拂ふべき問題でなくてはならぬ、急性の傳染病たる虎疫、窒扶斯、赤痢、ペスト等はもとより、慢性傳染病たる各種の結核病等は主として都會の密集地を襲ふものであるから、其防備即ち衛生設備の完全なる施設を以て其危險を防ぐことは、文明都市の一大義務にして、又同時に其誇とすべき處である。最近二十年間に歐米の都市が其衛生狀態を改善し其住民の健康を增進したることは、近代に特筆すべき事實にして、人口集中より生ずる衛生狀態の低下を防止せると同時に、積極的に之を向上したる其事績は、全く衛生生理學の進歩と衛生工事の發達とに歸すべきである。世界最大の都市たる倫敦が今は世界に於ける最良健康地の一となつたなどは、全く其徹底せる衛生設備の賜であると言ふことが出來る。我國の都市は近時非常に其衛生狀態を向上したけれども、實は歐米都市のそれに及はざること遠きものがあるのみならず、吾人をし

て言はしむれば、それとても最早此儘に行詰りの狀態となりつゝあるのである。何を以て然か言ふかと言ふに、都市衞生狀態の根源たる下水設備の不完全と、結核療養所の幼稚なること、食糧品檢査、建築行政の不備等は凡て之れ都市衞生の向上を積極に助ける所以ではない。我國都市の都市としての義務は此點に於て特に甚しく缺げて居るのである。今日歐米の都市にてはたとへ人口一萬に充たざる小邑とても、下水設備を備へざるはよく、又建築行政の施行されざる處はないのである。

其他現代の文明國都市としては當然なさねばならぬ事柄にして我國都市が未だ手を着けざるもの甚だ多いことは、吾人の常に遺憾とするところである、而して其施設の方法が識者の間に餘り攻究されざるを知る毎に、吾人は我國の今後の發展上何となし一種の淋しさを感せざるを得ないのである。吾人が數年前より我國都市の改良計畫が緊急なるを唱へたるは、必ずして歐米各國の文人園藝士等の高唱せし都市美觀の保存より出發せるものではなく、全く現代の文明國として當然享有すべき都市の完全なる設備即ち交通の安全と衞生施設の完備を期待するからである。而して其計畫を立つるには必ず財政の根源を探求するを要するのである、若し財源を得るに由なき計畫ならば空想空論として立消へとなるのであるから、實際問題たる都市改良計畫には必ず其に根源たる財政を顧慮して、其都市が實施し得たるような設計を立てねばならぬのである。唯徒らに尨大なる理想案を計畫するは却て都市改良の機運を挫折せしめるの虞あるけれども、又餘りに現在の財政狀態にのみ拘泥して萎縮せる姑息案を企畫するは策の得たるものではない、宜しく將來の發展を見越し、それに相應せる計畫を立て財政上合理的の方策を攻究すべきである。

二　交通政策との關係

都市の發展は內外兩樣の方面の刺擊及充實計畫に依るものであることは、現代の大都市の現狀が凡て之を證明しつゝあると言ひ得る。殊に近時益々其傾向を著しくしつゝある大資本主義は凡ての物資の都市集中を激勵し、大都市をして益々大ならしめ、其富を增し、其人を增し、其內容を益々復雜ならしめねば已まぬのである。其結果は都市計畫の緊急なるを叫ばしめるのであるが、又同時に都市計畫の適當なる遖梅が其都市の發展膨脹を速めるのである、其狀態は原因が結果を生み結果が原因を助長すること恰も走馬燈の如きものがあると言ふも差支がない、若し都市の發展を恐れ其膨脹を呪ふならば其原因たるべき內外兩方面の充實計畫を疎畧にし、務めて其實施を怠るを以て得策とするのであるが、現代の國家主義は決して斯かる退嬰主義を許さぬのである。

都市の外延的計畫の最大なるものを交通政策とする、外部との交通の利便大なるに從ひ其都市の發展を急速ならしめることは、現代の經濟組織上必然の結果であつて敢て其理由を敷衍するの要はない、而して其外的交通線中海面との連絡が最も重大なる要素をなすのであつて、陸上の大連絡線と相待つて其都市の經濟能力を高めるのである。我國の都市にありても大阪、神戶、名古屋、橫濱及東京は何れも其海面に於ける連絡により其經濟上の發展を助けられて來たことは多大のものであるが、さて現時の狀態は之を以て來るべき今後の經濟活動に勝へ得るものと言ひ得るや否やは、敢て識者を待つまでもない程明白なことである。

東京市に於ける築港問題は、十數年前一時喧しく討論されたけれども有や無やの間に葬られて、近

來は其聲さへも聞こへない、大阪は明治三十年以來二千萬圓を投じて十年間に其築港の外廓だけを仕上げたけれとも、最近までは未完成の儘で其利用さへ出來なかつたのみならず一時築港事業中止を決心した位であつた。近來漸く其機運を捉へて其計畫完成に着手したのは遲蒔ながら其覺醒を喜ばざるを得ない。神戸の築港は國家的事業として十年以來着々進行中なれば其完成も近きことであろふ、又横濱は其築港完成以來已に二十幾年を經て居るが今や其規模の小なるを感じつゝあるような始末である。名古屋の港築も近來出來上りたるものゝ其規模の小なると陸上との連絡惡しきは缺點である。一般に我國の重要港の設備に於て見る甚しき缺點は其陸上との連絡惡しきことであつて折角の良港も其交通利便の一半を失ひつゝあると言ふも過言ではない。之を歐米の諸都市の築港設備に見るに我國都市が如何にも姑息なるを感せずには居られぬのである。

獨逸の漢堡はエルベ河口より六十哩以上を遡りたる河港であるにも拘らず世界最良のものたらしめんとして、其築港計畫に二億萬圓を費したと言ふことである、又英吉利のリバプール市は其築港に四億萬圓を投じ、マンチエスター及ニユーカツスルは各一億七千萬圓以上を其港灣修築に費したのである、殊にマンチエスター市が今より二十四年前に已に海洋より三十五哩半の大運河を開鑿して海面との直接交通を計つたのは大膽なる積極政策として大に稱賛されたのである。而して此等の都市の著しき發展は其海面交通政策に負ふところ大なるは言ふまでもないのである。今試みに我國の著名なる港が費したる修築費を見るに左の如し。

大阪築港工事費（大正四年度迄の分）　二千二百八十八萬圓

外に附帶事業費　三百四十五萬圓

（公債の利子支出は除く）

神戸築港工事費　一千七百七十五萬圓

外に南防波堤工費　二百萬圓

横濱築港工事費　一千〇四十八萬圓

外に防波堤修築費　百萬圓

毎年港内浚渫費　十萬圓

名古屋築港工事費（大正五年度迄の分）　五百九十四萬圓

外に中河運河の設計（未完の分）

第一區　五百二十五萬圓

第二區　三百〇三十萬圓

第三區　三百九十萬圓

四日市築港工事費（施工中の分）　三百四十八萬圓

基隆築港工事費（既出の分）　九百萬圓

打狗築港工事費（同）　四百七十三萬圓

	市街鐵道延長（哩）	人口十萬ニ付キ哩數	都市面積一方哩ニ付キ哩數
倫敦	二五〇、	四、四六	二、一二
紐育	二九四、	一九、四三	一、〇二

市	五一四、	四〇、六七	三、七六
俄古	二四四、	八一、九〇	五、二二
桑港	一五一、	七、一九	五、〇九
東京	六四、	四、四二	二、九一
大阪	四八、	九、三一	三、五一
京都			

（右ハ阪本陶一著「都市及電氣鐵道」及本邦各都市統計書ニヨル）

次に鐵道驛の計畫、其線路の普及及運轉系統等即ち陸上交通機關の設備を考ふるに、其利便が都市發展に大關係を有するに敢て海面連絡には讓らざるものがある。獨逸に於て早くも鐵道國有を斷行し其統一せる運轉組織を立て、大都市間の急速且つ大量運轉の計畫を實施したのは有名なる事實にして、獨逸都市が最近四十年間に世界に比類なき程長足の發展をなせしも、一は其鐵道政策の爲めであると言はれて居るのである。即ち。

ヂユツセルトルフ市	七〇、〇〇〇人（一八七一年）三五六、〇〇〇人（一九一二年）
フランクフルト、アム、マイン	八〇、〇〇〇人（一八七一年）四一一、〇〇〇人（一九一〇年）
ケルン	一四四、八〇〇人（一八八〇年）五一一、〇四二人（一九一〇年）
ドレスデン	二二〇、八〇〇人（一八八〇年）五四六、八二人（一九一〇年）

の如きは其實例であつて、同時に彼等が其發展に應ずる爲めに市外郊地を所有し、將來の都市計畫地を豫定した事實と相待つて、之を一貫せる賢明なる處置であつたと言ふことが出來る、殊にフランクフルト、アム、マインの如きは其人口二十萬に充たざる時に、其鐵道停車場に二千萬圓を投じて其經營をなし、都市發展に伴ふべき工場地や住宅地を其郊外地に豫定したのである。之を現時の我

國都市の支離滅裂なる都市經營法に比するに實に雲泥の差を見出さゞるを得ない。鐵道幹線が其都市に接觸する停車場は其都市の大玄關にして、交通利便の第一歩であるから其配置及設備更に進んで其運輸實力が如何に其都市の發展に影響するやは茲に論議するまでもない問題であるが、不幸にして我國の都市を經營するものは未だ嘗て此問題に就て深き研究をなしたものはない、從つて未だ現狀改善の考案を發表したものを見出さぬのである。

港灣修築や鐵道停車場の問題は所謂國家の交通政策よゝ出發すべきものにして、一箇一箇の都市が後是論議すべきではないと言ふ見方もあるかも知れぬ。乍併そは餘りに國家と國民とを乖離した考である、國家の施設は局部局部の發展を考へずしては所詮完全なる進行をなすべきものではない國家の進運は或る特殊の場合を除くの外は各地方殊に大都市の發展の積算であるので、各都市が其發展の著しきものある時に其國は榮ゆるのである。若し其國の都市が何等發展の事績を擧げざるものあらば其國は貧弱なる劣等國となりつゝあるものと見ねばならぬ。此意味に於て國家の交通政策と都市發展の順序とは、最も深き關係あるものと斷定せざるを得ない。

吾人をして忌憚なく言はしめば、我國都市の從來の施設は國家の交通政策に何等の要求をしたことがない、又國家の交通政策も、都市將來の發展に付き深き注意を拂つたとも思へぬ。東京灣築港の如き、大阪臨港鐵道の如き、各大都市の停車場の如き、寔に緊切なる都市施設であるにも拘らず國家は常に之を冷淡に取扱ひ、都市當局者も敢て之に付き深く研究をなさなかつたのである。吾人は我國都市計畫の緊急なるを考ふる毎に、さし當り第一着に逢着すべき難關を交通政策との關係に

あるを思ふものである、唯徒らに市内の街路系統に沒頭したり、市の美觀とか、公園遊園の設備に腐心するは其根本を考へざるの甚しきものである、而して之を事實問題として取扱ふ場合に、吾人は第一着に東京ステーションの改築、大阪停車場、神戸停車場の位置變更等中々重大なる問題に觸れねばならぬのである、若しそれ京阪、京濱間の運輸改善或は東京神戸間の急速運轉等の問題に至りては、純粹なる鐵道事項である如く見ゆれども、矢張り其影響は凡て大都市發展に關係を有するのである。

三　市内交通機關の積極計畫

都市が發展するに從ひ市内の交通頻度を增すこと著しきものあるは、現代都市の特徵の一である世界に於ける最大都市たる倫敦に於ける市内交通激增の統計を見るに、一九〇三年より一九一一年までの間に其人口の增加は百分の九に過ぎざるに、其交通量の增加は地下鐵道乘客は五割以上、路面軌道のそれは十割以上、乘合車のそれは九割以上であつて、幹線鐵道の乘降客を加へざるも、倫敦全体の交通客は約六割八分を增したのである。而して大都市の交通量激增は獨り倫敦に止まらず獨逸、佛蘭西、墺匈國、亞米合衆國等の大都市に於ても之と同じき現象を發見するのである、紐育市内交通機關乘客延人員の如きは、一八七二年には一億三千八百萬人にして大正三年の大阪市電の運搬したる延人員と大差なきものなりしに、一八八二年には約倍數の二億五千萬人となり、一九〇六年には八億三千六百萬と言ふ三倍以上の數字を示し、次の十年目なる一九一六年には其又五割增なる十二億萬人となつたのである。而して紐育市役所の發表するところによれば一九一一年度に於

ける世界大都市の市内交通機關の運搬したる延人員は。

倫敦	十六億五千九百萬人
紐育	十一億五千萬人
維那	八億八千六百萬人
伯林	七億六千萬人
巴里	七億一千五百萬人
市俄古	六億五千九百萬人
費府	四億六千七百萬人

ありとの事である。而してその後今日まで五年間に更に激增をなしたのであるが、此次大戰亂の爲めに或は著しく減少をなした都市あるやも計られぬ。之を都市の人口に割當てゝ見る時は何れも其都市の人口一人に對し一ケ年三百回內外の乘車をなすことを知るのである。乍併それとしても交通機關の發達に伴ひ更に更に增加すべき運命にあるものと見ねばならぬ。

我國の都市が其唯一交通機關たる路面軌道にて運搬しつゝある乘客は大正三年度に於て東京は二億五千七百萬、大阪は一億一千萬、京都は二千二百萬に過ぎざれども、本年の如きは各都市何れも少くとも其數割を增加しつゝあるようである。之を我都市の膨脹と及交通量累加增進の大勢より考ふるに、近き將來には其市民一人に付き一ケ年三百回乘車と言ふ標準に達すること必ずしも空想ではあるまい、して見ると、東京の人口二百五十萬、大阪の人口二百萬に達したる十年後の狀態は如

何と言ふに。

東　京　　七億五千萬人

大　阪　　六億萬人

の延人員を運搬すべき市内交通機關を要する譯である。乍併斯かゝる大量の運搬は唯一の路面軌道にては到底不可能のことであるから、地下鐵道及高架線路を建設して其機能を發揮するより外に途はないのである。

上述の如く我國の都市の市内交通機關は到底現時の儘では都市發展の順路を助けることは出來ないのみならず、自然の進路を防害するの虞あるものではないかと思はれる、市内高速交通機關の敷設は其缺陷を助ける爲めのみではなく、都市の面積擴張さるゝに從ひ交通の爲めに費す時間を減縮する意味に於ても亦緊急の問題となるのである。

更に都市が其郊外の住宅地區を衛生上の安全瓣とする現代の傾向は、市内急速交通機關の要求を益々切ならしめるのである、我東京市や大阪市は已に其必要を多少感じて來たのは事實である、郊外の電鐵の經營漸次發展するに從ひ、市内交通機關の積極的計畫は今や我國大都市の必然の責務となつて來たと言ふことが出來る。

四　街路系統の改正……幅員と路面

都市計畫の根本義たる其内外の交通機關と共に其骨組をなすべき街路の計畫は、都市としての最後の運命を決定すべき責任あるものである。街路の系統を完全にし適當なる幅員を決定することは

實際問題としては非常に困難なることであつて、唯之を圖上に描寫する如き單純なる事柄ではない殊に中古以來儼然として存在する舊市街を縱橫無盡に改造する如きは餘程の信念と充分の財源を持たねば出來ぬことである。若し新開地に其計畫を立つるならば、其計畫には十分なる理想を發現出來るけれども、實際現存の都市築造物を破壞して新たなる線路を造り出す計畫には鮮からぬ制限を受くるのは當然である、況して財源を造り出すことの更に困難なる事情あるに於ては、其難解の方程式たる言はすして明である。

世界各國の都市が如何なる街路系統を有するやと言ふに其大勢より分類する時は(一)碁盤格子式(二)放射式(又は蜘蛛網式)(三)碁盤格子斜角線入り、の三樣あると言ひ得れども、中古以來時勢の變遷により漸次に發展したる都市に於ては以上の形式を種々混用して居るのである、又地形上それ等の形式に全く外づれたるものゝあるのは當然の結果である。而して古來都市の建設者が如何なる打算をなして其街路系統を研究したかの苦心に就ては、何等文獻に徵すべきものなく、從つて其理論的立場を吟味する譯にゆかないけれども、古代希臘や羅馬の都市の地圖を繙き又は中古の歐羅巴都市の配置を見或は我國維新前の各藩城下の市街を見れば、其建設にはそれ〴〵甚深く注意を拂つたことは十分に觀察されるのである。吾人は今茲にそれ等の建設當時の苦心經營の跡を尋ぬるの時間を有せぬのであるが、其研究の結果は恐らく現代の都市計畫の精神と一致するものを發見することは必然であると思ふのである。

吾人は今茲に歐洲都市が其中古以來の街路系統を如何にして改造しつゝ來りしかの經營談を一々

取調べる餘裕を持たぬけれども、彼等が十九世紀の下半期に入り、産業經濟の組織一變と共に返言すれば其統一せる交通政策確立以來其都市の改造に着手せし趨勢は見遁す譯にゆかない。而して其都市膨脹の現實の現象は益々其改造計畫の緊急なるを感せしめ朝野一齊に其實行の機運を會得したのである、獨逸の各都市は一般に其の計畫を徹底的に實行したのであるが、佛蘭西の巴里墺匈國の維那等も亦大膽なる改造計畫を實行した實例である、獨り英吉利の都市は倫敦を始め何れも其改造の機運を覺ること遲かりしは彼國將來の爲めに大に惜しむべき事である。倫敦の街路系統は世界最大の都市ならずとも甚だ不秩序不整頓のものとして批難すべきものであるが、現時の如く人口八百二十五萬を算し、世界最大の富と實力を有し又世界無比の交通頻繁なる都市としては到底之を批難せずには居られぬのである、如何に御國自慢又因襲尊重の英國人も近來大に其非を自覺したのは事實にして、戰前に市の理事者は打揃ふて大陸都市の改良計畫の視察に出懸けたのは正さに其覺醒の實證である。

之に反し巴里は自今約五十年前時の市長オースマン男爵の大改造計畫を承認し着々其實施を怠らず遂に一種の巴里式放射線街路系統を築き上げ歐洲に於ける最美最善の都市を現出したのである、人若し其改良計畫以前に巴里地圖を見るならば如何にも狹くるしき中古式亂雜の都市であつたかを感ずるであろふ。吾人は巴里の街路系統を理想的のものと思ふものではないけれども、中古以來の舊都市を修正改造して仕上げた市街としては實に能く其系統の調和、街路幅員の塩梅、公園、遊園及公舘の配置等に成効したものと思ふのである。

巴里の改正プランと相待つて都市の街路系統として世界の双璧とせらるゝ北米合衆國首都ワシントンの市街は全く新しき計畫であつたので、唯ポトマック河流と其附近の地形に適合する爲めに多少の制限を有したのみであつた、一七九一年(自今百二十六年前)佛人ランファン氏は第一世大統領ワシントンの聘に應じて其計畫に着手し一種の斜線入格子形のプランを作成したのである、爾來其プランは忠實に實施されて現時の如き模範的都市を形造つたのである。然るに此と相前後して其街路系統を企てた紐育市は其地形の關係もあつたであろふが全く直角式の縦貫横斷の街路系統を採用した、同市は人口未だ十萬に充たざる時一八一〇年(今より約百年前)其時の調査委員の報告に基き人口二十五萬を標準として、現在の如き系統のものを實施するに定めたのである。其縦貫道路は幅員百呎にして間隔は百間乃至百五十間に配置され、横斷街路は約七十間毎に十間幅のものを造つたのであるが、其膨脹は其標準とせし二十五萬の人口は忽ちに超過して今は其二十倍なる五百萬以上をも算するように成り、尚益々膨脹の趨勢を高めつゝあるのである。故に今日紐育市民が現時の街路系統及配置の爲めに苦しみつゝあるのは當然であつて敢て怪しむる要はない。現時紐育市に於ては其中樞區域たるマンハッタン區の街路改造計畫は緊急の事に屬するのであるが、奈何にせん其地所の價格餘りに高きと、又其建築物が所謂高層の大建築を以て充たされ、到底之を擴築することは出來ないのである。我國の都市は今や中古の封建時代の都市より一躍して現代文明に沿ふべき實質を具備せねばならぬ時期に達したのであるが、紐育の實例は以て殷鑑となすべきではないかと思はれる、幸にして我國の都市は東京を始め其他の大都市何れも地價未だ比較的低廉にして、又大し

たる高價の建築物も出來て居ないのであるから、街路系統の改正と其整理は今を措ては將來決して其時期は來ないかも知れぬのである、永遠的街路系統の確立は實に焦眉の急と言はねばならぬ。

東京の市區改正委員會が今日まで鋭意其街路系統の整理をなし來りしは、上述の意味に於て甚だ賛明ある手段と言ふべきであつたけれども、不幸にも帝都發展の將來を達觀せざる計畫の下に其實行をなしたのは吾人の甚だ遺憾に感するところである。乍併我東京市は紐育市の如く永久的堅固の高層建築の未だ出現せず、地價の價格も彼の十分の一にも充たる現狀の間に第二の永遠的街路系統の整理案を確立して其斷行を企畫するを目下の急務とする。而して東京市以外の大都市就中大阪、京都、名古屋等の都市も今や東京と同樣の市區改正條例を布かるゝことゝなつたのであるから、吾人は一刻も早く此等の都市が其街路系統の永遠的計畫を確定して、正さに來らんとする其膨脹發展に備へねばならぬことを慫慂せざるを得ない。

舊都市の街路系統を變更改造することの困難は已に述べた通りであるが、吾人は我東京及其他の大都市の實際問題として之を取扱ふ際に其計畫を立つる爲めには非常に多くの紛糾せる事項を一齊平等に觀察せねばならぬこのと困難を痛切に感ずるのである、其中に就て最も重要なる項目と見らるゝもの二三を擧ぐれば。

一　港灣棧橋と幹線街路の連絡
一　鐵道終點驛と市中心地區の連絡
一　商業中心地區と幹線街路の關係

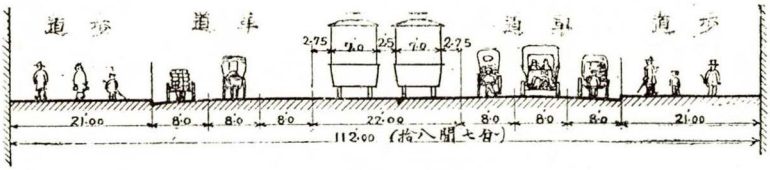
一　行政公館の配置
一　遊園地、公園其他の娯樂場と幹線街路の連絡
一　交通量のセンサスと其增加の豫定
一　幹線交互の連絡と市內交通機關の關係

等にして、其何れもがそれ〴〵現在の我國の都市にては十分の設備を有して居ないのであるから其連絡たるべき街路系統の整理のみを以て企畫を立つる譯にはゆかない、況して現在無頓着にアチラコチラに散在する遊園地や、行政公館又は其他の大建築を結び付けたり、或は鐵道終點驛の不利なる位地を生かさねばならなかつたりすることの事情あるに於てをや、又更に現在の商業殷盛の地區を切り取り其建物を取崩すような荒療治を成るべく輕微ならしめんことの工夫が實際上の緊急なる要求であるに於てをや。

街路系統整理の設計は新たなる地區に都市を計畫するよりも餘程困難であることは、實際的に市街改造の計畫に接觸するものゝ外は、餘り其眞相を知らぬのであるが、其困難の最初は幹線及中心地の撰定にして其最後は財政問題であることを知らねばならぬ、都市財政の實際問題は凡て此等の計畫に對する最大なる發言權を有するのであつて、我國都市改良の實行力の少きは主として其發言者のピキトーによるのである、吾人は後章に於て少しく其問題を述べて見たい。

街路系統の研究と共に最も重大なる項目は其街路の幅員である、從來我國にては街路幅員の大なるを一種の贅澤と思つた時代もあつたけれども、近時交通量の增大なるに從ひ愈其幅員の適當の大

さが街路の生命であることを感ずるに至つたのである。今試みに大都市の幹線街路幅員の適當なる大さを計算するに。



歩道　二十一尺
車道　七十尺

幹線街路の必要なる幅員の最小限は十八間七分となる若し廣道の如き意味にて植樹をなし遊歩道を取る場合には更に兩側又は歩道の一方に四五間の幅員を要するのである、歐米各國の都市にては其公舘地域又は公園廣道の連絡幹線には路面の軌道を敷設せしめずして且つ遊歩道乘馬道を並用するようであるが、それ等は交通の利便以外に市民の行樂を助ける意味であつて又同時に都市中心地の美觀を增すことを目的とするのである。巴里のシャン、ゼリゼー廣道、伯林のウンテル、デン、リンデン街維那のリングストラッセー、漢堡のリーペル、バール　匈牙利のアンドラシー街、華盛頓のペンシルベニヤ、アベニユー、倫敦のヴキクトリヤ、エンバンクメント、エデンバラ市のプリンセス街等は何れも單純なる交通の幹線街路と見做すべきものではなく、むしろ其都市の晴れの塲所として其文化の程度を示し又其美觀を誇る一の表看版と見ねばならぬ。

幹線街路の必要なる幅員の最小限は十八間七分とするも、更に其都市發展の將來に應じ得る爲には、或程度の餘裕を考へ置かねばならぬのである。紐育市の縱貫幹

線街路は百呎の幅員を有し路面軌道の敷設なきも今は其狹隘なる爲めに非常に苦痛を感じて居ることや倫敦市の街路が一般に狹隘にして警官の指揮により漸く其交通の整理をなしつゝある現狀等に考へ迫ふ時は、我國の大都市は唯現在の交通量のみに拘泥せず、將來の激增せんとする交通量を十分に推測して、街路幅員を定めねばならぬ現時の我東京の銀座日本橋通りを始め、市區の中心殷賑の場所に於ける街路は其系統の一貫せざると共に其幅員の狹隘なることは著しき事實である。

（倫敦はホワイトホール通りは百二十呎百四十五呎の幅員あれども、其大通なるレゼント街が僅かに八十五呎ピカヂリー街が七十五呎ガクスフホード街が六十四呎しかないのである、我東京にては丸の内の大通りは百二十呎にして幹線街路として必用なる幅員を有するも其連絡線たる外線を渡りたる街路は七十呎内外に減少され居るのである、又交通量の最大なる日本橋通りは其幅員は九十呎に過ぎないのである大阪市の現時の街路幅員に至つては一も文明都市たる資格を持つて居ないのである）

街路面の築造は我國都市に於ても近時漸く識者の批難が起つて來たのである、從來、草履や下駄にて緩つくりと練り歩いた時代にては、現時の如く土砂又は砂利を踏み固めた路面にても差支がなかつたのであるが、今や交通量の激增に加へて人力車、荷車、自働車等重量の大なるものゝ運搬が生じ、しかも其急速と利便の大なるを要することの切なる時代になつたのである、然るに路面は依然として土砂踏み固めの式に據りつゝあるから雨天には其泥濘靴を沒すること珍しからず到底大都市の街路と思はれぬ程慘じめなものである。路面修策の聲は今や議論の問題ではなく、實行の時代となつて來たのであるが、さて如何にして其實行を期するやと言ふに之も矢張り其財源の爲めに窮するのである。

現代の科學と其實驗が敎ふる處によれば、市街地の街路路面の築造はコンクリート土臺の上にア

スファルトを敷くか、ウードブロックを敷くか又はマカダム敷となすかを最良とせるのである。もし歩道ならばコンクリート、ブロックを敷き並べるも良しいのである。此等は歐米の各國都市の已に實施をなしつゝあるところであつて、我國に於て更に實驗をなして見るの要はないようなものであるが、東京や大阪にてはそれ〴〵或る街路に其部分的試設を施し其結果を研究中である。其成績に關しては多少の批難を聞くけれども主として施工の不完全から生じた結果としか見る譯にゆかない。今假りにアスファルト敷の路面築造を一般に採用するものとして其工費を計算する時は、我東京や大阪が現在の主要街路にのみ之を適用するとしても、何れも二千萬圓以上の工費を要するのであつて、然かも其維持掃除等の費用亦毎年百萬圓以上を計上せねばならぬことを知る時は、之れ又可なり難解の問題である。

公舘の配置は街路系統の決定には重要なる關係あるは言ふまでもなきことにして、最近發達しつつある亞米利加都市は殊に此の問題を重要視して居るようである。國會議事堂、國務省、市廳舍、寺院、大劇場等は即ち其中心核子となるべき性質の公舘にして、廣場の中心とか其正面の衝き當りの場所とか占據すべき筈のものである、又此等の各箇が彼此相對稱して街路系統中の重鎭をなし環境の調和と其美觀を發揚せねばならぬ、我帝都たる東京市の公舘は日比谷の三公舘が霞ヶ關に向つて並列せる以外に其配置を深く考究したと見るべきものは一つもないのである、此回建築されんとする國會議事堂の位地の如きも、唯其地形の優勝なると市中心地に近きだけであつて、帝都の街路系統と果して適當なる連絡調和を保ち得るや否や甚だ疑問である、其他大藏省始め國務省にして今

後新築すべきものゝ數尚ほ多いのであるから、此等の建物の凡ての配置を一刻も早く確定し置きて將來其全部竣成の際に於ける環境の調和を考へねばならぬ。議事堂の配置もそれ一箇としての適當な配置より更に一歩を進めて帝都の中樞核子たる適當の位地と配置を考ふへきではないかと思はれる。鐵道停車場も交通連絡の中心地としての外に公舘として重大なる位置を占むるものである、博物舘、美術舘、圖書舘、警察署、其他各所の行政用公舘は何れも街路系統の重要分子をなすものであるから、其配置及計畫は決して箇々別に考ふべきものでない、然るに我國大都市の現狀に於ては大体に其理解をなしたものは甚だ少いのである。唯幸なることは此等從來の公舘も主として時代の要求に後れたる間に合せものが多いのであるから、今後更に將來永遠の建築をなす際殊に此の意味に於て注意を拂ふべきである。

街路系統を新たに立つる場合に放射線狀の組織を取るべきや或は碁盤格子形式を得策とするやは主として其地勢より打算せねばならぬから、一概に之を論ずる譯にはゆかない。しかし人口五十萬以上或は更に漸次增加せんとする大都市にあつては一箇の市中心より四方に放射するが如き極端なる蜘蛛網式のものは實際上甚だ不便にして、到底適當なる交通系統たることは出來ない、之れ主として大面積の各地點が其位地を明示するには Coordinate system より外に簡單明瞭なる方法はないからである、而して Polar System たる放射線式表示は其位地指定餘りに Delicate であるから或る小都市又は小區域にては大した不便なりとするも、稍大きな都市にてはどうしても不便が多いのである又地積利用し意味に於て放射線式の街路は一般に不利益が多いことも事實であるから、街路系

統を樹立するには大体直角式又はそれを基礎としたる縦横線を用ひ、地形に應じて或は斜角線を入れ或は大廣道を配置し、遊園地を其間に擽梅するを美しとする。華盛頓のプランは正さに此理想に近きものであるが、吾人が今後我國都市の新開地の計畫に彼の形式を其儘に利用し得る場合は少いかも知れぬ。要するに舊都市の外部に發展する地域の街路系統整理は我國都市の最も緊急とするところであるが、其現實の問題に就ては未だ誰れ一人研究を發表した人のないのは甚だ心細き次第である英吉利に於ては一九〇九年住居法と共に都市計畫法は法律となりて發布され、主として新開の市街に向つて其街路整理を命令し同時に又國法の保護を與へて居るのである。吾人は東京市區改正條例の如き立派な法律を有するのであるから、此法律に準據して舊市街の街路系統大改正と共に郊外新開地域の街路系統整正の實行を期さねばならぬ、それにしても其計畫の調査が少しも出來て居ないような現時の狀態は、吾人は現代の文明都市民として甚だ恥かしく感ずるところである。（未完）

□ユートピヤ□

莊田平五郎氏は建築學會大會の晩餐會の當夜、次の樣な面白い話をせられた。

『私は三十年か五十年かの未來の夢を見ました。其時分には東京市では現市長にも優るとも劣るまじき市長を戴き市參事會員は田尻市長が憤慨された樣に老舖の番頭が若主人をこづき廻す樣な人達でなく、出來る丈市長を輔佐し市會議員は市の安寧幸福のために獻身的努力をする人達であり、又市の各方面の顧問技師殊に都市計畫に關與する建築家はよく經濟上の問題をも了解して居られ實行に可能なる計畫を立てられるし、市民も亦殆と我家の數奇を誇るやうに市の爲めには惜し氣もなく金を據出するのみならず、此の橋には自分は幾何の資金を分擔した此の公園には自分は幾百圓を投じたいふ風に市を愛する人達でありますから、其時分の東京は上下和合して和氣藹々たる一家の樣であります。私はこの私の見た「ユートピヤ」が近き將來に必ずや實現せられることゝ信じて居ります」

一夕の老錬なる夢物語、含味すれば意義頗る深重、千言萬語の名論卓說も及ばざるものがある。



英國に於ける住居及都市計畫法令 (三)

大阪高等商業學校敎授 伊藤眞雄

(七) 一般的規定の修正

一、何人にても、左の目的を指定したる、地方廳又は政務廳の委任證書を有する者は、占有者及び所有者二十四時間前に通知をなしたる後、適當なる時刻に於て何時にても其家屋、屋敷又は建物に立入ることを得。

イ、地方廳が住居條例に依て家屋、屋敷又は建物を收用し得べき場合に於て、之を鑑定又評價する爲め。

ロ、住家に對して閉鎖命令又は取毀命令が發せられたる場合に於て、之を鑑定又は檢査する爲め。

ハ、地方廳又は政務廳が、或家屋、屋敷又は建物に關して住居條例に依る權能の行使を要するや否やを決定する爲め之が鑑定又は檢査を必要と認めたる場合に之を鑑定又は檢査する爲め。(第三節)

一、地方政務廳が、一地方廳の請求に由り、住居條例の目的上數ケの地方廳が一般若くは特定の場合に於て聯合して行動するの便宜なることを是認したるときは、命令を以て之に關する規定を定むることを得。(第三八節)

而して務廳が之に關して定むる規定は、一八七五年の公共保健條例第二七九節に依りて政務廳が地方聯合の組織の爲めに發すべき假令中に定むる規定と同一の効力を有す (同)

右保健例の規定に依れば

政務廳は、地方廳の請求に由り、左の目的の爲めに聯合地方區を組織することを以て、其總地方區の全体又は其中の或もの若くは其或地方區の一部分の爲めに、有利なりと認むる場

合には、假命令を以て聯合地方區を組織することを得。（一）水の共同供給を得る爲め、（二）共用の下水道幹線の構築又は或下水道系統の實施の爲め、（三）其他此保健條例上の目的の爲め、聯合地方區の經費及びこれが組織に伴ふ費用は、總て聯合地方區が此保健條例に依りて徵集し得る地方稅の負擔とす。本法の規定に依て左の如く聯合地方區を組織するに至つてもそは住居條例上の目的に就てのみ聯合するのであつて其他の事項に關しては依然分離獨立し居るべきは勿論である。而して聯合せる地方區は其目的の範圍内に於ては聯合地方委員會の權限に服し、聯合委員會の組織方法は地方政務廳の決する所である。又聯合委員會の經費は、政務廳の假命令に特別の定なき以上は、各地方區が其管内の財産の課稅價格に比例して出資せる共同の基金より支辨し（一八七五年保健條例二八三節）聯合委員より各地方區に負擔を命じたる金額は之を其他地方廳の債務として回收することを得る。（同二八四節）

一、地方廳が住居條例の爲めに取得又は建設したる土地又は住家は、本法の規定に拘らず之を賣却處分するの義務なきものとす。（本法第四〇節）

本法第一編第一二節の規定に依れば、本編の規定に依て得たる資金を以て建設したる住家は、特別の認可あるに非れば完成後十年以内に之を賣却處分することを要するとあたのであるが、本法の規定に依て之を廢止したのであつて、其結果地方廳は地方稅又は、借入金より成れる住家改修基金に依て建設したる住家をば永久に所有し、之を收入の財源と爲す事を得るに至つたのである。

一、現行法規の規定如何に拘らず、勞働者の住居用として脊合せの家屋を建設することを禁ず、本法通過後に於て其建設に着手せられたるものは、住條例上之を人類の棲息に不適なるものと見做す。（第四三節）

但し一家屋の内に脊合せの數多の住宅を含むものは、其地方の保健醫員か、各住宅の總ての住室は皆空氣の流通充分なるやう構造配置せられあることを證明するときは、之が建設又は使用を防げず。（同）

又右禁止規定は、本法通過當時に脊合せ家屋の建設を許せる規則の行はれたる地方に於ては地方廳が、一九〇九年五月一日以前に設計を認可せる街路に接する家屋には之を適用せず（同）

脊合せの家屋の何たるかは明文には定義を與へて居らぬけれども、其意味は家屋の後方が直ちに他の家屋に接して其間に空地なく、又前方にのみ窓ありて其後方には一もなく、隧て空氣が家屋の前面を拔けて流通し得ざるものを謂ふのであつて、斯る脊合せ家屋の衛生上有害あることは、一八八八年バーリー博士及びゴールドン、スミス氏の報告に依つて力說せられ、地方政務廳も年來之が禁止を希ひ、又地方廳は殆ど皆

地方規則に依て之に多少の制限を加へて居たのであるが、本法の規定に依て、地方規則の如何に拘らず、家屋の周圍には充分の空地を設け、又其構造は空氣の流通充分なることを必要とするに至つたのである。

一、地方政務廳は、地方審査を行ひたる結果、其地方に行はるゝ街路又は建物の新築に關する規則は勞働者住居の建設を不當に妨ぐるものなりと認むるときは、其地方規則の廢止を命じ、又は其妨得を除くに必要と認むる新規則の製定を命ずることを得。（第四四節）

若し地方廳が三ケ月以内に之に從はざるときは、政務廳は自ら之を廢止して新地方規則を制定することを得、而して此新規則は地方廳が自ら之を制定して政務廳の認可を經たると同一の効力を有す。（同）

一、住居條例に依て土地の取得を許すと雖ども同條の目的の爲めに古紀念碑及び其他の考古的物件を取得するを許さず。又主法第三編の目的の爲めに、或地方廳の所有地、又は或團体若くは會社が鐵道、船渠、運河、水道又は其他の公共事業の爲に取得したる土地、又は公園、庭園、遊園、其他住家の風致若くは便宜の爲めに要する土地を收用することを許さず。（第四五節）

主法第三編の施行の爲めに地方廳及び前揭の團体若くは會社の所有地の收用を許さゞる理由は、地方廳は自ら其所有地を第三編の爲めに充用し得ることは勿論であり、又右の如き團体又は會社は主法第三編第八節の規定に依て自己の使用勞働者の爲めに住居設備を行ふべきものと認めてあるが故である即主法には左の如く規定してある。

鐵道會社、船渠會社、繫船場會社及び業務上勞働者を使用する商事會社、製造會社、組合又は協會は（他の諸法規と牴觸する場合にても）何時にても使用勞働者の全部又は一部の爲めに其所有地又は（此目的の爲めに其資金を以て購入且つ保有するの權能を與へられたる）其他の土地に於て住家を建設することを得。

以上は本條例第一編の規定の主要なるものゝみを摘出したのであるが、第二編の「都市計畫」に關する規定は便宜上之を後に詳說することゝして、先づ第三編の規定中主なるものを擧げやう。

第三編　府縣保健醫員、及び府縣の公共保健及住居委員。

一、各府縣會は一八八八年地方政務條例第十七

節に依る medical officer of health 保健醫員を任命すべし。（第八六節第一項）

右政務條例の規定に依れば、府縣會は保健醫員を任命することは其義務ではなくて、之を任命することを適當と認めたる場合に之を任命し得ることになつて居たのであるが。此改正に依て之が任命はもはや府縣會の任意に非ずして其義務となつたのである。

又右條例に依れば、府縣會が府縣が保健醫員を任命したる場合には、部會地方區會及び田舍地方區會は其地方區の保健醫員を別に任命する代りに、府縣會と協定して府縣の保健醫員を利用することを得たのであるが、爾後斯る協定をなすことを許さず、隨て地方區會も亦爾後必ず別に其の保健醫員を任命するを要することとなつたのである。（同第三項）

一、府縣保健醫員の職務は府縣會が特に之に指命したるもの、外は、地方政務廳の定むる一般規定に依る。（同第二項）

地方政務廳は翌一九一〇年に府縣保健醫員の職分として左の如く規定した（但しロンドン府の保健醫員に關しては別に一八九一年ロンドン保健條例なる特別法に規定してある）

一、府縣の公共保健上有害なる影響を及ぼし又は及ぼすべき虞ある事情は、總て此を知り置くことを要す。

二、天然痘及其他の傳染病患者の隔離に用ひ得べき病院設備の狀況及び增設の必要の有無を調査報告すること。

三、管內地方區の保健上危險の虞ある事項を知るときは、直ちに之を其地方區に通知すべし。

四、管內地方區の保健醫員の協議するを可とする事情ある場合には、當に之を協議するを要す。

五、管內地方區の年報告又は特別報告中に（イ）人命統計（ロ）衛生狀態並に衛生行政及び（ハ）勞働者住居條例の實施の爲めに行ひたる事項に關して十分なる報告なきときは、之に關して更に必要なる報告をなさしむべし。

六、政務廳又は府縣會が之を命じ又は必要なる場合には、何事にても其職務に屬する事項なる以上は、之に關しては府縣會に特別報告をなすことを要す。

七、毎年十二月三十一日以後成るべく速かに、其年末までの衛生狀態並に衛生行政及び人命統計に關する年報告を府縣會に提出すべし年報告には、右の外自ら報告せんと欲する他の事項と共に、必ず左の數節を設くべし。

（イ）管內地方區の係健醫員が提出したる年報告及び特別報告の綱領（ロ）各地方區の隔離病院の設備及び其不足の場合に於ける救濟法（ハ）勞働者住居條例の實施狀況（ニ）管內地方區の給水狀況（ホ）水流の汚惡狀態及び之が豫防の爲めに地方廳の採りたる手段並に府縣會の採りたる手段（ヘ）一九〇二年の助產婦條例の實施狀況（ト）食品及び藥種販賣條例の施實狀況。

府縣係健醫員は、地方區保健醫員が家屋及び屋敷の臨檢の爲めに法規上に有する立入權と同一の立入り權を有するものと

す。（同上第四項）

日本法通過の昨以後に任命せられたる保健醫員に私と開業することを許さず、又地方政務廳の認可書を有するに非れば他の公職に就くことを得ざるものとし（同上第七項）以て專心其職務に盡瘁すべきものとしてある。

一、府縣會は、公共保健及住居委員を設置し、府縣會が公共の保健及び勞働者の住居に關して其權限（地方稅賦課及び資金借入の權能を除く）を執行し、又は其義務を履行する事に關する事項は、總て之を該委員に附記することを要し、府縣會が斯る權限を執行するには要急と認むる事項の外は豫め該委員の報告を徵して之を商量する事を要す。又府縣會は適當と認むる場合には、公共の保健及び勞働者の住居に關する或權限（地方稅賦課並びに資金借入の權能及び地方區會の懈怠により其權限を府縣會に移付すべきことを決定する權能を除く）を該委員に委任する事を得。（第七一節）

故に保健及住居委員は(一)之に付託せられたる總ての事項に關して自ら報告をなす事が出來、又(二)府縣會より委任せられたる府縣會の權限を之に代て行ふことを得るのであつて、(一)の場合に於ては府縣會が要急と認むるときには、該委員の報告を商量する爲めに運滯することなく直ちに其報告通りに施行することを得るのである。

一、府縣會は勞働者住居の建設又は改善を目的とし若くは之を以て其目的の一部とする相互組織の組合の設立又は擴張を奬勵し、又此種の組合を左の規定に依て補充することを得。

即ち

地方政務廳の定むる規則に從ひ其同意を得て或は補助金を與へ或は貸金をなし、或は府縣會が適當と認むる條款及び擔保に依りて貸されたる借入金の保證をなすことを得。

府縣會は補助金又は貸付金をなすの目的を以て借入金をなすことを得。（第七二節）

相互組織の此種の組合として英國にて普通行はれて居るものは、各組合員は其持株に對して毎月又は其他の定期割拂にて拂込をなし組合より資金を借らんと欲するものは其拂込金の外に利息を支拂ひ、拂込金と利息とにて株金額が額面に達したるときは、借入をなしたる組合員の債務は消滅し、借入を爲さゞりし組合員は額面金高を現金にて受取ると云ふ仕組みである。是は最も普通のものであるが其他相互組織であつて勞働者住居の改良又は建設を目的とする建築組合に對しては皆府縣會が之に奬勵補助を行ふことを得るのであつて前に述べたる公益組合も亦之に含まるゝものである。

此種の組合は、府縣會から右の如く補助金を受くる事を得る外に、尙公共事業債委員からも資金借入をなし得ることは前に述べたるが如くである。（未完）



大阪市の屎尿處分問題（下）

大阪市技師　野田泰男

五　尿屎の成分及其の肥料的價値

「ケルチル」、森に從てば本邦人屎尿の定量的關係次の如し

屎尿化學的成分千分率表

	% 水分	有機物	灰分	窒素	加里	曹達	石灰	苦土	酸化鐵及礬土	燐酸	硫酸	硅酸及砂	クロル	食鹽
屎尿の本邦農家の排泄	九五三、九	三〇、三	一六、八	五、五一	二、九五	五、一〇	〇、一三	〇、三四	〇、一六	一、一六	〇、七一	〇、三五	七、〇四	一二、六〇
同　東京市人の排泄	九五三、一	三一、八	一五、一	五、八五	二、八八	四、〇九	〇、一九	〇、四六	〇、一八	一、三三	〇、三五	一、〇四	五、五〇	九、〇六
同　中等官吏の排泄	九四五、一	三八、九	一六、〇	五、七〇	二、四〇	四、四八	〇、一九	〇、六〇	〇、六一	一、五三	〇、四八	一、一〇	六、〇六	九、九九
同　和洋折衷食軍人の排泄	九四四、一	四〇、七	一五、二	七、九六	三、〇七	三、六一	〇、二九	〇、五三	〇、六一	二、九七	〇、七二	〇、三七	五、〇八	八、三七
同　以上平均本邦人の排泄	九五〇、一	三四、〇	一六、〇	五、七〇	二、七〇	四、六〇	〇、一〇	〇、五〇	〇、三〇	一、三〇	〇、五〇	〇、三〇	六、一〇	一〇、一〇
同　歐洲人の排泄ウォルフ	九三五、〇	五一、〇	一四、〇	七、〇〇	二、一〇	三、九〇	〇、九〇	〇、六〇	—	二、六〇	〇、五〇	〇、二〇	四、〇〇	六、六〇

又「ヘッテンコーフエル」に依れば「リールニユー」式圖圊中の屎尿成分次の如し。

%	水分	窒素	燐酸加里	ナトロン	全灰分
屎尿混合物	九二、五〇〇%	〇、七一%	〇、一四〇%	一、四四%	〇、三九六%	一、二三四%

又「ハイテン」によれば成分次の如し。

%	水分	有機質	燐酸加里	窒素
屎尿混合物	九一—九九%	〇、五—六、三%	〇、一七	〇、四%	〇、一—〇、三%	〇、二—〇、九%

今「ケルヲル」森の調査に依り大阪市一ケ年屎尿中の肥料的成分を算出すれば次の如し。

大阪市一ケ年屎尿中の重要肥料成分量表

%	分水	肥料主要成分 窒素	肥料主要成分 加里	肥料主要成分 燐酸	肥料主要成分 以上合計	其他成分	以上總合計
大阪市一ケ年屎尿中の肥料成分量	佛噸	佛噸	佛噸	佛噸	佛噸	佛噸	瓦
	六三五、六五〇、〇〇〇	二、八一四、一八〇、七	八七〇、六四九、二	二、六九二、四	六、六九〇、五	二六九、二四	六六九、一〇五
同百分率	九五、〇%	〇、五七%	〇、一三%	〇、一三%	〇、九七%	四、〇三%	100、00%

即ち本市に於ける最近三ケ年平均一年屎尿量六十七萬佛噸弱の内六十三萬五千六百五十佛噸の巨量は實に純然たる水にして、又肥料の目的成分たる窒素加里燐酸の三成分總量は合計僅かに六千四百九十一佛噸總屎尿量に對する百分の一にも及ばざる分量なり。

本市一年屎尿量は本邦換算三百六十萬二千二百〇七石なる事第二章に述べたる處の如し、(汲取を毎十日とすれば其損失量二割)今人屎尿一石の價格を五十錢として計算すれば、全市一年の屎尿代金百八十萬一千百〇三圓五十錢に達し本邦一ケ年使用總肥料代價二億二千萬圓の百二十二分の一に當り一ケ月の屎尿代十五萬圓一日約五千圓に當り、又平均一人一年當りは二石五斗なるを以て都市に於ける平均一人一年屎尿代「一圓二十五錢」に算當せり、詳言すれば屎尿代百八十萬圓と云ふ事は全市一年屎尿量六十七萬佛噸の内六十三萬五千佛噸の水と二萬七千佛噸の雜成分とを控除したる爾餘の肥料成分六千四百九十一佛噸對に對する代價といふ意味にして窒素三八一四佛噸、加里一八〇七佛噸、燐酸八七〇佛噸の代價に外ならざるなり、窒素加里竝に燐酸は肥料成分として本邦に於て幾何量費消

せられつゝあるか、又肥料成分として幾何の價格を有するか、且又本市の屎尿中に於ける窒素加里燐酸が幾何の價格を有するかに就き、最近内山の精密なる肥料量表及市價表を示せば次の如し。

本邦最近一年間所要肥料中主成分量表

（内山による）

肥料種別		肥料主成分（噸）		
		窒素	加里	燐酸
販賣	油粕類	四七、四二六	一三、五四四	一二、〇八一
	硫酸安門	一五、七二一	—	—
	魚肥類	八、八八九	五四〇	五、七〇二
	米糠	八、九六九	六、二七九	一七、〇四二

肥料		過燐酸石灰		四七、二七二
	骨粉	一、二一三	七〇	七、六八九
	其他	四、〇四八	三六三	六七二
	小計	八六、二七六	二一、四二六	九〇、四五八
天然肥料	人尿	一〇一、八五二	五五、五五六	二二、二二二
	推肥	二一六、六六七	一四〇、〇〇〇	五八、三三三
	綠肥	三三、三三三	三三、三三三	六、六六七
	屎類	一、八五二	四一、四八二	一五、五五六
	小計	三五一、八五二	二七〇、三七一	一〇二、七七八
通計		三三八、一二八	三九一、七九七	一九三、二三六
本邦耕地總反別五四一二六一一町歩に對し一町歩當り		〇、六二五	〇、〇五三九	〇、〇三五五

各肥料成分の最近市價比較表

（内山による）

窒素		一貫匁價格（圓）	水溶性燐酸一に對する價格の比較（倍）
	鰊鯡粕	四、七七九	七、一九
	鰮粕	四、七六九	七、一七
	菜種粕	四、六二五	六、九四
	乾血	四、八五五	六、五九
	粉	三、九七九	五、九八
	菜種油	三、八三三	五、七五
	石灰窒素	三、八二五	四、一〇
	智利硝石	二、七九四	四、〇八
	硫酸安門	二、七一〇	三、九七
	大豆粕	二、六四〇	三、八一
	骨粉	二、八二五	四、二五
	人屎尿	一、七二〇	二、二五
	以上平均	三、四六八	五、三三

	加里			燐酸					
	藁灰	木灰	硫酸加重以上平均	水溶性燐酸	還元燐酸	動物性燐酸	植物性燐酸	灰類燐酸燐	礦粉以上平均
一貫匁價格（圓）	〇、七一六	〇、六九〇	〇、八九九	〇、七五八	一、〇〇	〇、六六五	〇、六五八	〇、五五八	〇、三三	〇、一八六	〇、〇八	—
水溶性燐酸一に對する價格の比較（倍）	一、〇八	一、〇八	一、三一	一、一五	—	〇、九九	〇、八八	〇、三五	〇、一六	〇、〇八	—	—

以上各其平均價格を比較すれば大体燐酸一、加里二、窒素九の比と見る事をうべきを以て今大阪市平均一年屎尿代百八十萬圓餘を此比較的價格に準じ各三肥料成分に割當れば次の如し。

	比較的價格	大阪市一年屎尿所要全量に對し百分率	本邦一年屎尿全量割當代價（圓）	一佛噸價格（圓）	一吉瓦價格（圓）	一貫匁價格（圓）
窒素	九	一、一%	一、九三〇、〇九	四二八	〇、四二八	一、五六
加里	二	—	一、六七、七一〇	九三	〇、〇九三	〇、三五
燐酸	一	—	四〇、三七五	四六	〇、〇四六	〇、一七
合計	—	—	一、八〇一、一〇四	—	—	—

之に依て見れば人屎尿中の肥料成分は窒素一貫目一圓五十六錢加里一貫目三十五錢燐酸一貫目十七錢にして、茲に掲げたる他の天然肥料人造肥料の何物よりも廉價なり、人屎尿は其貯藏に際して腐敗醱酵を來し、其際一定量の窒素を失ふものにして、たとへば貯藏三週の後其損失窒素量は冬期　五、九八%、春期　六、三二、夏期七五%、春夏の候十一週間の後に二〇、一七%なり（ケルチル、森）是等の貯藏に際する必然の窒素損失量を加算するも、尚人屎尿中の窒素は他の肥料の何物よりも安價なる點に於ては、爭ふべからざる事實なりとす。これ本邦に於ける屎尿市營處分の先例（名古屋　横須賀）に於て常に必らず農業家の反對を生じたる最大原因なり、屎尿既に最も廉價なる肥料たり敢て忘りに之を廢棄するの必要なきが如しと雖も、一面屎尿の汚染度並に其危險の明白となりたる今日人口百萬以上の文明大都市に於て市が自已の生命自已の健康の爲めに之が廢棄處分を考慮せざる

可からざるは實に止を得ざるに出づるなり。

今茲には只だ屎尿廢棄處分が農業經濟に及ぼす影響のみを擧ぐるに止め市民が之に依て蒙るべき利益に就ては續篇『下水問題に關する調査成績』の內に述べんとす。

六、屎尿廢棄處分が農業經濟に及ぼす影響

大阪市が世界に於ける最大都市の一として、市民の生命と市民の健康との爲めに早晩屎尿を以て肥料と見る事なく下水の一成分として屎尿の廢棄處分をなすの日來る可きは到底免る可らざる時運にして、近世醫學の基礎に於て最大都市が屎尿を純然たる汚物として廢棄すべきは少しも議論の餘地を存せざる所、上述記載の理由に依て略ぼ知り得べしと雖も、一朝大阪全市の屎尿が下水となさるゝ場合肥料の損失に依て農業家に及ぼす影響に就ては實際問題として十二分の同情を以て調査考量すべき必要あり。

第一に問題となるは屎尿無ければ農作物の收獲絶無となるか否かの問題なり而もこれ余の決定する能はざる問題にして、農學者の意見に據らざる可からざる點なるが、專門家の所見によれば肥料として人屎尿の有無は作物自身にとつて必ずしも耕作上の絶對的條件に非らざる事丈は確なり、山下、內山、佐々、山田に從へば本邦人屎尿總量中の肥料成分を本邦總耕地反別五百四十一萬二千六百十一町歩に配當する時は、其一反歩に對し平均僅かに窒素五百〇八匁、加里二百七十七匁、燐酸百十一匁に過ぎず、若し穀類を栽培せんと欲する場合には尙之に三倍量の窒素二乃至三倍量の加里、竝に六乃至十三倍量の燐酸を加肥するの必要ありといへり、其結果として一年一億七千萬圓の肥料は人屎尿の外に使用せらるゝものにして、人屎尿は耕作の絶對的條件に非らざると共に人屎尿を肥料とする事は只だ其價格の最低廉なる點に於て、各種肥料中比較的最も有利なりとする所の農業經濟上の一問題たるに過ぎざる事を見る可きなり。第二には屎尿廢棄處分に依て農業家の蒙る經濟的影響如何といふ問題なり、大阪市一ヶ年屎尿價

格を茲に再び摘記すれば次の如し。

肥料として本邦一年所要量の供給高	同上の内同上大阪市屎尿より供給高	供給高（佛噸）	一噸價格（圓）
窒素 三八萬噸	一〇噸	三千八百四十一佛噸	百五十九萬三千〇九圓
加里 三〇萬噸	六萬噸	一千八百〇七佛噸	十六萬七千七百廿圓
燐酸 二〇萬噸	二萬噸	八百七十佛噸	四萬〇三百七十五圓
上以合計 八八萬噸	一八萬噸	六千四百九十一佛噸	百八十萬一千二百〇四圓

屎尿廢棄處分に依て市民は一年百八十萬圓餘の肥料代を損失すると共に、農業家は百八十萬圓を以て購入したる屎尿の代りに、平均約其二倍の價格に相等すべき他の肥料を使用せざる可からざるを以て、農業家に於ては差引百八十萬圓の追加肥料代を必要とするに至るべし。

今專門家の意見に從ひ平均肥料量耕地毎一反歩に付窒素二貫匁加里一貫百匁燐酸一貫百匁を要し、又假に田地一反歩より一年三石の米を生ずと見る時は、窒素を標準として大阪市一年屎尿中三八四一佛噸（百〇一萬八千三百貫）の窒素は略ぼ耕地五萬一千町歩に加肥せらる可き分量なりとす、故に追加肥料代百八十萬圓を耕地五萬一千町歩に配當する時は追加肥料代一反歩には三圓五十錢餘米一石に付一圓二十錢の割合なり、尚少しく適切に追加肥料代の利廻りを一割と見て計上すれば、追加肥料代約二百萬圓にして一反歩に付三圓九十二錢米一石に付一圓五十錢の割合となるべし。

而して追加肥料代は畢竟供給者たる農家の負擔に非ずして、結局需要者たる市民の負擔なる可きは自明の理なり、即ち屎尿廢棄處分は農業經濟問題より一轉して市民の食料品騰貴問題となれるなり、市の屎尿廢棄處分は農業家にとりては結果に於て金錢上の損失全く「零」なる可くして、市民は平均一人一年屎尿代一圓二十五錢の損失の外に、尚米一石に付追加肥料より生ずる高々一圓五十錢（米一石平均二十三圓とすれば其六八%）の負擔を加ふべき問題に外ならざるなり、若し平均一人一年一石の米を必要とせば、屎尿廢棄處分は結局平均一人一年二圓七十五錢の負擔問題なり、市の屎尿廢棄處分による肥料代の增加は外國米との競爭に於て一部の農

業家にとりて一定の期間若干の困難を來すべき事情の存するは多少の考慮を要する所なれ共兎も角も實際の主体に於ては決して農業經濟問題に非らず、歸着する所は市民が自己の生命自己の健康の保障に對する經費負擔問題に外ならざるを見るなり。

七　完全下水道の効果

完全下水道完成し其清淨處置一定すれば次の四大効果を生ず。

一、一般衛生狀態の著明なる改善
二、死亡率の低下
三、小兒死亡率の低下
四、傳染病の顯著なる減少

其詳細は屎尿廢棄處分によりて市民が享く利益の記載と共に本篇の續篇たる「下水に關する調査成績」に就て報告する所あらんとす。

附錄　大阪市消化器系傳染病に關する一二の最近統計各表

其一　最近十年間大阪市累年人口增加率及死亡數並に死亡千分率表

	四十年		四十一年		四十二年		四十三年		四十四年		四十五年		二年		三年		四年		五年	
	人口	死亡	人口	死亡	人口	死亡	人口	死亡	人口	死亡	人口	死亡	人口	死亡	人口	死亡	人口	死亡	人口	死亡
東區	二九〇、八一二	五、九五五	二九九、三九八	五、九三二	三〇六、三六七	六、〇〇三	三一〇、七〇七	五、九七七	三二六、二二九	五、九二七	三四四、七六八	五、六五五	三五六、〇八六	五、九〇二	三五七、九九八	六、五九二	三六三、八四八	六、七一二	三九九、六一二	七、一九四
西區	三六一、八四〇	八、五二三	三七八、六二一	九、一七七	三八八、五九三	八、六四一	四〇〇、四〇四	八、二一三	四〇一、四四五	八、二四四	四一八、四五五	七、一七九	四三三、七五六	七、三三四	四三二、九九六	八、四二〇	四五四、九四三	八、六三七	四七〇、四二四	九、七二二
南區	二三四、一八七	四、〇五〇	二四〇、三八四	四、二三六	二四六、二三四	四、三五一	二五三、〇一五	四、三〇三	二六八、七二一	四、九四一	二六五、一九二	四、七七二	二七八、二三三	四、七八三	二八三、四八二	四、九四四	二九〇、三七五	四、九二八	二九六、四四六	四、二三三
北區	二八五、八三〇	五、五一六	二九九、四六四	五、四二〇	三〇三、三八三	五、五九五	三〇八、七〇七	五、九七七	三一四、八四七	五、九二七	三二〇、八四五	五、七四四	三二九、一二〇	五、六一六	三三一、〇五二	五、九三九	三四二、一四六	六、一三〇	三五九、八六二	七、一九四
合計	一、一七二、八三二	四、〇五二	一、二一七、八六六	四、一八六	一、二六四、五七七	一、〇九	一、三一二、九三七	二、八九	一、三二三、六八〇	二、七七	一、三四二、九四四	四、五七	一、三五二、八九〇	四、二七	一、三六二、九九六	二、七五	一、三七二、九五〇	二、七五	一、三八二、八六二	三、三二
人口增加百分率	四、八六		三、七五		一、〇九		二、八九		二、七七		四、五七		四、二七		二、七五		二、七五		三、三二	
死亡千分率	二〇、五二		二〇、三二		二〇、七五		二〇、八二四		一、八二七		一五、八二		一五、九七		一七、三二		一七、二七		一八、一五	

其二　最近十年間大阪市累年チブス、赤痢、コレラ患者發生表

	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年	二年	三年	四年	五年	合計
チブス患者	三七七	二九九	三七六	五八三	一、〇八四	一、〇一〇	一、〇〇九	一、四二一	一、三五九	六、四八五
チブス死亡	一六七	一一二	一四三	二一三	三一一	三〇八	二九八	三五五	三四	二、五一五
赤痢患者	三六〇	一、〇一一	二、一九	三一〇	三七七	三五三	一、八七	七六九	七九〇	三、三四
赤痢死亡	八九	三三	五四	六一	九一	七四	四四	二一〇	二一九	一、〇一〇
コレラ患者	二八一	一	四	五八四	一〇	一八九	—	—	—	二、一四八
コレラ死亡	一九九	一	三	三六五	二	九〇	—	—	—	一、一六四
合計患者	九一八	四八四	五九九	一、四五三	一、三八七	一、四二三	一、三九〇	一、九一二	一、三六〇	一四、三六七
合計死亡	四五三	一八〇	二〇〇	六二七	四一四	四七三	三二七	五五五	四一七	四、八九九

其三　最近十年間大阪市累年チブス、赤痢、コレラ罹病萬分率表（現住人口萬に付本病罹病）

	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年	二年	三年	四年	五年	合計
チブス罹病萬分率	三、三	二、四六	三、三七	四、七〇	八、二二	七、五八	七、三七	七、〇八	九、七四	八、八八
赤痢罹病萬分率	三、二三	一、四六	一、八二	一、七八	二、〇六	二、六五	一、三五	二、六七	五、一七	五、二四
コレラ罹病萬分率	二、四〇	〇、〇二	〇、〇三	四、七一	〇、〇八	一、四三	—	—	—	七、一五

其四　最近十年間大阪市累年チブス、赤痢、コレラ死亡數表

	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年	二年	三年	四年	五年	合計
チブス死亡	一六七	一一二	一四三	二一三	三一一	三〇八	二九三	二九八	三三五	三三四	二、五一五
赤痢死亡	八九	三三	五四	六一	九一	七四	四四	九五	二一〇	二一九	一、〇一〇
コレラ死亡	一九九	一	三	三六五	二	九〇	—	—	—	七〇四	一、一六四

其五　最近十年間大阪市累年チブス、赤痢、コレラ死亡千分率表

（大阪市總死亡に付）

	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	元年	二年	三年	四年	五年
チブス總死亡千に對する死亡率	六、八六	二、六九	五、七三	五、五七	三、八〇	一四、六三	一三、三八	一二、〇八	一三、一五	一一、八五
赤痢總死亡千に對する死亡率	三、七〇	二、五二	二、一六	二、七〇	三、九二	三、五二	二、〇二	三、八五	七、五〇	八、三八
コレラ總死亡千に對する死亡率	八、二七	〇、〇四	一、二〇	一六、一四	〇、〇九	四、二七	—	—	—	二五、八五

其六　最近十年間大阪市累年チブス、赤痢、コレラ患者死亡月別表

類病		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
チブス 大正元年	患者	六三一九	四六二五	二五一〇	一七八	二六六	三九八	九一	二六一	一四九	三六〇	一八七	一六八	一、〇一〇
	死亡	四〇一七	二一四	一〇五	二四一〇	四九六	八一二	一七二	一六三	四四	一五一	四一二八	二一七	三九三
二年	患者	四〇一七	二一四	一〇五	二四一〇	四九六	八一二	一七二	一六三	四四	一五一	四一二八	二一七	三九三
	死亡	三八二一	三五二〇	一八五	二八一〇	五四	一〇七	三〇	二八〇	五三	三七	七五	三	一、〇二四
三年	患者	三八二一	三五二〇	一八五	二八一〇	五四	一〇七	三〇	二八〇	五三	三七	七五	三	一、〇二四
	死亡	三五三	三三六	二六五	二九六	五六	一一二〇	三九	二六〇	四四	一八〇	六〇	二	一、〇〇九
四年	患者	三五三	三三六	二六五	二九六	五六	一一二〇	三九	二六〇	四四	一八〇	六〇	二	一、〇〇九
	死亡	三四	二七	一四	二九	八	一九	二	一四	五	二	一	一	一四三
五年	患者	三四	二七	一四	二九	八	一九	二	一四	五	二	一	一	一四三
	死亡	二七五一	一九九二三	一三五九	一二四〇	一七三三	二六二〇	九五一三三	二四五	一〇一二八	一、〇五八二	六六五二	二九九	一、三三九
計	患者	二七五一	一九九二三	一三五九	一二四〇	一七三三	二六二〇	九五一三三	二四五	一〇一二八	一、〇五八二	六六五二	二九九	一、三三九
	死亡	一、五七二	一、三四九	一、〇一四	一、〇一四	一、〇一四	一、〇一四	一、〇一四	一、〇一四	一、〇一四	一、〇一四	一、〇一四	一、〇一四	一、〇一四

其七　最近五ケ年間大阪市接續町村人口及死亡表

	四十四年	元年	二年	三年	四年
總人口	二一〇、二八九	二一七、五〇〇	一六九、三〇〇	一七七、四六二	一八〇、八一一
總死亡	三、三七九	三、七八五	三、八一二	四、九〇三	七五、六五八
死亡千分率	二八、〇九	二七、五二	二三、五二	二一、九九	二九、六五

其八　參考最近五ケ年間大阪市接續町村三病患者及死亡表

	明治四十四年	大正元年	二年	三年	四年
チブス 患者	一五一	二〇〇	二七六	二五六	二五五
チブス 死亡	一四五	一五四	一七九	一七七	一八一
赤痢 患者	二四	三八	一五	六一	一三
赤痢 死亡	九	五	七	八	三
コレラ 患者	—	—	—	—	—
コレラ 死亡	—	—	—	—	—

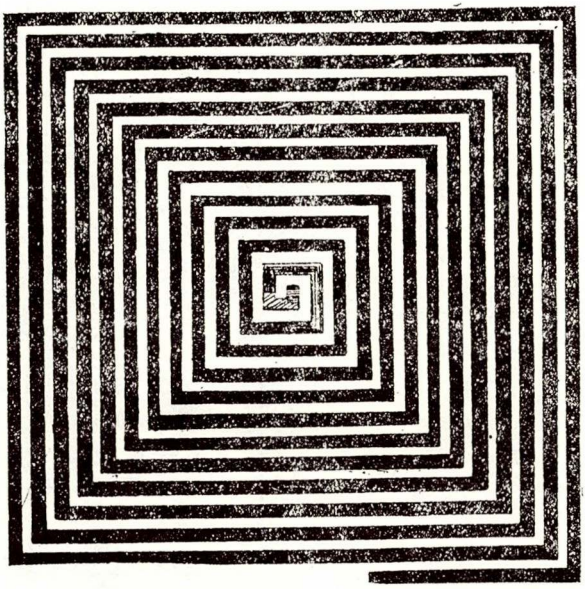
	赤痢						コレラ			
	大正元年	二年	三年	四年	五年	計	大正元年	二年	三年	四年	五年	計
	…	四	…	四	三	一一	…	…	…	…	…	…
	…	…	…	一	一	二	…	…	…	…	…	…
一	…	二	…	二	四	九	…	…	…	…	…	…
…	…	…	…	一	一	二	…	…	…	…	…	…
…	…	…	…	四	九	一七	…	…	…	…	…	…
…	…	…	…	…	四	四	…	…	…	…	…	…
二	…	一	五	五	三	一一〇	…	…	…	…	…	…
…	…	…	…	二	五	一〇	…	…	…	…	…	…
三	…	一	…	一	一五	二八	…	…	…	…	…	…
…	…	…	…	…	七	一一	…	…	…	…	…	…
六	…	八	一〇	三六	四五	一〇五	…	…	…	…	…	…
三	…	二	…	一〇	二一	四四	…	…	…	…	…	…
四七	…	三七	七	一〇八	一七六	四四四	…	…	…	…	…	…
七	…	七	二	二四	四一	九二	…	…	…	…	…	…
一三三	…	六一	一三八	三八	二八〇	八九二	…	…	…	…	…	…
二二	…	一三	二七	六九	七五	二〇四	…	…	…	…	…	…
一〇七	…	四九	九五	二三五	一四一	六二七	…	…	…	…	…	…
一四	…	一四	三一	六二	一四五	二六六	…	…	…	…	…	…
五〇	…	二〇	三七	一〇四	六四	二七五	…	…	…	…	…	…
一九	…	七	一五	三〇	三七	一〇四	…	…	…	…	…	…
一〇	…	四	一〇	二〇	一七	七一	…	…	…	…	…	…
八	…	…	三	一〇	一四	三一	…	…	…	…	…	…
二	…	…	七	一四	五	二八	…	…	…	…	…	…
二	…	一	四	四	五	一六	…	…	…	…	…	…
三五三	…	一八七	三八一	七六九	七九一	二、四八〇	…	…	…	…	…	…
七四	…	四四	九五	二三〇	三一五	六六二	…	…	…	…	…	…
	…	…	…	…	七〇四	七九四	…	…	…	…	…	…

備考　本統計には大阪市接續町村の內主要なるもの即ち左記十三ケ村を含む鶴橋町、中本町、城東村、榎並町、鯰江町、神路村天王寺村、傳法町、鷺洲町、中津町、豊崎町、今宮村、津守村

其九　參考最近五ケ年間大阪市接續町村三病罹病萬分率及死亡千分率表
（人口三萬に付き本病罹病及總死亡千に付き本病死亡）

		明治四十四年	大正元年	二年	三年	四年
チブス	人口一萬に付本病罹病	一二、五六	一四、五七	一六、三一	一四、四三	一三、二六
	總死亡千に付本病死亡	一三、三二	一四、二六	二四、六六	一五、七一	一四、三二
赤痢	人口一萬に付本病罹病	二、〇〇	二、七六	〇、八九	三、四三	六、九二
	總死亡千に付本病死亡	二、六六	一、三二	一、八四	三、七六	五、四八
コレラ	人口一萬に付本病罹病	—	二、六九	—	—	—
	總死亡千に付本病死亡	—	三、九〇	—	—	—

大阪全市一ヶ年發生廢棄物量比較圖



屎　四萬五千二百五十九佛噸

家畜屎尿　三千八百九十五佛噸

汚泥　三萬一千三百七十一佛噸

塵芥　十萬三千〇八十二佛噸

尿　六十二萬三千八百四十六佛噸

下水　五百四十九萬三千三百二十九佛噸

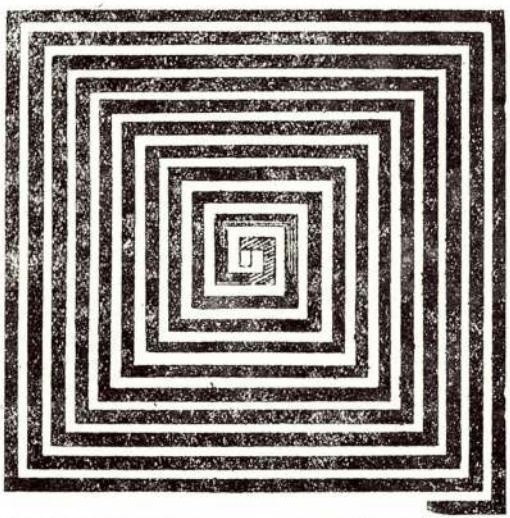
合計　五千六百三十萬三千三百廿九佛噸

附記

一、屎尿は大正三、四、五年の三ヶ年平均現住人口數による

二、一佛噸は二百六十六貫六百六十六匁とす

大阪市廢棄物が二十四時間内に發生する炭酸瓦斯量比較圖



附記

本表は廢棄物が如何に市民の生活基本たる土地、水、空氣を汚化するを見んが爲め同一分量の廢棄物を取り特に其分解發生炭酸瓦斯量を定比較したるものなり

大阪市廢棄物全量より發生するメタン瓦斯全量比較圖



塵芥　全市一日發生平均總量　二八二噸

下水　一五一、二八〇立方米　同上廢棄物全量より二十四時間內に發生するメタン瓦斯總量　二百六十四立方米

屎尿　一、七八一立方米　五千六百四十八立方米

河水　四、六四八、七五九立方米　八千四百〇三立方米

合計　三萬八千一百二十四立方米　二萬三千八百〇九立方米

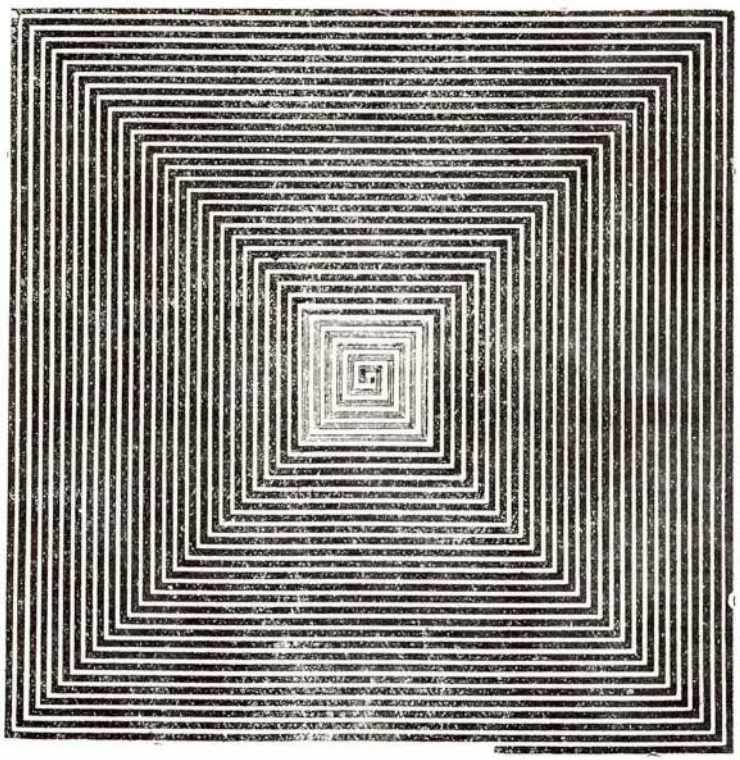
附記

一、全市廢棄物全量より二十四時間內に發生するメタン瓦斯は一日一坪當平均二、五五リーテルなり（六月は一坪當一リーテル七月は四リーテルなり）

二、一立方米は五石五斗四升三合五勺

三、一リーテルは五合五勺四三五

都市廢棄物汚染度比較圖



附記　一瓦は約一匁の四分ノ一の重量にして水なれば二十滴に當り容積より云へば略示指頭大なりとす



本邦森林と建築用材に就いて（一）

會員　谷民藏

◆序言
◆本邦森林の沿革と其概要
△本邦森林の管理別
△國有林管理法の沿革
△御料林管理法の沿革
木曾支局と名古屋支局
◆本邦森林の面積と其比較
△本邦森林の面積
△本邦森林の地方別
△各國森林の面積及人口の比較

序言

予は元來文筆の才無く、言論の能に非ざるも、茲に本稿を綴らんと思ひ立つたのは、曩に我關西建築協會の例會に於て建築材料價格調査の議題を掲げ大いに審議を凝らされたのに刺激されたのである。予は自己の潜越を省みず本問題に關し聊か探究を重ねたる材料に就て一言する機會を與へられたることを欣幸とするものである。

我國建築界も時代の進運に伴つて、建築の樣式に關する研究とか、建築の美術論、或は建築の構造等に就いて種々なる著述が編纂せられたり、又色々の議論が公にされてゐる。斯界の爲めには至幸此上もないことであるけれども、建築に最も密接な關係があり、之が主体ともなるべき個々の材料に就いての研究は未だ〳〵甚だ貧弱であることは予等の最も遺憾とする處である。

斯ういふ見地からして我協會は各種の材料並に價格の調査を創めんとせられたものであらう歟、因より論を待たぬ筈であるが、斯かる多種多樣の建築材料を小數の委員にて調査することは其繁に堪へざるものがある、そこで例會の席上でも大多數の委員諸氏が其勞大にして其績を擧ぐることの頗る困難なるを聲明された如く、予も又同感である。乍然此等の建築材料就ては日常吾人が必要とし接觸する材料の在來の品質なり價格なりを探

究することは直に吾人の職責を果す上に主要なる骨子であるので誰もが常に注意を怠らぬ筈である。予は先自己の關係せる各種の建築に使用せし材料に就て調査した結果を見ると其主範を占むるものは木材にして少なきは十八パーセント、多きは五十パーセント、に達するを發見したのである・依つて予は今此の木材に付て探究したる結果を綜合して見たが遺憾ながら此等は單に箇々に當つて自覺すると云ふに停り一を以て他に及すことは出來ないので、一般技術家としての立場に於ても本邦木材を總覽するとなると甚だ遼遠の感がある。

更らに之を比較的何人にも明瞭に且つ便宜ならしめんとするには勢ひ一定したる標準の下に單位、品質、做し得れば時價をも一律にして全國各市場の形態を統一する英斷を敢行せねばならぬ事に思ひ到るのであるが、夫には現在各地各種に渉りたる慣習即ち數時代を經たる因襲を根本的に打破する必要を生ずるので實施上頗る困難なる問題と謂ふ事に歸着するのである。

現今本邦に於ける木材は其産地々々によつて頗る異同多く又官材民材とに憑て幾んど品質の標準なく單位其他を異にし之を建築材として適用せんとするには一々内容を知悉するに非れば用途に從つて恰當に經濟的に使用することは難事である、後章に順次列記する如く各産地とも其材料と品位とに何等の標準もなく材質の如何を問はず只徒に稱呼讃名を恣にし親しく表裏を鑑別するにあらざれば安心して用途に充つる事を得ざる有樣である。されば其間に擬名亂稱を用ひて奸商の乘ずる所となり、善良なる商業道德の發達を阻害し、一方には運輸機關の發達せる今日に猶ほ彼此相通ずるの至難なるを觀るは實に三嘆の至りといふべきである。

現今都市建築の構造が漸次鐵筋混凝土、石、煉瓦等の壁体に轉化せんとする趨勢なるに係らず、今日木材の研究に沒頭するは甚だ迂遠の感があるが、然も人類の生活上の三大要素たる、衣食住に於て離るべからざるは樹木であろう。今茲には斯る尨大なる問題を詮議するのではない、單に建築と木材に就て論述する考であるが猶ほ他面より之を觀察するに本邦森林の地積と材積との關係は後表に明かなる如くに又本邦が氣候風土上天賦の木材國である以上近き將來に於て木造建築の趨勢が一時に低率となるとも今俄に信じ難いのであるが予は此斷定の下に森林と地積の關係を論じ更に各市場の形態を述べて最後に吾人の理想とする形態統一案に及ぼして見度いと思ふ。

斯る重大問題を予は自分の手許に殘れる鉛筆の跡を辿つて不秩序に記述して諸賢の參考資料とするには餘りに貧弱なるを憂ふるものであるが同時に盲者蛇に怖ぢずの譬に依り潛越を省みず茲に管見を開陳する所以である。

偖て在來市場の成行を記述する丈の平凡なる材料にも自己の見聞なり年鑑に留らず諸官省、局、廠其他の出版物、先輩、專門家に教を俟たればならぬ程錯雜繁多なる現狀を何とかして統一する理想は啻に予の宿願のみならず、識者の既に〳〵着眼して居られる處である、此の理想に向ふて予の經驗並びに努力は全然價値を失するものでないと思ふ。若し今後予と同感なる君子にして同樣なる勞力を費さるゝ場合は多くは貴重なる時間を

宜敷他に有効に活用せらるゝことを希ふ、予は此問題を單に理想を畫いて仰視するを願はず進んで何とか解決に着手すべき問題であると思ふ。吾が關西建築協會が將來に向ふて期する處は他に數多の問題もあるうが本問題も重要なる事項の一であられねばならぬ。即ち我建築協會は自ら社會の先驅者たるをことを任じ充分の權威を樹立し進んで現狀を打破して專業者を刺激することを忘れてはなるまい、徒らに逡巡躊躇して唯成行に放任するは一日の安を偸んで百年の大計を忘れ時代の要求を無視するものであると思ふ。

勿論本問題に關しては他に適任者の多くを有する事を信じ、予は三番叟として杜撰を顧みず貴重なる本誌を穢すものである顧くは自己の貧弱なる文字が大方識者の眼に觸れて内容の斧正を受け予が運ぶ一斧の土壤を纏て理想の岸に達し得る手段ともならば筆者の滿足である。

本稿を草するに當り引用せし各種統計表類は帝室林野管理局山林局、各地方の大林區署、營林局　營林廠、本多林學博士著森林學、日本山林會報等より拔萃し或は先輩・專業者の調査並に予が實地踏査の一部を參考とせしも總て統計表は歐洲戰亂以來の最近一、二年間の結果を得ざるは遺憾とす。

本邦森林の沿革と其概要

△本邦森林の管理別

1御料林　は我皇室の所有に屬し宮内省帝室林野管理局の管理に屬す

2國有林　は我政府直接の所屬にして農商務省山林局七大林區署の管理に屬す

但し北海道は北海道廳に、樺太は樺太廳に、阿里山並に八仙山等は臺灣總督府學林局に又鴨綠江及豆滿江は朝鮮總督府營林廠に管理するものなり

3部分林　は人民が官地に植樹をなし其收穫を官民に之を分配するものを云ふ

4公有林　は市町村等公共團體の所有するものなり

社寺林　は神社佛閣の所有せる森林なり

6私有林　は組合又は一個人の所有に屬する森林なり

△國有林管理法の沿革

我國愛林家の報ずる所に依れば森林の地積は本邦陸地面積の實に「六十パーセント」に達して居るさうであるが斯る大地積を占有する森林を我政府は之を如何なる方法に因り保管し且つ所理せらるゝ歟は獨り我建築家のみにあらずし

て一般社會も了解して居て決して有害ではないと思ふ。今農務商省に於て管理する林野に關する事務は一般林政と國有林野の管理經營に關するものと二種あつて之を管理する主務省及林區省の沿革概要を摘錄して見ると

（主務省）明治維新以降山林に關する事務は其初め會計官に屬し後民部省地理司或は大藏省勸農寮又は租稅寮に屬せしが、明治七年一月內務省中に地理寮（十年地理局と改む）を置かるゝに迨ひ、寮中に木石課を設け此に山林に關する事務を取扱ふことゝなり後に之を山林課と改め、更に明治十二年五月之れを擴張して同省中に山林局を設けらる、そして明治十四年四月農商務省の設置せらるゝや、山林事務は同省の所管となり山林局は同省に移り連綿として今日に到つて居る。

（林區省）明治十一年四月內務省地理局管の下に全國五畿七道を分ちて七大林區（始め五大林區なりしも七月七大林區となる）とし之れを更に中林區（七月設置此數四十九林區及小林區二百十六）に區別し以て官林事務を分掌處理せしむ是れ地方林區の嚆矢であつて明治十三年六月に至り廢せられた而して地方各府縣に屬せし官林中明治十一年以來主務省の直轄に移したるものに付ては其府縣に出張所を設け之を管理せしめ明治十四年山林事務の農商務省に轉管したる後と雖も猶ほ之を農商務省山林事務所と改めて存續し且つ未直轄官林の本省の直轄に歸するに從ひ漸次此の事務所を增加し明治十八年には二十箇所となつてゐる。明治十九年四月新に大小林區官制を發布せられ隨て同年五月從來の山林事務所を廢し、全國に二十一大林區署、百二十七小林區署、六十七派出所（小林區署を設置する能はざる爲め一時設けられたるもの）を置き直轄の林野全部を管理せしむることゝなり、從來其の大小林區署等の數は屢々改正せられ又は小林區署の下に保護區を設置せらるゝ等の變更があつたが此制は依然今日に縱續してゐる、（明治三十年十二月從來の府縣に於て管理する官有山林原野を大林區署に引繼かしむることゝなれ

り）

尙は明治三十二年四月國有林野特別經營事務の開始せらるゝや、林野整理局官制を定められ整理局及支局の特別官廳を設けられたが、翌明治三十三年九月此を廢し更に臨時職員制を定められ即ち特別經營事務に關する職員を山林局及林區署に增置したのである。

△御料林管理法の沿革

帝室林野管理局木曾支局は現に長野縣下西筑摩郡（木曾）上伊那、下伊那、諏訪の四郡内に於ける世傳及普通の御料地を管理するものである

今上古の事跡は史の徵す可きなきも壽永年間木曾義仲の屈起と共に其所領となり沒後之を喪つたが遠孫木曾家村に至り、足利尊氏の封ずる所となり、延元三年再び其所領に歸し、天正十八年木曾義昌に治んで、豐臣秀吉に沒收せられ石川兵藏豐臣氏の爲めに木曾を管理し、諏訪、伊那は別に守將を置き其封に屬せしめ、慶長五年德川家康の所領となるや、木曾の山村良勝をして代官たらしめ、諏訪、伊那の守將も亦更迭する所あり、元和元年に及び木曾は家康之を其子德川義直に與ふると共に爾來尾張藩の所領となり、諏訪、伊那は或は家康之を直轄して子孫に傳へ、陣屋を置て支配或は神領として神社に與へ、又は其將脇坂、堀、保科、鳥居、內藤、諏訪の諸侯を封して、各々分屬せしむる所があつた。維新の際に廢藩置縣と共に各關係の諸縣に分屬し、茲に舊來の制度全廢して現今の御料地は悉く官有となつて民部省地理局、大藏省勸農寮及租稅寮地理課、地理寮木石課、地理局、山林局、山林事務所、大林區署等の管理を經て遂に明治二十二年三月及八月の兩度に御料地に編入せられ、而して其西筑摩郡に屬するものは當時岐阜市に設置せられたる御料局木曾支廳と改稱せられ依然其所轄となり、上下伊那及諏訪の三郡に屬する御料地は之御料局當時靜岡支廳の所轄たりしも三十六年木曾支廳の新設と共に其所轄となり、四十一年一月御料局を帝室林野管理局と改稱し、尙大正三年八月木曾支廳を木曾支局と改められてゐる、而して之が支配を受

るものは以下の十一出張所に分屬し管理してゐる。即ち諏訪、奈良井、藪原、福島、王龍、上松、野尻、三殿、妻籠、湯舟澤、飯田の十一ケ所である。

名古屋支局の管内に於ても木曾、飛驒の連峰は何方も木曾支局と略ぼ同樣の經路に基き繼承し來つたものである。大正三年八月官制改正に依り帝室林野管理局名古屋支局と改稱し、同局靜岡支廳所管たりし靜岡市と庵原、安倍、志太の三郡及遠江國一圓の御料地並に桑名、白鳥兩貯木場を其管理に加へられ現に遠江、三河、尾張、美濃、志摩の五ケ國と駿河國靜岡、庵原、安倍、志太の三郡、飛驒の益田郡、伊勢宇治、山田市、度會、多氣の兩郡内に於ける御料地、白鳥、桑名兩貯木場並に錦織の網場を管理するものであつて其管轄區域は千頭、掛川、氣田、濱松、愛知、豊橋、新城、中津、付知、小坂、阿多野、下呂、七宗、度會の十四ケ所の出張所に分轄されてゐる。

本邦森林の面積と其比較

森林の地積は人類の增殖と反比例を爲すものである。凡そ太古に於ける地球表面陸地の全部は始ど森林を以て蔽はれて居たが漸次人類の增殖するに從つて之等の森林より木材、樹實、樹皮其他の林產物を採收利用して生活する樣になつた時代は人口尙ほ稀薄であつて森林の面積は實に廣汎であつたから樹林は宛も所有者なき天然物と等しく何等の制限も受くる事なく全く人類の自由使用に供せられて居た。然るに爾來人口の益々增加するに從つて漸く食物の缺乏を來し、天產物のみにて生活する事能ざる狀態となり、此處に於て食物の生產を目的とする農地の開墾が始まり、伐材又は燃燒等に依つて田畑或は牧場と化して行くに從つて可惜天然の美林も終には荒廢する、爲めに氣候は激變して來る洪水や旱魃の慘害は年と共に頻發するといふ風になつて來た。そこで漸く植林の必要を感じ林業の端緒を開くに到つてゐる。即ち森林は常に斯ういふ狀態に有りて歲月と共に幾多の變遷をするので文明を誇る今日でも、尙は地積材積すら

明確でない。

例へば我國現在の森林面積にしても其大部分は實側面積ではあるがそれに參考として推定面積といふのがあり或は臺帳面積といふのがある山林局の統計書に就いて見るも今尚ほ此二三種に區別して記錄し以て斯界の參考に供せられつゝあるといふ有樣である。往古人智の未だ開けざる時代に於て地積測定の標準は山林の谿谷に燃火して煙の上昇する模樣を眺めて判測した杯は隨分な話で正確とはいへない更に面白いのは曙光に霞が谿間に棚引く有樣を眺めて其面積を測定したとか實際に可笑の話である。明治維新の時土地實測の必要生じたるも未だ測量術の開けざる明治六年より八九年頃の調査は步足測量とか稱し山地を十字形に徒步して之を推定し記錄せしものを稱して臺帳面積と云ふが樣に又其當時增率の關係から臺帳の上に著しき影響を受け、民有地は記帳の四五倍或は十倍を有する樣な譯で官有地は實積の半數或は其三分の一にも猶不足するものがあるといふ。故あるかな先般某氏が九十余町步の山林を買ひ試に之を實測せしに壹千余町步に達すべしと云ふ。農商務省の當事者の言によるも斯る例は決して稀でないと云ふ、現時地積や材料の眞に信ずべき域に迄で調査完了せしものは實に全世界を通じて獨り獨逸聯邦並に其隣邦墺匈國あるのみなりと誠に寒心に堪へざる次第である。

予は曩に順序として各局各廠の報告書或は專門學者の著書に因りて對照して其計算上の數字に大差あるのに驚嘆せざるを得なかつたが更に翻つて悉細に點檢すれば喬林、倭林は勿論苟くも森林として記載するも未だ人工を加へざる荒漠なる原野にして森林としては何等の價値なきものが其幾パーセントを占有するを見れば蓋し町反別の區々なるは止むを得ざるものと云はなければならぬ。

然れども又或る一部の地方に於ける大林區署管內の如きは既に其調査は細より密に入り餘す處なしと己に誇稱するも過言にあらざる迄でに細密なる調査結了したるを見るは感腹に堪へざ

る處であつて快心に堪ざるものがある。

今試に農商務省に於て大正四年十二月末日現在調査の森林の面積を記載せば左の如し。

森林の面積

所有別	土地臺帳面積	見込面積
御料林	一、七七二、一六三、一町	一、三一五、九八三、九町
國有林 大林區	四、〇四〇、六五五、八町	四、〇四〇、六五五、八町
國有林 北海道	三、五〇八、三〇二、五町	三、二八〇、七三三、二町
國有林 伊豆七島及小笠原島	八、三五二、九町	八、三五九、九町
計	七、五五七、三一一、二町	七、三二九、六四八、九町

所有別	土地臺帳面積	見込面積
公有林 道府縣有	五七二、三三三、七町	五一七、三六四、〇町
公有林 郡有	一六、九七七、七町	一八、九四五、〇町
公有林 市有	一四、九七五、四町	一四、一二七、一町
公有林 町村有	八〇〇、三六七、二町	八五七、四五八、八町
公有林 部落有	一、一五九、九六五、九町	一、三七七、一〇一、三町
其他團体有	八二、二〇〇、一町	八六、六五二、四町
計	二、六四六、八二〇、〇町	二、八六一、六四六、〇町
社寺有林 神社有	三二、六六二、五町	三五、〇六七、〇町
社寺有林 寺院有	七一、八八一、八町	七四、八七〇、二町
計	一〇四、五四四、三町	一〇九、九三七、二町
私有林	六、一五一、四六五、二町	七、〇二三、六五四、九町
合計	一八、二三二、三〇三、八町	一八、六四〇、八七三、五町



今之を表示すれば上の如くなる更に之を地方別に區分せば左の如くなる。

本邦森林の地方別

（大正二年末農商務省統計表ニ依ル）

大林區	地方	全面積	森林								全面積ニ對スル森林
		森林全面積ニアラズシテ地方面積	總計		國有		御料		公有		私有		
				%		%		%		%		%
		千町	千町		千町		千町		千町		千町		
青森	青森	九九二	四二三	七九	一〇	二			三三	六	七二	一三	五六
	岩手	一、六〇二	四九八	四八	三〇	三			六七	一四	三八三	四三	五六
	宮城	七九五	二三九	四三	一				七三	二二	一三二	二七	四四
	計	三、三〇九	一、〇〇〇		三一				一七三		五七六		
秋田	秋田	一、一四五	四〇一	七七					四四	九	七六	一四	五二
	山形	九三二	五七三	六五					八八	一二	一二三	二〇	五四
	計	二、〇七八	七七五						一三二		一八九		一、〇五
東京	東京	二一五	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	四	八	四五	八二	五五
	福島	一、三九六	四五六	六二	一〇	三	二	一	九八	二〇	一九九	二六	七四九
	栃木	六六六	二〇	三	二〇	九	三	一	九	二〇	一九五	五八	三四五
	茨城	六二一	⋮	⋮	五六	二四	三四	一四	九	一七	一四二	七一	二三七
	群馬	六一六	⋮	⋮	一九四	三五	二四	一四	一七	三五	一四一	四〇	三五三
	埼玉	五〇七	八	六	二一	九	一九	八	七	一三	一三九	八八	一四六
	千葉	三八八	一六	一八	一九八	三四	一九	八	九	一六	一九五	七四	八九
	神奈川	二三四	⋮	⋮	二一	一九	二一	一〇	二五	三三	六四	五八	二〇
	静岡	七二二	⋮	⋮	一九八	三九	二一	一〇	八一	一六	二三〇	四五	五〇九
	山梨	四六三	⋮	⋮	一〇五	二〇	一九	九	一五六	四三	九八	二七	三九

	長野	新潟	計	大阪	京都	滋賀	三重	奈良	和歌山	愛知	岐阜	福井	石川	富山	広島	岡山	兵庫	鳥取	島根	山口	計	高知
大阪	一、三七一	一、一九一	八、五四二	一八七	四五七	五三	五四八	四〇三	四五六	四九八	一、一〇二	四〇一	四一四	四〇四	八五一	六九四	八三一	三五七	六八三	六〇八	九、三六〇	七五七
京都	二〇〇	二一〇	九六〇	…	四	六	一〇	三	二	…	七九	四	二〇	八〇	三八	二八	二六	二四	一六	四	三五二	二二五
滋賀	三〇	四八		…	…	…	四	二	四	…	三	四	二〇	五四	九	九	七	三	五	五		
大阪	四七二	一、一九四		…	…	…	一八	…	…	…	六四	…	…	…	…	…	…	…	…	…	二九〇	
三重	四四	三		…	…	…	七	…	…	…	三七	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
奈良	二一九	八五	七三四	七	四〇	六三	五九	二八	六四	二六	二七	四一	九	一五	八九	一五	一一三	一一〇	四九	九七	一、三四二	
和歌山	二〇	一五		二七	三一	四一	二三	五五	二一	一七	二六	四	七	一〇	八八	三四	三〇	三七	三	三七		
愛知	一七五	一九〇	一、六九二	一九	八七	八三	一七三	一〇七	三一八	七九	三四九	一三〇	八六	五五	一九五	六七	六七	五八	一五九	一五九	二、六九二	
岐阜	一六	三四		七五	六六	六四	六六	四三	七五	四六	三九	七三	七三	三六	七三	五七	五四	八二	六一	六一		
福井	一、〇六六	五五四	四、五八三	二六	一五〇	一五二	二六〇	二四七	一六八	八九二	一六五	一二七	一二七	一五〇	四七六	三五八	四三〇	二五八	三六三	二五八	四、五八九	
石川	七八	四六		一四	二八	四三	四七	六一	六六	三三	八二	四二	二七	三七	五五	四八	五一	三一	五三	四二		

我殖民地の地積との森林割合

（大正五年乃至六年度調ノ概數ナリ）

行政區	地積	森林	割合
臺灣	三、六三九	二、三五三	六五
樺太廳	九六五	八〇二	八七
樺太	三	九二	「行政區ノミヲ掲示ス」

	地積	森林	割合
德島	四二〇	二	一
愛媛	五六五	三九	六九
香川	一七三	七	四
計	一、九二五	一七三	九
熊本	七五五	五九	七八
福岡	五〇五	二九	五七
大分	六五二	四六	七一
佐賀	二四五	一七	七〇
長崎	三九六	二六	六八
計	二、五五三	一七七	六九
鹿兒島	九二四	一七七	六六
宮崎	七八八	一七一	六九
沖繩	一八五	四〇	三八	七
北海道	九、三四〇	三、五九〇	三八	七一
計	一一、三五七	三、九八三	三五	六五二
合計	三八、九三一	七、八一五	二〇	一、七九二

| | | |

同上	臺灣全島	三、六二六	二、八五九	七八	「蕃界ハ本島行政區ヨリ大ナリト知ベシ」	七八
朝鮮	營林廠	二、三五六	二、二〇〇	九三	「鴨綠江、豆滿江ノミ揭示ス」	九三
同上	朝鮮全道	三、四五七、二五、八三	六八	「成林地五、四八四、其他ハ稚樹末立木地ヲ含ム」	六八	
	合計	六、九八〇	六、三五五	九二	「行政區域ノミ揭示ス」	六、三五五	九二

帝國の版圖　六六、八六五、〇〇〇　全森林　四〇、九〇三、〇〇〇（六十パーセント）

斯く揭載せる處を通覽すれば我國植民地を控除せる面積に於ても既に四十八「パーセント」を占有し世界列國に比類稀なる森林國なりと云ふべし。無論其森林は前述せる如く人口の增殖と科學の進歩と共に漸次開拓せられ互に農地或は牧場に化し其數又等しく減退する事を免れず尙ほ聞く處に依れば北米中部の平原に於て或は北海道に於ては樹木皆採伐して熾に開墾せらるゝが故に自然表記せる地積も又正確を保し難しといふ事である。最近統計の示す所に依れば地球全表面の殆ど二割は森林の占領する所であるが此等の多くは只樹木が天然に繁殖するに過ぎない。世界を通じて僅かに獨、墺、瑞、佛の各國に於て森林經營の功績を見るに止り其他の大多數は濫伐荒廢して採る價値なきものなりと聞いてゐる。今本多博士の著書より其一部を援率し更に現今知られたる數字より換算せば其占有する森林の面積は其國面積に對する割合人口壹人に對する森林の面積及び森林總面積を示せば左の如くなる。

國名	森林面積の國面積に對する百分率	人口割森林面積（反）	森林面積（千町歩）
日本內地	四八、〇	三、四	一八、八〇八
臺灣（行政區）	八七、〇	八、〇	八〇二
朝鮮（鴨綠江豆滿江）	九三、〇	一〇、〇	二、二〇〇
樺太	九二、〇	四三七、〇	三、三五三

英吉利	四、一	〇、三	一、二六二	
獨逸	二五、八	三、一	一三、九〇一	
佛蘭西	一五、九	二、三	八、三九七	
埃太利	三〇、四	五、一	一八、九六一	
亞米利加	二一、一	七〇、〇	七三八、〇一七	
濠洲	二〇、〇	三五〇、〇	一五一、六八九	
亞細亞洲	二〇、〇	一〇、〇	七六八、一二五	
歐洲露西亞	三八、三	二六、七	一九三、一九二	
全歐洲	三一、五	一〇、一	三一一、〇二二	
亞弗利加洲	二〇、〇	二一〇、〇	五二九、七九九	
瑞西	一九、〇	二、八	七八二	
那威	三一、五	四三、一	七、七六二	
瑞典	三四、一	三八、二	一七、三五八	
全世界	二一、三	二〇、〇	二、四九八、六五二	

以上本表の示す處に依り想察すれば世界の最小なるは英本國の四、一「パーセント」而して全世界最大の稱ある歐洲露西亞に於て僅かに三八、三の數字を示す即ち本邦が樺太、臺灣、朝鮮等の特有森を除外しても既に四十八「パーセント」の地積を占有せるが斯る面積の割合より見る時は既に前述せる如く我國が歐州の何方の邦國よりも森林に富める國なりと云はなければならない。

即ち我國は其面積の過半以上は森林の占有する所となつて居て亦世界の各國を通じて最も優秀にして且つ多用なる樹種に富めることも尙他の各國に殆ど其比を見ざる處である。

要するに本邦が東亞大陸の極東に位し、北緯二十一度四十八分より五十度五十六分に亘り大小無數の島嶼より成り立てゐる。其大部は氣候

多濕溫暖にしてよく樹木の生育に適合し其生長の速かなる事他に多く其比を見ざる所である。加ふるに南は臺灣の熱帶地方より北は千島樺太の寒帶地方に至る迄で、各種の樹木を產するを以て、其有用なる樹種に富めること、亦他に多く其比を見ざるものがある。即ち樺太、臺灣、朝鮮の林木の種類は未だ充分明瞭ならざるも舊日本の樹種のみを數ふるも六百餘種を下らず、更に新領土の樹種を加ふる時は恐らくは壹千有餘種に達すべしといはれてゐる。既に建築材料として調査せられたる我大藏省臨時建築部編纂の樹木に就て見るも實に八十八種の多きに登つてゐる。

今試みに建築其他に需用夥多なる或る樹種を列擧せば即ち針葉樹にしては先づ杉、檜、赤松黑松、椹松、蝦夷松、樅、椹、栂、榧、落葉松（富士松）櫪（チヅコ）、高野槇等、又濶葉樹にては欅（ケルミ）、柏槲、栗、樫、欅、楡、樟（クス）、タブ、朴、槲（シホジ）等皆我林業上天然に繁茂する國產特有の樹木である。

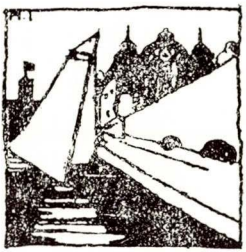
（未完）

□ 市に關する名詞 □

建築學會大會の晩餐會で卓上演說の最後に指名された藤原儉雄氏の諧謔が振つてゐる。

「市に關係ある名詞はどれもこれも甚だ面白くない聯想を與へるものばかりである。僕は曾て倫敦市に在つたとき友人に伴はれて「名譽ある市長」の馬車に出會した事がある。その時英語で「メーヨー」と聞かされて如何にもと肯れたのであるが、我國の市長は所謂碁の「シチョウ」に通じたのである、「シチャウ」に掛つたものは逃げることが出來ない。奥田市長の如きも大分苦められて逝かれたのである區長は國音苦情に通じて居るが故に苦情百出の役目と思はれる市會は死海に通じ「デッドシー」は辛くて生物の住めぬ海である區會に至つては國音苦海に通じてゐる。僕が曾て妙齡の佳人に愛せられた事がある。然るに一家破產の極、遂に苦海に身を沈めたのであつた。」

一座洪笑、拍手雷の如くであつたが、惜い事には滑稽洒落の名市長は既に早退せられて居た。



紐育市の交通問題 (三)

會員 伊藤正文 譯

■路上の雜沓

現時合衆國の各都市、特に大紐育市に於ては交通機關會社にふりかかつた一つの重大問題があるが、それは路上の交通車輛の增加と云ふことである。高架線、地下線の歡迎される理由は茲にもあるのである、軌道の保持に苦心を要する市街線は特に此影響を多大に被るが、又一方に特許地域街路の巾に制限があるだけの馬車自働車はそれ程に困難を感じないのである。それも紐育の樣な路上交通の頻繁な所で矩巨離で規則的に、巡査の指揮に從ひ通路を開いてゆかねばならない ——市の車輛交通を專ら司る巡査がある。——非常に忙しい辻辻では自働車通路の爲に時間の余裕を與へ、交通軌道に確實な便利を與へる樣にしてゐる。往時鐵道馬車の時代には行先に故障のある場合には、大抵軌道を飛はして行く爲に過勞の馬には非常な努力であるし、疲れた乘客はひどく搖られ、隨分困難なものであつたが現在の交通機關はそんなことでは解決されない。

大紐育の路面交通制理の問題は近來解決を急ぐ重大事であるが、しかも漸次その雜沓の增加により會社及市當局の心痛の的となつてゐる。實際此問題は市の各方面に關係してゐることであるので此等各方面の協力により成果を收めようと努力されたのであつた。交通は制理する爲に交通軌道線は特に輸送量を計ること、事務を

充分に果取らせるだけに充分な車輛數があるか否かを調べることに意を用ひた。

大紐育に於ては今や新地下線布設の爲に市街は非常な景氣を呈した。程度こそ違へ、ブロンクス區、マンハツタン區、ブルークリン區、クキン區に迄影響し、特にマンハツタン區第五十九番街南に於て著しい有樣であつた。これが交通機關會社に恐慌を引き起す樣な問題を附加したのである。たとへ一時的の狀態にせよ、充分な車輛運轉に支差がある樣では市街線が全力を盡す機會がない譯である。しかし新しい、充分發達した、進步的な、しかも上り口に段のない車掌不用の、PAY-AS-YOU-ENTER-CAR自動的に賃金を拂ふ裝置の車が出來て、その爲に多くの都市の路面軌道問題の幾分は片付いた。併し大紐育では此等の最も大きな利益の增大を、みすみす在來の有樣で防害されてのがしてしまつた。斯の如き雜沓の市街で車輛運動を管理することはとても解決がむづかしい。而して此問題の解決は時を待つこと數年にして漸く現れたのであつた。後に出來た段のSTEP-LESS-CARない車は婦人の客には確に便利を與へた、しかし婦人の流行姿や、スカートの大小は變化が激しいので、その段のない車輛も便利であるに止り必要と迄はならなかつた。しかし多くの都市に用ひられたことを見ると流行に限りのないものだが又變化のし易いにも驚く。

二階車が二三の合衆國都市で試みられたが外國ではもつと一般になつてゐるらしい。之は水邊に使用したのは公衆の娛樂を考へたからで、一般公衆の交通機關として使用することは利益であらうか如何かと云ふ研究は會社にとつて解決す可き生きた問題である。

數年前著者が事業家協會からロチエスタア市の路面軌道を各事業に公平である樣に布設し直すに就て意見を述べる樣にと、その市に呼ばれた時次の樣なことを研究の後に知つて驚いた。

人によると自分の事業の第一步として、交通機關の發達してゆく傾向には無頓着に只其時便利のよい地を恐喝的に取らうとするのであつたその市の路面軌道は『四辻』の東側の市街にのみ

役立つてゐたし、又新に附加されたる幹線の停車場に就て意見も加へられたが矢張同じ方面にのみ力をそゝがれたことになり、此市街線は非常な量の車輛交通の爲に雜沓し公衆の便利の遲滯をまねぐのみであつた。此解決はすべての方面の町が一樣に利益を得る樣に、停車場の位置變更と布線の大改革によつて初めて得られるであらう。その爲に多大の變更改良を提唱する聲高く、その爲に利益ある結果が得られたのであつた。

市街線の不統一な時代には、その狀態の儘でいつ迄も繼續して行き相な形勢であつた。と云ふのは發展的の大都市の忙しい街に布設された市街線の進行運轉に關しては只その有樣で充分である、合理的である、安全であるとしてその狀態の儘にしてゐたのである。そして切れ間なく後から後から車が連續して重り、まるでさばきがつかず一時間に六哩位の僅な速力で動いてゐる樣な奇現象を呈し、往時の鐵道馬車と速力に於て變りがない位であつた。此遲鈍な進行の原因は都市によつて異るであらうが、或市では次の樣な原因に歸することが出來ると思ふ。それは車の數、大きさ、交通の性質によるので、たとへ多少宛進歩はしても、市の干渉が全然ないと云ふ点から以上の問題に不備な所が出來るのである。此問題の解決は合理的な深い研究を要するが、先づ次の樣なことにしたならば部分的の解決は得られると思ふ。

第一にその市街に平行な街路を更に造設すること。

第二に市街交通の種類を分割すること。

第三に車輛交通のみの道、即ち車道を區切ること。

第四に忙しい十字路では副道として地下歩道を設くること。

第五に交通運動に關する有利な條例を設置すること。

第六に車輛交通に最大の自由を附與すること

第七に乘合馬車を除去すること。

此等は何も新しい考案ではない、此等の一部

はもう紐育市其他進歩した都會では採用してゐることである。

大紐育市ブロードウエーは合衆國最繁な通の一として考へられ、あらゆる交通機關の設備がある。一番雜沓の激しいのは、第二十四番街第四十二番街とコロンブスサアクルである。主要の車輛交通の雜沓地は第三十四番街と第五街第四十二番街と第五街との四辻である。若し、試みに車掌に尋ねて見るならばマヂソン街と第四街間の第四十二番街、及び第六街と第三十四番街には最も困難を感ずると云ふ。又巡査に聞くならば、四十二番街とブロードウエーに困ると答へる。繁華な辻の交通量を調べて見ると、フルトン街とブロードウエーの交叉點で十時間に二十萬人、之を第一位とし次では三十四番街とブロードウエー、四十二番街と第五街との辻である。之等は合衆國最賑の四辻であるが、少し賑な街で十時間に五萬人は稀しくない、從て車輛數も夥しいものである。上述の辻に於ける交通量は最近二時間の調べで得た結果として次の表に示されてゐる。

辻	軌道車	車輛	歩行者
第三十四番街ト第六街	八三〇	二、六八〇	二六、一〇〇
第三十三番街ト第四街	七四四	一、九〇〇	二〇、〇〇〇
第四十二番街ト、ブロードウエー	六一四	二、二九〇	三〇、〇〇〇
第四十二番街ト、マヂソン街	五三二	一、四七二	一三、〇〇〇
コロンブスサークル（一時間	六四二	三、五九〇	（不詳）

併し多くの都市は交通機關會社と市當局と共同動作を取る様になつて多くの交通問題が解決された。斯くして公衆の利益の爲に多大の革新改良が行はれた。多くの條例は最近に紐育其他の都市で發布され積極的の管理をなし巡査の取締に從てすべての車輛交通の秩序を立てられるとになつた。此等積極的の行動は交通問題の爲に益する所大であつたし、又それがよい事には地方都市に於ける同問題の羅針盤となつたのである。車輛交通の爲の一つの車道を設け、混雜する辻の交通を取締り、車輛輻輳の街を横斷す可き道を制理し、歩行者は取締り制限し、車道

を歩道面より少し高くして車輛の運動方面を指示すること、又晝間は Go, Stop を巡査の腕の赤青で示し、夜間は巡査の棒げる赤燈、青燈によつて之をコントロールにる、此等の方法は紐育で採用する前すでに、ミチガン、デトロイト地方で行はれてゐたのである。

交通機關たる車輛の大小形狀に關しての制理は近き將來に必要となつて來たが、各大都市の輿論としては、車輛數を減じその大きを增すことに一致してゐる。又容積の大なる荷車の曳自働車、大きな酒車とか、其他商賣用の車が公衆の目をひく樣な算段をして、廣告的な色々の技巧を加へて來る傾向が見えるが、それが大さや、タイヤアの中に制限なく益々街上狹しと增加して來る場合が懸念される。之等は明に商業上の政策から出たことだろうか、こんな幼稚ないやみを厭ふ交通機關會社の注意をひいてゐるから若し市內に蔓る樣な樣子があれば直に排除される運命であらう。去る千九百十五年五月に交通問題に關する摸範的の條例がニウジアシイに於て實施され、それが各地方の都市に適用された。此條例は大通に於けるあらゆる種類のすべての階級の車輛運轉に就ての個條を制定し、街上歩行者より最高馬力の自働車運轉手に至る迄の公衆の權利を定めてゐる。此條例制定は各地方の同問題布制の先驅となり多大の効果を擧げた。而して各都市の此條件が同樣ならば都市交通上の雜沓や偶發的不幸事は避け得ることとなるのである。故に當條例は之迄只ガソリンの量のみによりて、輸送面積を限られてゐた最高馬力の交通機關に就て、特に重要である。千九百十四年に合衆國に於ける其總數百七十一萬千三百三十九、紐育洲のみで十七萬百七十一あつたことを想像すると、彼等の交通運動の爲に各洲各市間の交通が非常に速にされてゐることがわかると共に、此種の機關に對する條例はすべての市に共通でなければならぬし、又市內交通規則はそれ以上に不徹底な點や亂雜な點のない樣にせねばならぬと云ふ結論に到する。

■交通狀態に關する暗示の力

心理學的說明

凡そ世間には交通問題等に關して乘客の心理等と云ふことは考へるにも當らぬことだと思つてゐる人があるが、こうした人人に限つて眞理の世界から遠い遠い所にゐる人だと云ふことが出來よう。心理學は心的現象の科學である。一寸考へると旅する人人の行動に何等心理的の現象はあり得ない樣に思はれるであらう。けれども又一方からよく考へて見ると公衆の交通上、或暗示の力が働く結果は僅小なものではないと云ふことが事實になつて來る。實例を擧げるならば千八百九十八年から千九百二年の間に市街線の運轉が電化された時の交通は非常な增加であつた。又千九百年から同二年の間に高架線が電化され同樣の結果を見たのである。であるから此增加は殆ど新しい交通機關の廣告によつて公衆の旅心をそゝる樣な暗示を與へたその刺激の結果を見られるのである。千九百四年に紐育に地下線が出來た時も同じことであつて、高架線よりも速で、乘心地がよいと云ふ暗示的の傾向があつた爲である。而して忽に乘客の群集は計畫より以上に增加し、地下線の需要の激增と共に高架線の客は反對に減少した。そこで後者は急速交通の組織とし前よりずつと愉快に速に設備をとゝのへたのであつた。しかもその時高架線にはもう用はないと思つて居た公衆の過半數が抱いてゐた觀念には別に意義ある根底があつた譯ではない。勿論地下線の交通は自然的で正當であつた、しかし人は特別の理由から地下線を選ぶのではなく只その場合の心理狀態によつたものであつた。從て彼等は『何故にそうしたか』と問はれても返答出來なかつた。何等かの交通上の必要があつて乘車した群集は何故と云ふ理由のあるわけはなかつた。『乘らう』そして『早く行かう』と思つたからに過ぎない。それは紐育地下線の驛內で見てゐるとよくわかることである。彼等は押し合ひへし合ひして乘車し腕力によつて行動した。だから側へ押のけられてゐる弱い小供や老人は、豚の兒の樣な表情をして押してゐる人間の大波に押流されてしま

つた。又こんな人を見受けることがある。ある停留所でそれ程雜沓しない普通列車のいゝ席を占めてゐた人が急に此車から出て、プラットホームを横切り滿員になつてゐる急行車に飛乘つて苦しい思ひをして乘つてゆく、その結果は一分か二分の得になるだけで、時によると下車驛でぐづ〳〵して同じことになつてしまふ、そんなことがよくある。之は心理現象でなくては、只そんな無駄な運動に對して說明がつかない。つまり時間狂とでも云ふ可きであらう。不統一な時分には全線至る所この狀態があつた。それを取締る爲に會社がどれ程苦心したか知れない。數年前のこと、支那公使が紐育を訪れた時彼は地下線にのり、上述の有樣で一分半を得したとて時間經濟の手柄話にしてゐた。『そうはしたものゝ、何うした動機かそれは明亮でない。』と附加へた。感染性のある人間に若しも交通機關會社がその惡癖は强制的に正さうとするならば必ずや反感的の行爲を引起すことになるであらう。そこで追加の車輛には席巾十七吋七八の豫備のシートを置くことが計畫された。けれども公衆がドツト車へなだれ込む場合に、その群集の行動を制御することは不可能であつた。彼等に僅な勞力と判斷を用ふる餘裕さへあつたなら空席のある車にのり樂にして行けるものは、初めの二三の車に群り集り數哩立つたまゝでゆく人が多い。こんな風に何故に群集は、一寸場所を代へるだけで自分の利益を計らうとしないのであらうか。と云ふことは實際的の問題であるが、群集心理によることでどうにも救治策がない樣に思はれる。所が又會社は二三の面倒な問題に遭遇した。群集は大になるにつれて雜沓の程度は激しくなり、客によると大きなバスの太鼓、バスの四絃琴、トランク樣の大箱、色々な花の記念品等から犬の笊に到る迄持ち運ぶ人がある、これらは乘客共にニツケル一つで運ばれるのである。のみならず所謂無遠慮に置く爲に場所を横領され一方から云ふとニツケルに一つの損失になる譯である。又その乘客がその大荷物を忘れて下車してしまふことがある。その時

は會社の遺留品取扱所迄送られる。又或時は客が乘車する前に棄去した噛みつぶしのチユウイングガムが地下線驛の床や段に『奇麗なゴムの敷物』を作ることがある。そこで問題は『何故に彼等はそんなことをするか』『什うしてそれを止めさせるか』『如何にするか』と云ふことがある。

紐育市に於ける公衆の說明出來ぬ種々の行動は、特に雜沓地に多く、一般に無頓着でゞれ程重大であるかと云ふことは豫想されてない。最近發表された記錄によると、紐育市內に一週間に一度宛住居を變へる人が十萬ある想である。即ち五百萬の人が一年間に一度宛移轉することになる。此理由は『家賃を拂ふより、移轉する方が安い』と云ふ爲だ想だ。しかしそれは心理上心的傳染であつて、別に公衆に惡意がある譯ではあるまい。これは一定の位置の驛に於ても賣る切符の變化に現れて來る。紐育市東部高架線驛では切符發賣上明に此變化を感じてゐる。

斯の如く多大の事柄が公衆の交通上に表はれそれは殆ど豫想し難いことであり、且つ些少なりとも重大なことがある。その結果『何故そうなのだらうか』と云ふ疑問に逢着せしめられ、『皆心理學的原因である』と云ふ結論に落ちるのである。ハアバアド大學のスウエイン敎授が若い技術家達に話した最近の演說中に次の樣なことを云つてゐる。

『歷史、文學、心理學、其他人間の生活問題の上に何物かを收得することが出來る問題には興味をもつて研究し、自己の眼界を廣めなければならぬ』と。丁度心理學研究のよい材料を交通機關會社が色々の市の色々の交通狀態として持つてゐるわけである。問題に對して眞の解決を得る爲には先づその問題の眞實性は何かと云ふことに迄觸れてからでなければならぬ。從て公衆の心理を理解すれば交通上の一大問題は解ける可き筈である。

茲に於て著者は結論として、交通問題は技術家のスライドルールやマセマチツクが役に立つ樣な實際的方面から遠くかけ離れた多方面に渡

つてゐると云ふことを述べて置く。然るが故に技術家の常に取扱つてゐる範圍外の問題の爲に此一章を置いたのである。併しながら技術家の中でも目覺めた人々には明かに理解されてゐることであると思ふ。そうしてそうした人々は技術上の研究と共に、法律上、事務上の研究も必要であるし、尙進んで心理現象の研究も必要であると認め、その研究を持つてすべての問題の解決を得ようと望んでゐるのである。（丁）

□都市より郊外へ□

文明の進歩とともに社會が發達すると、都市の住民は漸々に殖えて參ります。夫で都市が發達すると、市民の生活狀態は一變して、活動のうちに安靜を需むる樣な傾向を帶びてきます。近來市民が都市の中心に活動の舞臺をおいて郊外に休養の天地を造るなどは、其の著しい表現であります。

さて都市は、こういふ事情のもとに、益々その距離が遠かるのみであるが、斯かる狀態になる主なる原因は、電車や自働車が、日を追ふて市外に發展するからである。

桑港あたりでは無數の自働車や、電車などが高速力を出して、織るが如くに市外を駈ちがふてゐるのであるが、更に市俄古、紐育などに行くと、之にも增して交通の頻繁な光景を描いてゐるのであります。此は彼等の生活の狀態を物語るところの活畫であるが、日本の都市、早晩かゝる壯快な光景を現出するに相違ないと思ふ。

米國ではかほどに道路の交通が頻繁であつても、道幅に充分の餘裕があつて、人道と車道が、はつきり區劃されてあるのと、進む道、退く道の區別も整然とつけてあるから、如何に交通が頻繁であつても道路は極めて安全であります。ところが遺憾ながら日本には、まだ斯ういふ風に、立派な秩序の立つてゐる道路が乏しいのであるから、今ある道路取締規則を充分に勵行する必要あるとおもふ。（「安全第一」內田嘉吉氏著）



都市と建築

都市研究生

建築學會大會に於ける 都市計畫講演會所感

一　内務大臣の講演に就て

新内相水野練太郎氏は都市行政法精通者として知られたる人で、現に某大學！都市講座の講義をも受持たれて居たと言ふことである。内務省に於ける其永き行政塩梅の實際智識と相待つて、我國の現時の都市計畫に對しては最大の權威と見られて居る。故に當日の講演は都市計畫を高唱する人士に取つては或は天來の福音とも覺へられ或は又失望落膽の凶報とも聞こへる譯である。吾人が片唾を飲んで其一言一句に耳を傾けたのは全く其論旨を十分に吟味しなければならぬ責務を感じたからである。

先づ其講演の要點を略記すれば、『都市計畫は言ふべくして行ふに難く、自分等も古くから其重大なる意義を理解し、可なり深く之を研究しつゝあるけれども、我國の都市には如何にして之を實施せしむるやの實際的決斷に到達せざるを憾とする。現代の都市を如何に改善し其適當なる進路を見出すかに就ては、各方面よりの開拓を要するのであつて、都市計畫は其一つで

ある。決して最大唯一のものではない。都市が益々膨脹するの傾向は今や之を防ぎ止めることは出來ないから、其膨脹に對する準備をなさねばならぬことは吾人も之を認めるのである、けれども我國の都市は其發達の有樣區々にして、殊に各其性質を異にし商業を以て市是とするものあり、製造工業、採鑛冶金、等それ〳〵の立場を異にせるものあり、又京都の如く觀光の地にして何となし上品に出來上り居るものもあり其他都市の大さにしても、人口二三萬のものと五十萬以上のものと同一に見ることは出來ないであろふ。斯かる各種の事情のものを如何なる法規にて律せんとするやは蓋し至難のことに屬するや言ふまでもない。

『佛蘭西の巴里は毎年の人口激增に依り、遂には全國民の大部が此處に集中し、農村の疲弊困憊を來すを憂へつゝあり、伯林は二十年前のアルト、ベルリンと今日とは全く其趣を異にし、曾て郊外地なりし處今は繁華なる大街を現出するに驚くの狀態である。我東京市にても矢張り市外地たりし地處に漸次膨脹しつゝあるは此亦當然の結果である。又我國に於ける小都市にても大牟田の如き二十年前は一小寒村に過ぎざりしも、今は可なり大きな町となり今後大に膨脹せん勢を示して居るなどの例もあり、此等の都市膨脹を其自然趨勢に委せ置く爲めに現時の不秩序混亂を生ずるのであるから、什うしても何等かの計畫を樹てゝ其整理を計らねばならぬことは、政府に於ても大に諒とするところである唯現在嚴然として榮へつゝある都市の部分を如何にして一定の計畫に合致せしむるように改造するやは、實に重大な問題であつて、其實施の困難容易ならざるものあるべきを考へねばならぬ。

『今回建築學會其他同種の團体の聯合により政府に建議せられたる都市建築法規調査の急要は正さに上述の意味を敷衍せしものにして、政府は直ちに之に贊同し議會の協贊を得て、都市計畫調査會を設置することゝなりたり、此と同時に東京市區改正條例の一部改正を行ひ、接續町

村に於ける街路系統、下水其他市區改正上連絡あるものは、東京市に於て同時に之を計畫實行するように變更せしは、時代の進歩に伴ふことを期待せし爲めである。又大阪、京都及內務大臣が必要と認めたる都市にも東京市區改正條例を適用するの法律案も通過して、今は夫々法律となつた次第である。

『都市計畫調査會は上述の如き頗る難解の問題を衆智を集めて解決せんとするのであるから、各種の專門家は各其最善の努力を致して、以て都市計畫の適當なる立案を協議するの義務を負ふのである。建築家、土木工學者、經濟學者、都市行政の當事者等あらゆる方面の熟達せる智嚢の協議を以て之を立案運用するより外に途はない。云々』

而して新內相は最後に、自分は一箇人として都市研究者として都市計畫に對する年來の研究を、何等かの時機に之を發表したい考であると曰はれた。

吾人は新內相が多忙の時間を繰り合せて、我建築學會に講演を快諾され、其抱負の一端を洩されしは吾人都市改良論者に取つては一大福音であつて、敢て其講演に批評を試むる如き敬意を失したる態度は、大に愼まねばならぬ筈であるけれども、若し吾人の批評が寛容にも其大抱負の一端に蛇足の一片を添ふることを得んかと思ひ、二三の駄言を敷衍して見たい。

內相は都市計畫を以て都市改善の一部に過ぎないように曰はれたけれども、吾人は之を以て都市行政の根本と見做すものである。都市行政には大体より見れば永遠の計畫と現狀の處理と此の二方面ありて、其何れもが多少の連鎖を有すれども、其計畫の立場に全然異れる目的を有するのである。永遠の計畫なるものは主として現狀には直接の利便を與へず、却て數次迷惑を懸けるものである。乍併數年又は十數年の後には漸次其利便を發揮し、最後には其計畫微つせばの感を與ふる程に、其都市繁榮の基礎をなすのである、縱へば巴里のオースマン計畫の如きものであつて、一八七〇年頃より三十年間を費

し五億萬圓以上の工費を投じ、漸く現時の美しき巴里市を現出した事蹟は全く一の永遠計畫の實例である。其他有名なる漢堡の築港の如き、マンチエスター運河の如き何れも永遠計畫として立案せられ、十數年の後に初めて其賢明なる積極計畫であつたことを證明せられたのである。若し上述の實例が其當時に市民の苦痛とか、積極過ぎるとか言ふ困難の爲めに躊躇して居つたならば、巴里の今日は見られなかつたのである、又漢堡の繁榮や、マンチエスターの隆盛も或は現時の如き狀態にまでは達し得なかつたかも知れぬ。要するに都市計畫の如き事業を困難至極のように吹聽さるゝは、恰かも山登りは困難なりと說くと同一筆法にして、殆んど一顧の價値なき議論である。吾人は都市計畫その物が永遠的事業にして計畫の六ケ敷きはもとより其出發より已に現狀には累をなすものであることを知る、其現狀に種々の繫累を及ほすを以て困難なりと言ふが如きは都市計畫の研究を單純なる常識と因襲にて解決され得るものと思ふからである。各種の深遠なる學識と經驗の必要なる所以は難解なる問題であるからで、吾人は決して都市計畫を以て建築製圖の如き單純なるものと解釋をしては居ないのである。又世人も定めて然か考へて居ることであろふ。

更に內相は都市の性質を云々されたけれども吾人は不幸にして其意味を深く理解し得ないのである。もとより之を都市なる凡てのものを通じて見る時は溫泉宿を中心として榮ゆる町もあり、石炭の集積にて繁盛するもある。或は觀光客を當てに收入を計る都市もあり、商賣の駈引を中心として立つものもあれば、中央政府の所在に附隨して其生命を保つ都市もあると言ひ得る。乍併それは唯議論の末に走りたる見方である。現代の都市は其發展の徑路を經濟の活動力に歸するのであつて、唯觀光客の消費や入浴客の旅費を以て其都市が永遠に發展するものではない。又中央政府の所在は遇々消費地としては可なり重量を增すであろふが、それ等は都市大膨脹の原動力となるものではない。都市膨脹の

主たる原因は其都市の經濟活動力の增進に依るのであつて、製造工業の樞軸となり、商取引の中心市場となるのが、其發展の基礎である。故に都市計畫の最も緊急にして最も積極的なるを要する都市は商工業の最も殷盛なる都市であつて、觀光客を當てに生存する都市ではない。東京市は我國の帝都であり政治の都であるからと言ふ爲めに大なる發展をなすのではなく、全く其經濟的活動の中心である爲めに急速なる膨脹をなすのである、京都の如きは觀光團の消費が可なり利益を與へて居るかも知れぬが、其發展の原因はむしろ西陣の織物や陶滋器其他精密工業の製產力の增進に負ふのである。大阪に至つては全く其製造工業の發展と商取引の增大を致したる爲めに、其膨脹を速めつゝあると言ふべく、名古屋市の膨脹は本州中部の商工業の樞軸となつたからで、神戸市の近時の大發展は對外貿易の集散地であるのと、其附近に於ける工業發展の結果である、門司市や福岡市の膨脹も其附近の製造工業の勃興と商業中心地となりし結果であることは言ふまでもない。斯く觀じ來れば都市膨脹の至大の原因は商工業發展の結果であつて、其以外の原因のみにては都市は容易に發展せぬものと見ても差支がない。奈良の都は其反面の實例であつて、北陸、山陰又は東山道の都市は一般に其發展遲々たるのも同じ原因である。九州にては熊本市の如き商工業發展の不利なる地は其膨脹言ふに足らぬのである。

若し內相が言はるゝ如く都市の發展をなす徑路に種類あるならば、奈良市も福岡市もそれぞれ其進み方を異にして發展すべきであるが、實際に於ては商工業を中心とせざる都市は、先づ大体に於て都市計畫を左程急要とせざることを知らねばならぬ。而して都市計畫は其都市の發展の趨勢を推定し、其推定を基礎として萬端の計畫を畫策せねばならぬから、之を我國全体の都市に通じて一定せる計畫を樹てんと考ふるならば、之れ非常なる誤解であると言ふを憚らぬ。都市計畫の立案は其都市を最もよく理解し其都市永遠の發展を畫策すると同時に、其發展に

適應し得る計畫を確立するにある。國家に於ては其計畫遂行に便宜を與ふるの方法を講すれば足れりで、敢て甚しき難解の事件とも思へぬのである。乍併其立案の困難は內相の曰はるゝ通りであつて最も圓熟したる各方面の學殖經驗を集中せねばならぬことは言ふまでもない。

內相は各都市の其發展計畫を內務省に於て立案するゝことを想像さるゝならば、之れ至難の事業にして今後十年を經るも二十年を經るも其立案或は六ケ敷いかも知れぬ、約まり出來ぬ相談である。吾人の見る處では現時の市區改正條例を更に改正して其實施に便にし、建築法令を制定して都市改造の端緒を開かしめ、都市衛生設備の條例を造りて科學的組織ある都市衛生系統を整理し、住宅改良法令を發布して都市住民の幸福を增進せしむるの順序を考究すべきである。各都市はそれ〳〵其發展の趨勢を推定し、上述の諸法令の範圍及制裁の下に一定の計畫を作成して之を內務大臣に申請し其認可を受くるの順序となるのである。

大体に於て內相の講演は我國都市發展の現狀を此儘に放拋して顧みぬと言ふ程冷淡のものでもないけれども、又急速に其積極的大手術を行ふべき時期に迫つて居ると言ふ程の熱心も見へなかつた。要するに其實際は非常に困難である、から、容易に適當なる解決案を見出し得ないことを吳々も繰返されたのは、一般の書生的理想論や學究的忘想論を勝手に吹き廻はされては、却て此重大問題を行き詰まらすを慮つての警戒の訓示であつたかも知れぬ。吾人は是迄未だ一度も內相の都市計畫論を聞いたことが無いから內相の此訓示的講演を餘り深く傾聽するの決心を持ち得ない。けれども都市計畫の如き吾人の將來永遠の休戚に關する大問題を內相の獨斷的處理にのみ委かす程寬裕の人も鮮いことであるから、吾人は今後益々深く此問題の研究を進めて、各都市それ〳〵官民一齊に其計畫の完美を期し、以て內相の參考に提供せねばならぬ。

二　田尻東京市長の講演に就て

田尻博士は我國民の智識階級には殆んど知れ

渡りたる人格學識共に高き人である、此回東京市長に當選せられたる爲めに其市長としての手腕に就き下馬評の盛んなる時に、其都市經營に就きての抱負を述べらるゝのであるから、我れ人共に非常の興味を以て之を迎へたのは當然である。博士は開口一番『東京市ほど難治の都市は文明國中外にはまたとあるまい』と曰ひ、大体國を治めるよりも都を治める方が六ケ敷く、都よりも町や村の方が更に難かしいのは、之れ全く各箇人の利害が餘り明了に解かり過ぎるからで、敢て不思議のことではないが、それにしても東京市は珍しい程其經營が困難に出來て居る。と言ふ其反面には難治の東京を乃公の手腕にて治療せんかなの抱負も偲ばれぬでもない。然るに『其街路系統の不秩序にして電車の運轉系統に不便を感ずる』と言ふような枝葉の問題に駈せたり或は『東京灣より房總半島を開鑿して鹿島灘に直通する運河を造り、太平洋へ出つる航路の短縮を計りて對岸のパナマ運河に對抗すべし』と言ふような海面連絡の大問題に觸れたり或は又『東京市の南北縱貫東西横斷の地下鐵道も必要であるが、自分の戰前の調査では工費約二億萬圓であつたから、今日は五億萬圓を要するであろふ、して見れば我國の如き貧弱國では先づまづ考へものである』と言ふような都市計畫と矛盾した意見を持ち出したり、殆んど聽衆をして博士の眞意を捕捉するに苦しましめた。

博士は都市街路の系統を蜘蛛手を張つた圓形式と大内裏を中心とせる三條九陌の制即ち碁盤格子式との二つに大別して、『我東京市は圓形式の如くにして、しかも其蜘蛛手の貫通したものなく、不規則此上もなし、唯本所深川の方面に三條九陌の制に似よりたる便利の街路を見るのみである』と言はるゝまでは無事なりしも一轉して『我東京市も無暗夜に外部に擴がり、中心に空地を存じながら其利用を誤る爲めに、道路の長さは法外に延び、水道、瓦斯等の線路が益々延長し、不經濟此上もなし、今後は中心地に高層建築を建てゝ、統一緊縮の方針を取り、

市の擴大を或る程度までに縮少せしむるを得策とする』と言はるゝに至つては、全く現代都市の趨勢や東京市の眞實の統計的事實を知悉されざる爲めに抱かれたる大なる錯誤であることは言ふまでもない。吾人は其妄を辯明するの要を見されども、我東京市が現在世界各國の大都市中伯林と巴里を除きては最高密集地である事實や、街路修築や、地下埋設工事の爲めに費しつゝある工費が殆んど比較し能はざる程少額なる事實とを讀者の記憶に印せられんことを望むものである。

又博士は『我國は地震國なるが故に餘り高き建築は困難であり又東京の地質は軟弱であるから地耐力が高層建築を許さぬ事情もある、然し六階や七階位までは差支なかろふから、市中心地の建築はなるべく其程度にまで高くすべきである。地震を恐れるならば建物の周圍に空濠を造れば、以て地殻の振動を遮り十分に被害を輕減し得る。』と附け加へられたるは全くの蛇足にして、吾人建築技術家を侮辱されたるものと言ふの外はない。空濠で地震が十分に輕減されると言ふような素人誰ましの意見は、餘りに甚しき誤解であるから、博士たるものかゝる放言は少しは愼んで貰ひたい。又建物の高さは六階や七階までは差支なしと言はるゝは、餘りに地所經濟のみに拘泥した意見で吾人は斯かる經濟のみを基礎とした建築觀を是認するものではない。もとより或る特種の地域には六七階にして其高さ百尺位のものは差支なしとするも、市中心地全域に亘りて之を許すことは絶對に不可であるのみならず、街路の幅員を基礎とせずして建物の高さを云々さるゝは、餘りに現代の都市を理解せざる議論である。

水道に就て博士は年來の地下水利用を極論された、曰く『文明國に於ては今は地上水を利用する時代を過ぎて地下水應用の時期に進んだのである、雨水は其幾割かを地皮に吸收され、漸次に地殻に入り込み、地熱によりて更に蒸發して一定の地殻の間に壓し込められて居るから、鑿井によりて之を地上に導く時は滾々として盡

きぬのである、其豊富なること地上水の如きものではない、水質の可良なることも又地上水の如き危險のものではない。』又更に附け加へて『我東京市民は濾過したる大切な良水を飲料のみならず、各種の雜用に惜氣もなく使用するのは、經濟上許すべからざる罪惡である。宜しく飲料水と雜用水とを區別して、飲料用のものは之を雜用に供せざることゝすべし』と言はれて居る、此等は何れも理論としては吾人も大体に同意するところである、けれども田尻博士は最近の亞米利加都市が大規模の給水工事の設備を有し、雜用はおろか、街路の清潔法に至るまで之を盛んに利用する以外に、高壓給水管の布設をもなして、消火栓の効力發揮を行き渡らしめつゝある事實を知られぬと見へる。彼のクリーブランド市の一給水計畫は我國の大都市全部の給水量と匹敵するを聞いては、田尻博士の給水節約論も多少消極に馳せた現在偏狹の一警語としか見る譯にゆかない。爲に都市建設の積極計畫を語るに足らぬとでも言はねばならぬ。現代の衛生法はあらゆる雜菌や細塵は徹底的に水運法によりて之を排除し、下水系統に導くを原則とするのであつて、給水工事の彌が上にも大規模なるを要求するのである。給水線と雜用線とを分類するを經濟とすると言ふ思想は机上の空論に過ぎずして、事實に於ては却て不利益の場合が多いことを知らねばならぬ。

又博士は『東京市は地下水位餘りに淺く、湧水の甚しき爲めに地下鐵道は困難なりと考へたが、近頃淺草邊にて地下を深く堀り下りたるに湧水の甚だ少きには一驚を喫した、此分ならば地下鐵道も必ずしもブリキ張り（チユーブを意味せるらし）にせずとも出來るから、工費は案外安くなるであらふ。して見れば東京の地下鐵道も餘り悲觀することを要せぬ。』と言はれたけれども、吾人は博士の地下鐵道觀には餘り重きを置く譯にゆかない。

最後に博士は言へり、『東京市の經營に付き何等か意見を有せらるゝ方は、直接自分に申出でられたく、自分は十分に其意見を咀嚼吟味する考へである』と、吾人は博士の色々の意見よりも此最後の一言は最も尊重すべき一大自覺の言葉として深く敬意を表するものである。

東京と大阪の建築對照

一　氣分の相異

東京の人は一般に建築に對する執着心が淺いのは事實である、木造建築の本來の性質より言へば其の方が本當であるかも知れぬけれども、都市の建築と言ふ重大な意義から考へると、甚だしき缺點である。上方の人は昔から建築に凝る傾きのあつたのは江戸氣質と大に趣を異にする。大体建築と言ふ古き因襲や文化の發達と流を共にして來た大なる實体より見れば、上方は其發達の中心地にして江戸は一の成金者又出稼者である、從つて江戸の建築は其の遣り方が自然粗野と虚飾に流れて好尚な趣意や堅實なる構造を選ばないような傾きがあつた。又權力とか威壓とかの空氣鬱陶しくして建築の趣味は自由に發達出來ないのも無理はない、故に一般士民の建築に對する氣分は自然淡泊にして、絶へて永住の居處と考ふるもの丶少かりしは、其火災の頻々たることや、地震の襲來數次なること丶相待ち、益々建築の取扱を粗略にせしめたのである。さは言へ江戸の人は凡て沒趣味の傾向があつたと言ふ譯ではない、普建築物を半永久的に考へ、自箇の趣味を徹底的に其居處に打ち込むだけの執着心がなかつたことを言ふのである

之に反し上方地方即ち京都や大阪にては庶民一般に居處を殆んど永久的のもの丶如く取扱ひ其貧弱なる經濟と、狹隘なる趣味とを十分に練り合せて、至善の努力を之に費したのである。もとより京都や大阪にても火災震災絶無と言ふ

譯ではないから、木造建築を必ずしも永久のものとは思つて居なかつたであろふ、けれども其罹災は江戸の頻々たるに比すべくもなく、短かき人生の生涯から見れば其時代の統計とか歴史などの智識少き上方の人々には火災などは殆んど千載一遇の奇怪事の如くに思つたのである。其結果居處には至善の努力を消し、表通りの見へ懸りこそ質素に貧弱に取り繕ろへども、内容には可なりの數寄を凝らし、彼等の趣味を十分に滿足せしめたのは當然である。江戸の人は上方の家を陰鬱にして不快なりと言ひ華奢輕妙にして宏壯雄大の氣分に乏しく、所謂平民氣分に滿ち、卑屈、吝嗇の感想を抱かしむると侮辱したものなれども、その見方が成金者言ひ分そつくりにして、却て自から建築に執着心なく冷淡至極を告白するものである。

室内の薄暗き程日光の乏しきとか、表先きの質素にして宏壯の氣分に缺けて居るなどの見方は或る程度までは正當の批難であるけれども、若し其時代の衛生思想の幼稚なるを知り、上方の夏の氣候が如何程消暑に困難なるかの事情に通じ又幕府の御用金(即ち家屋税)が如何程彼等に恐ろしきものなりしかを知るに至つては、釋然として斯かる批評の誤れるを覺るであろふ。

詰らぬ小さな居間にも長押を付けたり、釘隱しを打ちなどして、輕奢なる數寄屋造りの趣味を理解せざる江戸ッ子も、御維新後より名古屋大工の入り込みて數寄屋造りの趣味が可なり深く一般富者の建築の内容を改善したのは事實である。乍併之を以て東京市民一般の建築に對する執着心を增したとは言へない。之と同時に上方にも東京風の淡泊なる建築觀が盛んに入り込みたるは事實なれども、京都や大阪の一般士民が建築に冷淡なる思想を抱くようになつたとも思へぬ、要するに現時我國の都市建築の根底が動搖して來た此時代に、現實存在する建築の性質や其内容を彼是批評するは全く愚昧なる又無用のことであるけれども、其東西大都市の士民の建築觀の間に著しき相違があることは、吾人建築技術家が今後都市建築改善の努力をなすに

當り、大に研究の價値ある問題と思ふのである。

二　建築建設に關する東西人士の態度

因襲の關係上上方の人が未だに一般に建築に執着心強く細密なる意見多きに係らず東京在住の人が大まかにして建築技術家に其建設を一任する傾向あるは、否むべからざる事實である。其利害特徴は別に論ずることゝし、建築技術家の側より見る時は一長一短其間に可なりの面白き差別的態度の必要を感ずるのである。建設者が細密なる意見の多き場合には、其建物の大体の責任は主として建設者に屬し、建築技師は唯構造の良否、趣味の程度、工費の塩梅等主として建物箇性の問題にのみ限られ、然かも其中の大なる問題は矢張り建設者と責任を連帶することゝなる、之に反し建設者が大まかなる態度である時は、建築全体の計畫殊に其物の將來永遠の經濟的價値、環境の調和等に至るまで、建築技術者の意見が重要視さるゝのであるから、建築技師の社會的責任は甚だ重きをなす譯である。

前者に於ては、建物は什うしても姑息、小規模に流れ、時代遲れのものたるの傾向多く、後者の場合には突飛な不經濟な、しかも社會と並行せざる建築の出來ることが多いのである。乍併其等の缺點は建築技術家の十分なる自覺と努力に依て之を救ひ得るのである。注文者の意見多きものは建築に大に重きを置き熱心なる執着心より色々の取越し苦勞をするからである、又大まかなる注文者は建築の出來上りには餘り重きを置かず唯相當に利便多きものでありたき希望と、何となし堂々たる建物であれば滿足する位の程度に之を理解するのである。此両者の間に處する建築技術家の態度は自から異りたる自覺と努力を要するは勿論である。前者に於ては注文者は建築技師を好侶伴として聘傭する以外何とかして自箇の希望を實現したき念慮盛んにして、兎角技術家の意見よりも自箇の信念を基礎とせんとする傾向あるが故に、技術家は什うかすると注文者の意見に不本意ながら壓倒さるゝ場合が多い、此際には技術家は圓熟したる態度と、注文者に意見を超越して彼等を心服せし

む如き徹底的見解を示さねばならぬ。其處には十分なる經驗と學識と及社會と經濟を理解したる豐富なる識見を要するのである。後者に於ては注文者は建築技師に任せ過ぎるの傾あり、從つて注文者の意思粗大にして建築の持主として當然研究すべきことさへ考へ居らず、萬端建築技師の方にて心得居るものと誤解するの嫌がある。此場合に於ける建築家は辯護士が依頼者に對する態度と同じく、最も緻密なる顧問役として又忠告者として其粗大なる思想を啓發する考を持たねばならぬ。斯かる際に建築技師の陷り易き弊は萬事自己の小さき頭腦を中心として唯特意氣に計畫を恣にし場合によれは餘りに箇性を發揮し過ぎることである。故に建築技術としては常に注文者の考を刺撃し指導しながら其間に意思の疏通を見出し、計畫の圓熟を期さねばならぬ。東西人士の建築技術家に對する態度に大樣同上の差異があるとすれば、建築技術家の態度も自然其苦心を異にするのは當然であるが、建築家が如何に苦心すればとて其出來上る建築に自から其特色が現はれて來るのは致方がない。

三　東西建築物の概括的批判

東京の建築は近來色彩に於て甚しき亂調子を來たして居るのは大に注意すべきことである、科學の進歩に伴ひ煉瓦が白色に出來上る以上、煉瓦造建築の表面に白色煉瓦を表現するのは、少しも差支なしとの意味であるかも知れぬが、近來丸の内あたりに頻りに白色煉瓦の建物の建築さるゝのは、之を材料に支配さるゝ側より見てよろしきや、又東京人士の色彩の趣味より見るべきやは、之を判斷するに苦しむのである。吾人の私見によれば白色煉瓦の張付けは、全く東京人士の趣向を理解して之を建築技術家が採用したものと言ふ譯にゆかない、什うしても上述の意味の如く、建築技術家の箇性的發露であると判斷せねばならぬ。設計者は注文者の意向なりと主張するであろふ。乍併其處に設計者の態度に缺陷があるので、注文者の大マカな環境調和等を考へざるに乘じ、單純なる一片の挨拶

に依つて其意見を汲み取り、以て之を注文者の意向と見做すのではないかと思はれる、吾人の見聞によれば、白色煉瓦の建物に對しては一般人士の間にも其淋しき悲哀を愬ふるが如き感想を抱くもの〻多きは事實である、又材料の方面から見ても白色の土器必ずしも適當なるものと思はれぬ、況して高層建築にして其實質堅固内容豐富なるを表現するには白色は餘りに乾燥無味であり、臨時的建物の感を深くするに於ては到底之を以て環境調和實質表現の好適例と見做すべきものではない。而して構造上又形態上東京の建物が近時益々亂調子ならんとする傾向は又之を無意味に看過する譯にはゆかない。甚だしきは木造にして煉瓦と人造石又は大理石を張り付けたる大厦高樓が、建築技術家の手により て大通りに數多く建てられて居るやうな狀況である。博覽會建物とか、臨時の假事務所ならば兎も角相當の資本家であり、重大なる事務を營むものが、斯かる甚しき錯誤の上に建物を經營するのは、主として建設者が建築に對する執着心少く極大マカなる態度であるに基因するので之が顧問役たる建築技術家の努力が十分でないからであると見ねばならぬ。

大阪に於ける建築は數量に於て到底東京に比すべくもない、從つて其ものを概括的に批評する程の價値を見出さぬけれども、建設者の氣分はたしかに緊張力を有し、たとへ張付煉瓦の彩色と雖も深刻に入念に研究して、其成績如何に懸念するを見るのである。從つて全計畫を一任されたる建築技術家と雖も其氣分に共鳴し、十分なる意見を提供して、共通の意向を發見して初めて其色彩を決定するを普通とする。構造に於ても亦其形態に於ても建設者は技術家と十分なる熟議を遂げ、其意見が一致する時まで之を練るが故に東京方面の如き甚しく矛盾せる大建築は之を見出さぬのである。もとより頑強なる建設者にありては、建築技術者に依頼せずして大工などを相手に危險極まる建物を經營することは東京と少しも變らぬのである。それとても近來漸次跡を絶ちつ〻あるは事實である。

要之東京の建物は近時著しく歐米の流行にかぶれて來たようである、此等は明かに建築技術家の箇性發現を示すのであつて、其商性たるや唯西洋雜誌の飜譯的丸呑式のものであるやに思はれるものが多い。丁度明治二十年前後の西洋建築が英吉利の建築を其儘直譯したのではないかと思はれると同じく、此頃の建物は獨乙や亞米利加の建物の形體を極端に摸倣したのではないかと想はれるものが多い。しかも其實質や精神に於て余り眞摯のものでないかと疑はれる。之に反して上方の建築は萎縮した小規摸のものが多いけれども、其内容に於て外觀に於て兎に角相當の主張と實質振作の趣を示して居るものが多いのである。故に一見甚だ劣等の如くにして深く之を玩味せる時は、都市建築改善の眞面目の發達を指して進みつゝあるような傾向を十分に認識することが出來る。

東京に於て最も遺憾に感ずるのは官廳の建物である。東京は中央政府の所在地にして官廳の建物又は之に附隨する意味の公館の多きは當然であるが、此等の建物が不統一にして少しも都市建築の中心となるべき自覺なき計畫であることは、それ自身已に批難に値するものである以外に、東京人士の一般建築觀を粗大不愼ならしむる點に於て大に影響を與へて居ることは、吾人の痛嘆して措かざるところである。現時の不統一なる官僚氣分が東京人士の執着心少き建築觀と相待つて東京の建築を蠹毒しつゝある現時の狀態は、何とかして覺醒を促かすを急務とする。建築技術家は結束して此空氣を一洗せねばならぬのである。

□獨逸の細民救濟法□

1 市の内外に市區設計事業を起し極力細民窟の出現を防止すること。

2 市は郊外に田園都市を設け自ら住宅を建築し、或は他の者の建築に便宜を與へること。

3 何にも利用せずに遊ばしてある空地に高率の地租を課すること。

4 交通機關によつて市民を郊外へ誘ひ出すこと。



都市と日光

會員　牛村喜勇　演

（於四月例會）

都市と日光との關係を論ずるといへば甚だ大きな問題を執へた樣にありますが、私の述べんとするのは頗る小さな話であります。

日光は吾々の生存の上に必要な天の賜であつて、化學線から熱線に至る迄、種々の方面に於て吾々人類に活動の力を與へて居ります。同時に吾々は日光から成るべく大きな原動力を得やうと努力して居る。

それで日光の恩惠に對して最も理解ある努力をしたものが有力な結果を擧げて居ります。それは地球上に生棲する吾々に限らんので、人類が世界を征服せぬ以前に於ても同樣にあつたことを想像し得るのである、前世紀に於ける動植物は夫々に日光の恩惠によりて種族の繁榮活動を遂げて居たのであります。例へば吾國に傳へられて居る話によつても筑後に在つた櫪木は其長九百七十尺、枝葉の影朝には肥前の峰を隱し夕には肥後の山を蔽つたといはれて居り、近江の國の柊樹は木幹の廻りが五百尋もあつて朝には丹波の國を隱し、夕には伊勢の國を掩ふたと傳へられて居ります、今日でも臺灣の阿里山の森林は人文及ばず、斧鉞尚入らずといふ有樣で西伯弗亞の奥、亞非利加の野にも定めし是の上に森林帶のあることでせう。

今の時代は人間の努力が日光の恩惠を何處迄も利用活用して居る時代でありまして、今日では外の種族迄も養ひつゝあるのです、日光は地球の表面上に一樣の恩惠を考へて居る筈であり

ますが、不幸にして實際は甚だ不公平な結果を齎らしまして、赤道地方の熱帶と兩極地方の寒帶とは其恩惠の度は雲泥の差となりて居ります

此日光の恩惠の差異は同じ地帶に在つても、不公平が行はれて居ります、日光の側から見れば一視同仁であるのでせうが、人間の世界には其同視の意義が徹底せられて居らないのであります。一例を擧げて見ますれば田園と都市とは全く日光の恩惠を受くるの分量が大に差のあることを認めない譯にはゆきませぬ。

日光の不足は人口稠密な都會に於て殊に甚しいのであります、紐育市の如きは北緯四十度であつて、吾大阪邊よりは尙五度も北にありますから日足が低い則日光の射角が小であつて恩惠の量も從つて少い處へ、亞米利加人の物好といふが必要に迫られたといふが、自分等の家屋を高く高く建て並べた爲めに地面に近く住んで居るものは谷底に住んで居る樣なものであつて、日光の恩惠に浴することが甚だ制限せられて來ました。

もう數年前になりますが獨人ラボルピ氏が紐育、摩天閣を見て、米國人の精力絶倫なのに喫驚したが、一面に都市に於ける日光不足を衛生上の見地から痛論し、摩天閣の將來を卜して居ります、また近頃米國人自身の間にも日光と都市の問題がなか〳〵喧しくなつたと聽いて居るのです。

實際「マンハッタン」の摩天閣は冬至頃になると正午まで何れも一哩六分一乃至一哩三分一と言ふ最大な影を曳いて、街路と言はず隣家と言はず一面黑い影で包んで尠なからず附近に迷惑をかけて居るのです、これは單に紐育に限らず建築の高さを競ひ比べた北米都市ではいづれさうかと思います。

此等の結果を見ますと、都市の建築はこれを建るについては日光との關係言ひ換へましたならば都市に於ける建物と建物以外の場所空間等の關係を餘程考へぬと遂には仕末に窮する結果となりはしまいか、我が國では亞米利加の樣な高い家を建て連らぬる樣にはまだ〳〵なります

まいが、都市に於ける日光問題に逢着することは決して遠き將來でないと考へられるであります。

然るに現在我が國では反對に低い家ばかりなのに日光の不足を感じて居ります。これは米人と反對にゐらく日光の恩惠を遠慮したもので北緯三十五度附近に在りながら多くの都市の建築は軒高の低い爲めに光線の不足を感じて居ります。殊に大阪市の如きは甚しいのでありまして大阪人士の健康の勝れないのは日光の不足が大原因をなして居るといはれて居ります、尤も郊外に在つても日本人は出來る丈日光の射入を妨ぐる方針で軒を深くして居りますから、從つて因循な姑息な思想が養はれる譯でありませうし消極的な遁世的な生活を喜ぶ風の殘つて居る譯でありませう。でありますから、吾國の建築は大に改良を要する活動であつて、亞米利加の樣に積極的の失敗でなくて、消極的に非常な打擊を受けて居ります。

大阪の日光日照時間は一年約二千時間であつて八月と二月とか長短の甚しい月であります。一日の日照時間は二月が晝間の三割、八月が五割といふ有樣で、永くて半日短くて三割といふ射入光線に對して態々何處も一樣に軒の低い且深い家を建てゝ居るのは實に不思議な次第であります。

殊に職工住宅とか細民住宅にあつては最も甚しいのです、これら住民に日光に對する思慮の不足は一國の消長にも關する問題の一つと信じます、彼等は常に簡單なる生活を實行し、それには各種の物資も輕便に供給せられて居りますから、これと同じい樣に天の賜物に對しても出來る丈充分なる路を開き簡易なる生活の意義を徹底したいと思います。

要するに日本の今日の狀態は歐米諸國とは反對な結果を都市の建築の上に現はして居るので天の恩惠は頗る公平なるに係らず、殊更に人間が自分等の住むべき家の惡い爲めに甚しき損害を受けて居るといふことは、大に研究を要する問題であることゝ思ひます、今日都市問題の稱導せられて居る際特に痛切に感じましたので茲に簡單に御話致しました譯であります。（終）



改良住宅

ビルデイング・ニュース一九一七年十二月號所載
ロバート・トムソン氏
會員 今林彦太郎譯

◆序言

改良住宅と言へば、又例に依つて彼の贅澤な邸宅に就ての改良事件を意味する、極めて小數の上流社會の間にのみ適用し得べく、何等一般的でない、實際に施行し難き、理想論者の机上の寢言なるやに聞ゆるのである。吾々が今日迄耳にした、斯うした題目によつて取扱はれ來つた問題には、事實に於いて其種類に屬すべきものの多かつたのは明らかである、從つて、吾々一般者流の感興を引き如何にも適切である、尤もであると滿足の眼を以て之れを肯がふには餘りに貴族的であつた。以下譯する說は下流民、主として勞働者階級の住宅改良を計り、衛生的最善の途を、出來得る限り經濟的に歩まんと試みたるもので、殊に自己の考案に成る間取り計畫を公開して、理想住宅の範を示して居る。氏の改良の主眼は、各室の便利なる配置を最小面積の上に行なひ、特に各室の立体的廣さを出來得る限り擴大せむと努力した點にある。吾々は傳來の建築が、換氣法に就ては全く無頓着たらしめた關係上近時の洋風建築を計畫する場合に當つても、往々にして全然換氣問題を無視した結果、洋風家屋の居住者側より、之れに關する小言を聞く事屢々である。斯かる小言は、世間の世智辛らさと、人々の神經の過敏さと共に其數を增し、平面的に立体的に切り詰められた家屋が殖へれば殖へる程、其聲を高めて理けであるして見ると、空氣の問題の如きは、衛生學者の神經過敏的贅言に過ぎざるものとして、爲耳風然と澄ましては居られない、此れ拙譯を御紹介する理由である。

◆換氣法より見たる住宅

現今行はれつゝある家屋構造上の缺點によつて、如何に多くの人命が、日に月に損はれて居るかは既に一度論じたるが故に、更らに進んで居住者の健康を維持する上に、衛生上必要なる家屋構造の條件を擧げて、諸君の御批判を仰ぐ

のである。

一、吾々が室内に在つて、あらゆる方面より見て充分なる環境を維持する爲めには、大人一人、或は此れに相當するものに對して、毎時三千立方呎の清鮮なる外氣が、間斷なく供給せられ、同時に同じ割合で以て排氣を行ふを要す。

二、燈用として油類、或は瓦斯を用ひたる場合には、之れが燃燒によりて生ずべき瓦斯の與ふる影響多大なるが故に、外氣供給量を算定するに當り、豫め考慮を廻らすべきこと、居住者の場合と同樣なりとす。

三、以上の點燈用材料が燃燒する場合に生ずべき影響を、大人に換算すれば。

石油ランプ　十六燭光一燈＝　大人七人半

瓦斯燈（マントルを用ひざるもの）

十六燭光一燈＝　大人五人

同（マントルを用ふるもの）

十六燭光一燈＝　大人三人

四、嚴寒の候、外氣を其儘室内に供給するものをすれば、一時間三回以上の換氣は、内部に在るものに不快なる感を與ふるが故に、居室としては大人一に對し一千立方尺の空氣容量を有すべき事。

五、供給せらるべき外氣が、適當の方法によりて加温せらるゝ場合には、右の回數一時間五六度に及ぶも、更らに快感を害せず。故に收容人員の數も從つて增加し得る理けなり。

以上の條件に依りて吾人は、一、收容人員の數を與へて衛生的完全なるべき居室の大さを決定し二、居室の大さを與へて其收容人員の數を定むべき科學的標準を獲た、勿論多少條件が場合に應じて變化するも、右の標準を基礎として算定する事は容易である。

科學文明が物質の力を以て天地の有らゆるものを征服しつゝある間に、吾人の健康狀態は日に日に危險に近づく。現に英國に於ける死亡率は年二十五萬内外を算し、此の數字以外に年々增加し行く病弱者及、從つて生づる慘狀の數は蓋し夥しいものである。斯くの如き結果は、例

へば勞働者の住宅が、今日の如く、其居室と不潔なる臺所とを共通に使用せざるを得ざる狀態に在りては、正に當然にして避くべからずとするも、廿世紀の文化の賜としては餘りに慘酷である。若し今日迄の住宅にして、例令最近五十年間に於いてのみ、以上述べたるが如き衛生的見地を標準として造られ、同時に各住居に對し最大收容人員を制限せられたらんには、斯くの如き悲慘なる犧牲者の數は遙かに減じ得たる事明白である。

更らに、以上の科學的標準を基礎として、完全なる換氣と保健との目的に副ふ家屋構造を得べき事は之れを經濟上より見るも甚だ有利である。附圖に就て考慮を廻らせば容易に了解せらるゝのである。

附圖には、今日迄知られざりし實際上保健價値を有する住宅の諸例として、全ての設備が衛生的に、居室として、執務室として、住心地本位として、便利を主として、將た又經濟を主として、充分に有らゆる方面の滿足を得らるべきものを示して居る。

以上の標準を無視して、今假りに收容人員に對する空氣の容量を減縮するは、徒らに貴重なる生存上の必要物を其居住者より剝奪する事によりて、彼等の生命と健康とを危地に導くものにして、そは住宅としての計畫を誤れるの甚だしきものであるのは明らかである。從來官憲の當路者にして此の問題に著眼せざりしやの疑ひあるは吾人の解すべからざる奇事である。

現今迄行はれたる勞働者の住宅及以下の諸例即ち(一)、Department and Advisory Committee in England によりて推稱せられたる平面、(二)、Royal Commission on Housing in Scotland の撰べる平面、(三)、R.I.B.A.の競技條件に準じたるもの等に就て、以上の科學的標準を適用すれば、其れに居住する人員を彼等勞働者一家族の平均とし、其計畫に於ける最大の室に就ても通風量僅々所要の五況の一に達せざるを發見するのである、而も之の計算には燈用としては其害最も少なき「ウェルバッハ・マントル」

を使用し、室の空氣は自然換氣法によつて一時間三回交換せられたるものと假定して居る、故にもし、家族の人員が相當に多數であり、燈用として十六燭石油「ランプ」を使用せば、居住者の完全なる健康維持の爲めに要する清淨なる空氣は、所要の十分の一に減じ、且つ料理用として無煙突の「レンヂ」を使用する場合には更らに不利な狀況を生ざるのである。斯く見來れば、在來の住宅及之れに附隨せる缺點の根底には、不健康者の增加を防ぎ眞に病魔の跳梁を壓するに足るべき住宅計畫のなき事は明白で、結局住宅の根本問題なるべき平面（プラン）の解決が、今日迄にありては、其道の專門家始め多數の人々によつて謬られて居たのである。故に進んで平面の研究を科學的見地に基いて爲すの必要がある。

◆ 住宅平面の研究

小住宅をして其設備が衛生的であり、居室として、執務室として、慰安の個所として、或は便利の點より、經濟の點より、全べての本質を遺憾なく發輝せしめんには、其平面（プラン）は嚴密なる科學的基礎の上にたてる文明的方法によりて決せられたるものであらねばならない。其方法を行ふに先だち、豫め了解すべき條項は。

一、住宅の平面が有する缺點は、やがて美點である、如何となれば、各缺點の裏面には之れに對應する美點の隱れたればなり。

二、但し其の美點は、缺點を驅除するに非ざれば其存在を顯さゝる事。

三、缺點を驅除するに從ひ、之れに對應する美點は必然的に獲得せらるべし。其方法は。

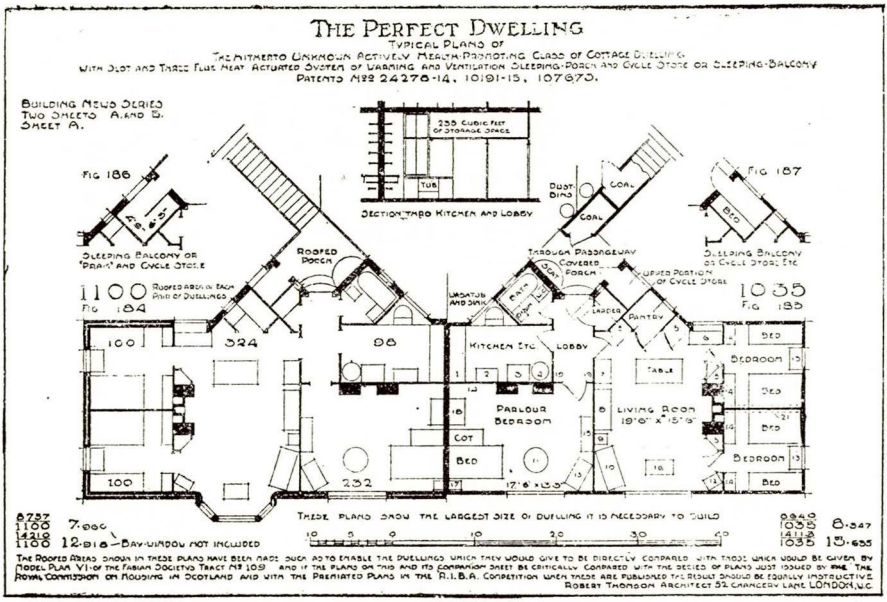
四、全べての要件が完全に滿たされたる時。

五、全べての缺點が排除せられたる時。

六、最も經濟的の目的―即ち家屋の構造に使用せらるべき諸材料に就ての―に副ふ場合。

に於て。

始めて完全に目的が遂行せらるべきものなる事。以上の諸件が兼備せられたらば、住宅としては遺憾なき筈である從つて住宅の平面が果し

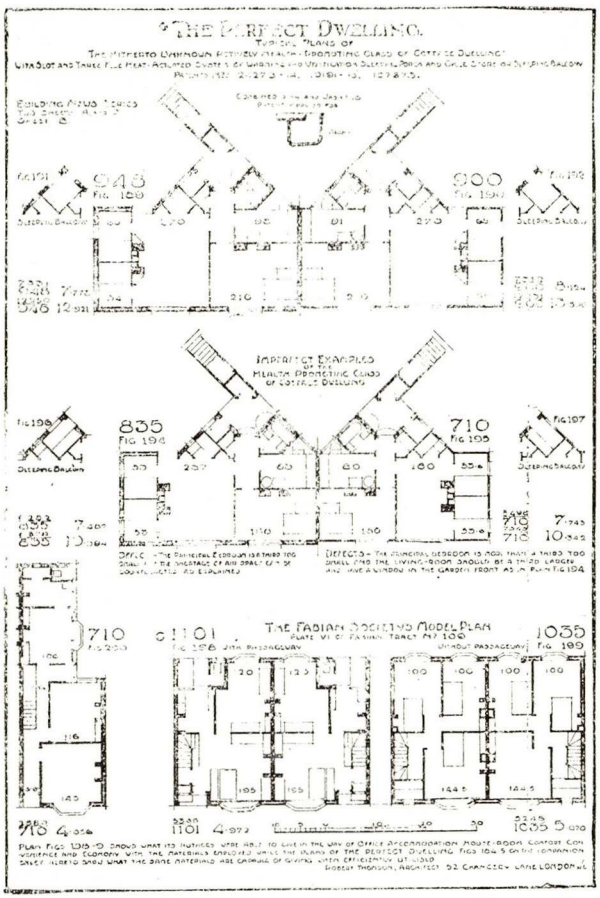


て完全に作られたるや否やも至極簡單に判別し得る譯で、假りに完全なるものとせば、其室の配列關係は、其美點を失ひ反つて多くの缺點を誘致する事なくして變更すべき餘地なきものであらねばならない。誤られたる計畫にして決行せられんか、其が有する缺點は固定的にして家屋の存する限り動かす可からざるものである、故に起工に前だち其計畫は愼重なる熟慮を要するのである。

附圖には八個の例を示し、今之れを各比較すれば、第百八十四、百八十五、百八十九、百九十は最も完全なるもの。第百九十四、百九十五は完全に近きもの。第百九十八—九は以上の未だ洗練せられざるもの。第貳百は建築技術者にも一見完全なるが如く信せしむる形を具へ事實之れに反するもの。

第百九十八—九住居としての種々の目的に對して相當の考慮を廻らしてあるが、第百八十四はそれと同樣の材料を以て最も有效に利用せる例を示して居る、第百八十五は「コンクリート」

を壁体に使用せる同様のものにして、第百八十九は相當の建坪を有する完全なるもの、第百九十はその壁体を「コンクリート」に改めたるものである。第百九十四―五は衛生的に不完全なるものにして前者は煉瓦造、後者は「コンクリート」造である。第二百は第百九十八―九の考案者の作で、市街地の住宅が如何に衛生的に不利であるかを示してある、それに加へた



數字は第百九十五と比較すべき便宜の爲適當の數字に訂正してある。之が考案者はFabian Tractの第百〇九號にある間取り即ち附圖の第百九十八―九のものと批較して、或る市街の合宿所（フラット）及郊外住宅の缺點を指摘せむと試みたるものであるが、更らに再び此處に其平面を借用して批較に便せむとするのである。且つ該平面は考案者により模範的のものなりとしてFabian Society より世に公にせるものな

るが故に、特に此處に戴せてあるが、向も猶ほそれを基として更らに完全なる平面第百八十四十一五が誘出せらるゝのである。

Fabian Modelなる第百九十八—九は種々の特徴を持つて居る、列擧すれば、便所が「バーラー」に割り込んで居る事、一の小室を玄關として、臺所として、階段室として、居間として同時に四樣に便ひ分けしてゐる事、「バーラー」が臺所に接續せる事、二つの寢室の交通及暗い曲つた「ロッビー」に於ける場所の利用法、三つの寢室内に於ける「ファイア・プレース」と「ベット」との位置の關係等である。猶ほ同圖に就て研究せむに、其浴室の位置及大さにより多少の利害ある可く、其他得失多かる可きも、就中空氣容量を少なからしめてゐる事が最も恐るべき缺點である。例へば其居間に就て假りに室内にありては燈用瓦斯を用ひず、其他一切燃燒により空氣が濁さるゝ事なく、換氣は一時間三回行はるゝものと想像して科學的見地より見る時は、僅々一人半の大人を容るゝに足る空氣容量を有するのみである、猶ほ三個の寢室に於ても三室合算で全空氣容量は寢室として換氣法の最も完全に行はれし場合、即ち前と同樣毎時三回交代するものとして大人三人を容るゝには足りない。

右の平面が、假りに四戸一棟として建てられ十一吋厚の中空壁を採用し、中央二戸の裏入口が直接外部に接續する方法を取りたる場合、其屋根の面積は二千二百〇二平方呎を要す。猶ほ其天井高を八呎と假定して、該家屋を建設するに要する煉瓦の量は第百八十四の衛生的平面の住宅を四戸一棟とし、天井高十呎三吋を得べき量よりも多くを要するのである。又室内容積に就て檢するに、該家屋四戸一棟の内一戸、其の通路上に二階が擴張せられたるものは室内容積五千七百十六立方呎、他の三戸は各々五千二百八十四立方呎にして、一戸平均五千三百六十五立方呎、即ち四戸一棟として合計二萬一千四百六十立方呎の室内容積を有するので、之れを衛生的住宅の内之れに對應すべきもの、即ち四戸

一棟として其室内容積三萬五千〇二十八立方呎を有するものに比較すれば、其差實に一萬三千五百六十八立方呎に達するのである。之の差は單に經濟的見地より見るも、一立方呎に就き十五ペンスなる標準價格—現今實際の價格よりも低價である—に依る時は、一棟の建設費に對し八百三十八磅の金額を衛生的住宅に於て利する理けである。

次に、第百九十四の小住宅を見るに、其屋根面積は一對に就き八百三十五平方呎、四戸一棟の室内容積合計二萬五千〇〇八立方呎、之れを彼の Fabian の平面の内、四戸一棟二萬一千四百六十立方呎の容積を有するものに比し、四千五百六十八立方呎の差、之れによる建設費の價額二百八十四磅餘の利益を衛生保健的平面によりて獲得し得るのである。

第百九十五の最小住宅は屋根面積七百十平方呎、四戸一棟として、其室内容積二萬一千九百九十二立方呎 Fabian の平面の内、屋根面積千百〇一平方呎を有し、室内容積二萬一千四百六十立方呎を有するものに比較すれば、其利害同様にして知り得るのである。

最後に特筆すべき兩者の差異は、Fabian の平面にありては彼の臺所的居室を有する住宅として、居住者の生命を危からしむるに反し、完全住宅にありては眞個の保健的理想に近づける點にある。

斯くの如く、吾が新案理想平面の示す住宅の具備する利益は、遙かに第百九十八—第百九十九、及び第二百等の平面によりて建設せらるべき住宅よりも多く、特に注目すべきは、其の暖房通風に關する美點である、例へば。一、第百八十五の平面に於ける數字二十一の示す個所には、點線によりて示さるゝ通り外氣供給管を配し。二居室内にある三個の暖爐の煙道によりて排氣を行ひ。三、居室と二個の小寢室間の間仕切の上部には、幅一時半の間隙を設け通風を補けて居る。斯く通風完全なるが故に、寢室に充分なる換氣を與へ、爲めに結核豫防上有効なると同時に、居住結核患者の家庭療養に際しても

彼等に慰安を與ふるのである。實際以上の如き設備によつて、在來の普通構造になるものに比し、其居室に對しては約二倍の、寢室に對しては約三倍の外氣供給をなし得べく、其方法の詳細に就ては、且て本誌に發表せるが故に今此處に再び述べる必要は無いであらう。

更らに、此れ等新案に成る保健的家屋が、現在勞働者階級間の居住せる住宅に比し優れたる諸點を列擧すれば、二個の戸口によりて居室、臺所及執務室が適當に區分せられたる事、五室の內四個は居住の爲め他の一つは執務に當て、臺所は平面圖にありては明らかならざれども、其天井の高さ優に上部を洗濯物の乾燥場として用ひ、其下に於て炊事をなすに毫も支障を來たさゞるに足る事、又第百九十三に示すが如く、水溜と洗濯場との配置宜しきを得て、主婦をして手輕に洗濯をなさしむるに便なる事、如上の如く洗濯を容易ならしむるも、爲めに居室の空氣に些の潤濕の度を加ふるなく、これに依りて獲る衛生的効果多大なるべき事等である。

加ふるに、新案の平面には「スリーピング、ヴアルコニー」を設けて、結核患者の家庭療養に備へたる一つの特色となすべきである。歐洲戰開始前英國に於て結核病により斃れたる者の數、一年間に六萬六千八百六十八人、其他該病の爲め約二十五萬人は漸次活動能力を奪はれつつあるを思へば、右に述べたるが如き設備が更らに無意義でない事は諸君の了解せらるゝ處と思ふ。以上の統計の示す數字を眞として、今假りに政府事業として、先づ二十五萬戸の新案住宅を經營し、此れ等二十五萬人の患者の收容に當て、以て家庭療養に供したりとせば、社會國家を益する事は云ふ迄もない。

曾て、さる新聞によりて報告せられたる處によれば、「イングランド」及び「ウエールス」に於て、一年間に結核病による金錢上の損害は二千五百萬磅に達すと。之れに「スコットランド」及「アイルランド」を合せ、同上の割合にて計上すれば、大英國全體に渉る損害實に三千三百萬磅に上るのである。之の莫大なる損害額を思

へば、以上の提議は敢て無謀の策ではあるまい、況や彼の臺所的居室を有する非衛生的住宅に比し此れ等衛生的家屋が、遙かに安價を以て得らるゝの明かなるに於てをやである。

既に述べたる「スリーピング・ヴアルコニー」は、以上の如く使用せらるゝ他、之れを車置場として用ふれば優に乳母車一臺と自轉車二臺とを容れ得るのである、自轉車の使用は、彼等勞働者をして自己の工場と可成距たれる處に居住するを得せしめ、即ち此の種住宅の建築區域の擴大を許すのである。此の場合入口に屋根を設け周圍の半ば圍はれたるは自轉車の掃除手入場に當つれば更らに妙である。

他の特徴を擧ぐれば、此れ等新案家屋が四戸一棟として建築せらるゝ場合、各家族は各獨立せる裏入口を有し、各自庭園と住居とを全然私有し得る事である。斯かる注意が肝要なるべきに就ては、さる借家協會の一事務員の談として、本年（千九百十七年）九月の「オブザーバー」誌上に記載せられて居る、該記事の大略を示せば、「吾人は折々勞働者の家族が、寢具の置場に窮したる結果、之れを臺所に持ち込んでゐるのを見掛ける、元來なれば斯かる物品は階段室に藏すべきを、その餘りに狹小にして其等を容るゝに足らざるが故である、又斯かる小住宅は多くの場合數戸一棟として建築されて居るから、中央の住宅の裏入口は、其兩側にある住宅の周圍を環つた通路によつて、外部に接續して居るのが、常である處が此の設計は建築家が勞働者の生活及習慣に就て全然無智である事を、遺憾なく曝露してゐるもので、斯かる方法により只彼等勞働者の共同生活に關する多くの事情の內で、最も不快の感と憐人を避忌するの念とを誘起せしむるのみである」。

R.I.B.A. の競技に關する補則中に次の條項がある、即ち。

一、居室の面積は、室內突出物を除き、百八十平方呎より狹小なるを許さず。

二、天井高は、七呎六吋或は八呎以下たるべからず。

三、獨立せる浴室は必ずしも必要ならず。

四、便器は浴室内に設くべからず、且つ食器室等より便所に通ずるを許さず。

此れに依れば、R.I.B.A. が、小住宅の計畫に於て何等權威を有せざる事が明かに分るのである。

何人と雖も、彼等小住宅にありても大邸宅に於けると同樣に、浴室は缺くべからざる必要物なること、並びに、便器が浴室内に設けらるゝも衛生上毫も支障なきことに異議はない筈である。故に吾輩は、彼の R.I.B.A. の示す便所云々の無用の條項を廢し、寧ろ、幼稚極まれる臺所的居室を有する住宅の各室に對し充分なる室内容積を要求すべき條項を如ふるの急務なるを主張する者である。吾輩の考ふる處によれば、便所の獨立は大なる犧牲なくして求め得れば甚だ結構である、されど之れが爲めには同時に浴室をして獨立せしめざるを得ず、從つて多大の費用を要するが、然らざれば食器室の如きに浴槽を設けて其室の實用價値を減ずるかの兩者の一つを執らねばならないので、獨立せる便所を求むる爲めには小住宅として拂ふべき損失が餘りに多大である。

吾が保健的平面を誘致する迄に考案せる平面に於ては、浴室及便所は R.I.B.A. の條項に據つて各獨立せしめ、他の部分は現在の案と全く同樣であつたのを、斯かる配置に依て生ずる經濟的損失の過大なるに鑑み、遂に一室を以て兩者を兼用せしむるに至つたのである。

附圖第百九十四の平面に於いて、其床面積は Advisory Committee の要求する廣さを有する五室を取るに充分である、猶は其平面の主なる缺點は、主人の寢室の室内容積の不足であるが、此の缺點は居室との間の間仕切壁の最上部に幅六分の隙を開け寢室内の人に對して通風暖房を充分ならしむる事によりて驅除し得るのである、斯く配置すれば、此の五室より成る小住宅は大人四人に相當すべき家族に對し、有ゆる方面に於ける科學的標準を滿足す可く、更らに「スリーピングヴアルコニー」を使用せば大人一

人を增加し得るのである、即ち此の住宅は、平均家族數以上の人員を收容して、衞生的完全なる條件を與へ、同時に其執務室としては附圖第百八十四の完全住宅に於けると同數人員を容るべき面積を得るのである、此の平面は圖の如く甚だ狹隘なものであるが、附圖第百九十八—九なるFabian plan に比して遜色はないと信じてゐる。又大きな方の寢室を觀れば、通例の場合に小さい次の間に設けらるべき主婦の所有品を藏すべき室が、其處に包含せられてゐるのが分る、つまり臺所的臭味を有せざる居室と、寢室—多くの場合に於て、居室內に家具物品を散在せしむべきを、如上の理由によりて防止せる—とのみを以て充分となし、多くの場合、居住者が實際に當り科學的保健に基いて切にそれを要求するに至らざれば、次の間はなく共充分であると考へるのである。

圖に示すが如き、煙道、間仕切壁及兩端の壁等の位置關係、並びに其特殊なる構造法は、衞生上の必要によつたものではなく、其主なる目的は家屋の安定と經濟上とに於いて大なる利益を獲むが爲めである、此の構造法に關しては既に本誌前號(十二月十二日)に於いて說明せるを以て、更めて述べない。(終り)

□獨逸都市の市域と市有地□

	市域	市有地	市域に對する百分率	
			市內所有地	市外所有地
ベルリン	六、三六九町	一五、八九五町	九、二	二四〇、八
ミュンヘン	八、六四三	五、五二〇	二三、七	三七、八
ライプチツヒ	五、七二七	三、四一二	三二、三	二七、四
ストラスブルヒ	七、八五四	四、八一七	三三、二	二八、一
ハンノーヴエル	三、九三八	二、三〇三	三七、七	二〇、四



舊臺北廳前より見たる府中街



洪水當時の同街（舊）

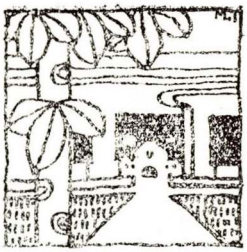
東京市主要街路の現狀



東京市の一等道路（京橋區銀座通）



東京市の三等道路（日本橋區本石町通）



臺北市の市區改正に就いて

會員　野村一郎　演

（於四月例會）

（一）

近頃は都市計畫の問題が大分盛んとなつて來ました、本會の如きは率先して世の識者の注意を喚起して居る次第であつて、吾々は更らに一層の努力によつて此機會に吾々の本分を盡す覺悟を把持しなければならない。元より都市計畫といふ問題は實に社會の大問題であつて、單に吾々建築家丈の好題目ばかりではなく、各方面の專門家學者有力者財政家等の研究を綜合し、市府或は政府側の愼重なる調査によつて完成を期する事が出來るのであります。

今晚私は先年臺灣總督府に在職中關係いたしました、臺北市の市區改正に就いて何か話せよと、理事長の御勸めによりまして茲に聊か其概略を御話して諸君の參考といたしたいと思ひます。

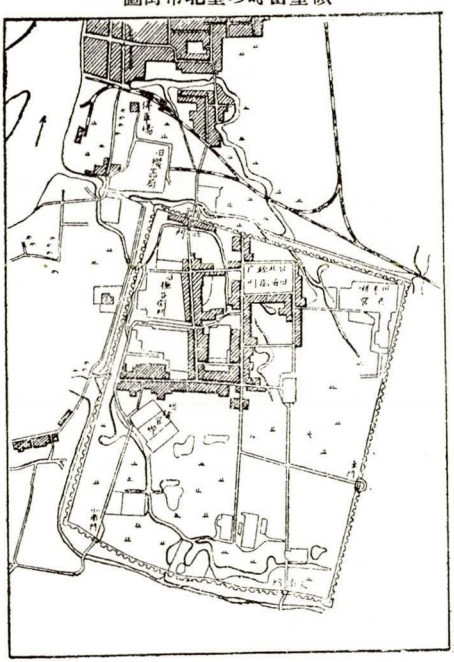
（二）

臺北市は旣に諸君の御承知の如く、臺灣島の北端に位し淡水河に臨み、河口即ち淡水港より約七哩の上流に在ります。一番最初に出來ました町は『艋舺（マンカ）』であつて唯一の船着場にあつたのですが、だん〳〵河が淺くなつて來たために船が碇舶することが出來なくなつた。そこで其當時新たに下流に着船所を設けて村落が出來て來たのが『大稻埕（ダイトウテイ）』であります。この艋舺と大稻埕とは約半里隔つて居りますが、清國時代に

此の中間の地を相して臺北城を築き政治の中心地としました。丁度明治の十二年頃の事で十四年に完成してゐる。城内は西北隅丈市街が出來て居たので、巡撫衙門などがあり、東南部は田野であつた。

日清戰役後我國の領地となつて以來、やはり臺北を政治の中心地とし、總督府を置き其他必要の官廳を設くるに至つて住宅も建てられ、追々内地人の商店も開かれる樣になり内地よりは新占領地に一攫千金を夢みて入り込んで來るといふ有樣で、人口は急激に增加し市街整理の必要と首都の面目といふ考慮も加はり、其改良計畫を立てゝ明治三十三年に第一回の市區改正委員會が組織された、委員の顏振れは總督府の各部局長、陸海軍幕僚それから當該廳長等が任命せられて、其計畫案は明治三十四年に發表されました、それは城内と城南の一部の市區經營も着手した譯でありますが、あまり實績は擧がらなかつた、そこで三十六七年の交第二回の委員會を組織し、同三十八年愈新計畫を發表し舊城壁を取除いて大遊歩道を開く事としたので、此計畫案に基いて今日も着々實行しつゝあるのである。

領臺當時の臺北市街圖



（三）

此新計畫案は如何なる根底から出立し都市改良の範圍を決定したかといふに、領臺當時の人口は合算して五萬人であつたのが、七年後には八萬一千四十人といふ急激な增加で約五十五パ



市區改正後の臺北市街圖

ーセントの增加となる有樣であつた、これは前にもいふた通り我新領地となつた當時の事であるから猫も杓子も出掛けたので、此の增加率は一時の變態で何時迄も續く譯のものでないからこれが見當を付ける必要から、諸都市人口增加率を考量し年々二、五パーセントの增加率として二十五ケ年後人口十五萬人となるべきを豫想して總面積を算出したのであつた。尤も城外は支那人多く人口の密度は濃く城內は比較的薄し、此等の密度は平均して改良範圍の基礎を決定したのである。即ち一人當の地面積は大約。

城內　二十五坪　　南門外　二十坪
艋舺　十二坪　　東門外　二十坪
大稻埕　十　坪

城內は官衙、公園、邸宅等の空地多く、南方は陸軍用衛舍諸學校軒を並べ、東北方面に總督官邸及臺北醫院あり、總督府は中央より稍西南に倚りるた部分に建てられてゐる。

交通系統に就いては南北に長き主要道路並びに東西に貫く幹線道路を基準として井形式に依つたのであるが、中々議論があつて、結局、形は長方形がよろしいとなつて、八十間に四十間のブロックを劃することゝした、臺北の風位は東風が多いので、正東位から稍東北位に觸らしたので、光線も比較的に平等に當たる樣に工夫したのである、艋舺、大稻埕は從來の支那街を其儘にして、あまり手を加へず主として在來の道路線を使用した。

城內に於ける主要道路は最大のもの幅員十間以上として次いで八間、六間、更らに四間といふ順序にし土人街には土地の事情により三間迄のものをも混ゆることに、そして各道路の兩側に下水を設け更らに步道を敷かしむる方針であるから十間のものは十五間位の幅員となり、八間のものは十二三間に達する、そして步道は各家屋の街路に面する一部を提供せしめたのである。

城壁の跡に巾二十五間から四十間に至るを以て、其遊步街とし、中間に綠樹帶を設け、大車道を貫いたから美事な綠樹街が出來上つた。

下水は各道路の兩側に設けてあるが理想的には暗渠とすべきであるが河水面との高差の關係は是を暗渠とする譯に行かず、充分な勾配も附することが出來ないので惣て開渠として其缺點を補ふために時々掃除を怠らぬ事としたのである。

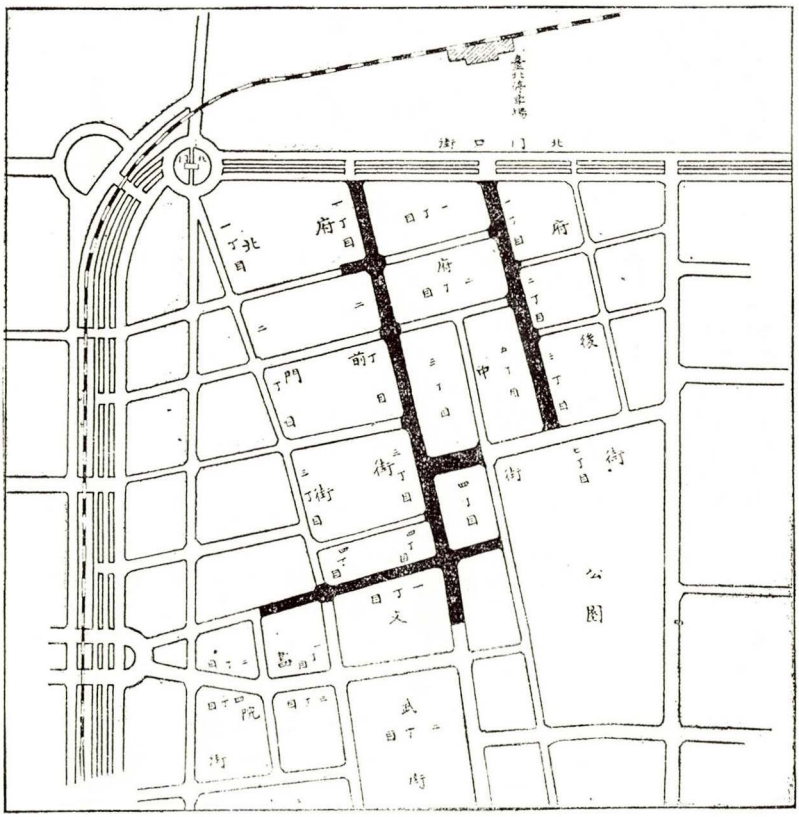
（五）

家屋に關する計畫は明治三十四年の頃、臺灣家屋建築規則を勅令にて發表されたのであるが其主要な條項は。

道路に沿ふて建築する家屋は擔庇ある步道を設くること。

軒高十二尺以上（構造の如何を問はず）とすること。

等であつて頗る大雜端なものであつた、第二回の計畫發表後四十年前後に於てペストの流行に



市區改正後の臺北市街中樞區域

際し建築規則の施行細則を決定發表した夫れは主として衞生上に立脚して家屋構造を規定し併せて少しばかり都市建築の根本義に觸れた次第である。

明治四十四年には全市を掩ふ大洪水襲來し、爲めに舊來の不完全衞生の家屋は全滅の悲運に相遇したので好機逸すべからずといふので、官民合同協議の結果城内家屋改築の計畫を樹立し約四街路の建築を完成することが出來た。（口繪參照）

新館は皆三階以上とし瓦煉亦はコンクリート等の不燃質物を以て構築し、凡て軒高並に窓の高を或程度迄一定の標準に從ふべき内約をなし實行に際しては總督府が萬事世話をなし、住民も喜んで改築に着手し、口繪寫眞に掲げたる樣に、見事に出來上つた。

大稻埕及艋舺の土人街は一律に拘束することは出來ないので、彼等の程度に相應じたる標準家屋を新築して規範として置いた處が、由來煉瓦或は石材を使用することに慣れたる彼等は競つて之れに從ひ今日では殆んど大半新造の建築に改造せらるゝに至つた。

此等家屋改造の大事業の完成に伴つて電燈瓦斯其他の設備も着々斯道の專門家の指導改善によつて完備せられ臺北市の面目は一變したのである、殊に諸君の夙に御承知な總督府廳舍も懸賞設計募集の方法によつて採案し直ちに建造に着手し、近々完成を遂ぐる樣な次第で治政二十五年記念共進會なども開催せられたのであります。

最後に此の臺北市區改正計畫完成後を一覽しますと一大缺點が在るのであります。それは鐵道線路の配置であつて圖に御覽の如く、臺北市街南北に兩分し又東西に隔離してゐるために最も大切な都市の統一が不可能となつて居ります是れ主として停車場を都市の中心に設けたによる失敗であつて、鐵道部員は目下の便利から打算して滿足して居るが市としての不便は此上なく早晩東部市外へ移轉せしむる機運の到來することであろうと思ふ。（終）



東大寺建築史（二）

會員　須藤眞金

艸創篇

■當時の宗教感念

□東大寺はどうして建立されたか□

□聖武天皇の御叡願に依つて營まれた□

これは決して建築家を滿足させる答へでは無い。總じて建築と云ふものは其れがどんな細些な物でも皆んな『時代』が捧へ上げる代物なのである。東大寺も平城京（ならのみやこ）時代と云ふ大きな『時代』全体の産物であつたのだ。

だが何としても聖武天皇の御叡願はその最も有力な直接の動機で有つたには相違ない。（東大寺はどうして建立されたか）と云ふ問題は是非とも其處から詮索をしだして行かねば成らない。東大寺の建築をその佛像や構造や裝飾の皮相な說明丈けに止めずに建築の根抵に汪々として流れて居る精神に向つて解說を試みようとするには——即ち廣い意味の建築史、動的の建築史を書かうとするには——先づ次の様な事柄から筆を起さねばならない。

佛敎に對する當時の國民の意向は怎うであつたか、宮廷の態度は怎麼であつたか、聖武天皇の御信仰はどうであつたか、御叡願を焚き付けた坊主は誰れだつたか、政治上の意味が混つては居なかつたが、政府及び國民の經濟狀態はどうで有つたか、文化の有樣はどうで有つたか、

輿論はどうであつたか。

佛教に對する國民の感念。 當時の日本國民は佛教と云ふ新らしい宗教の渡來に對して別に反感も抱かなかつた樣だ、その代りにまた餘り信仰もしなかつた樣だ。(どうでもいゝやい)と云つた至極呑氣な態度を佛教に對して執つて居た物と私は思ふ。惣う云へば直ぐに蘇我稻目と物部尾輿との爭鬪を楯にとつて私に反駁をされる人が有るかも知れない。成る程欽明天皇の十三年に百濟王が佛像と經卷とを獻じた時、群臣の間に歡迎派と排斥派との二つが出來て互に相爭つたのは有名な事實である、然しその首領が



平生から睨み合つて居た朝廷中の二大族大臣蘇我稻目と大連物部尾輿とで有つ事は其の各々の主張が純然たる國民の輿論であると云ふ考證の資格を失つて居る。物部尾輿は政敵の蘇我氏に崇佛の先鞭を付けられて了つたので意氣張りづくから敬神排佛を唱へ出したのかも知れない。丁度維新の際の勤王黨が佐幕黨の開國主義に對して行きがゝり上尊王攘夷を主唱した樣に物部大連も蘇我氏との對抗上心ならずも佛教排斥の聲を擧げたのでは無かろうか、あの時若しも大連が大臣を仆し得たならば丁度維新の勤王黨が幕府を仆すと早速に手の裏を返した樣に開國主義を執つた如くケロリと崇佛派に豹變したかも知れなかつたろうと考へられる。何の事は無い佛教は日本へやつて來ると早速に政爭の煮汁に使はれた譯だつたのだ。そして何にも知らない國民が廟堂ではさも佛教流布の可否に就て力瘤を入れて騒いで居る物の樣に政略上取扱はれて其れが日本書紀や扶桑略記に依つて後の世に迄傳へられて了つた次第では無かろうか。私は佛

敎に對して當時の國民が極めて無感覺の狀態に在つたと云ふ事を次の四つの事柄から斷定するのである。

一、日本人の宗敎感念は元來甚だ薄弱である事

二、當時何等の民衆的宗敎運動の起らなかつた事

三、造寺造佛に先んじて文物制度の改革が行はれた事

四、國分寺の不成蹟だつた事

先づ第一の日本人は宗敎感念が薄弱であると云ふ事は周圍を眺め渡して見て直ぐに首肯される事である、宗敎に對する（ごうでもいゝやい）と云ふ態度は由來日本人の持前なのである。二千有餘年の長日月に悉皆り佛敎が上下に浸潤し神道も立派に宗敎の形式を具備し、耶蘇敎も旺んな勢で傳道されて國民の宗敎心が大に高められた今日でも尙ほ且つ此の有樣である、まして佛敎が渡つて來た頃には日本には宗敎が無かつた樣な物である。神道と云ふけど其れは佛敎に對立しての神道である。神道の敎旨も儀禮も悉く佛敎の模造ではないか、神道と云ふ宗敎は佛敎が傳來してから出來た物である。その以前には日本人は只神を崇拜してゐた丈けである。崇拜と信仰とは譯が異う。神棚は神棚、佛檀は佛檀、拍手と念珠との使ひ分けは一向差支は無いのである。だから百濟から佛敎と云ふ宗旨が這入つて來た時、それに對して喧嘩腰になつて大騷ぎをやる必要はちつとも無かつたのである。只一部の政客が無理にそいつを種にして平地に波瀾を起そうと企てたが爲めに歷史が大變やゝこしくなつて了つたのだ。

第二の民衆的の宗敎運動が無かつたと云ふ事も如何に日本人の宗敎感念が薄弱であるかと云ふ事を語つてゐる。宗敎の戰ひも常に血を流さなければ領土を奪ふ事が出來ない。佛敎が無人の境を行く如く忽ちに日本全國に傳播して仕舞つた事は其れ迄に日本に宗敎が無かつたと云ふ立派な證明である。その癖その佛敎に對しても當時の國民はまた極めて冷淡であつたと云ふ事

を次に證據立てよう。

第三の造寺造佛に先んじて文物制度の改革が行はれたと云ふ事は當時の國民が佛敎の敎義よりも其れに伴つて傳來して來る文化に憧憬れて新らしい文明を吸收する方便として佛敎を信心したのだと云ふ事を說明して居る。丁度今の學生が英語を勉强する方便に耶蘇の敎徒となる樣な不純な態度で佛敎が稍々歡迎されて居た傾向があるのだ。それに一つには世の中の秩序が整つて貧乏人に出世の途が絶へた時出家が唯一の登龍門となつたので其麼射倖心から佛敎が少しは繁盛した傾向も混つて居た。

第四の諸國に建立を命せられた國分寺及び國分尼寺が幾度も幾度も催促をされ、寺領を增して貰つたり脅しつけられたりして漸くの事で建ち揃つたかと思ふと二十年經たない裡に大慨大



破したと云ふ事は罪は國司の怠慢でめろうが一般國尼の信仰の薄かつた事が分るではないか。要するに佛敎に對する國尼の感念は殆んど無感勞であつたのだ。

佛敎に對する宮廷の態度。 佛敎が傳來した時日本は無信仰を國際上必要としてゐたのである。心ある政治家は已にその前から佛敎の輸入を切望して居た。佛典が蔓衍する處、高麗も百濟も新羅も加羅もみな美しい文明の華が咲き匂つた。律令制度が整然と備はつた。新羅の振興が任那を滅すに至つていよ〳〵佛敎の力に畏服したのであつた。應神天皇の大陸文明移入の時に佛法を遺脫した一事が今となつて深い悔みの種となつた。全く朝任が任那問題に於いての措置は武力の屈したのではなくて智力が足りなかつた爲めであつた。新羅は兵數は少なかつたが、兵法智

略を以て容易に半嶋の日本の屬邦を叩き潰して了つたのであつた。

それで必ずや大陸及び半嶋諸國の事情に通曉してゐる爲政家の間には退嬰的な儒學を捨てゝ新興の佛敎を享受し、それに附隨して來る粲爛たる文化の波に浴さなければ日本の國礎が危いと云ふ自覺の芽が萠して居たろう。丁度その時に百濟國主明王が佛像經卷を献じたのだから朝廷は擧つて歡喜歡躍されたに相違ない天皇が早速その禮拜の可否を群臣に歷問あつた時蘇我稻目は（西蕃の諸國は皆これを禮拜するに豐秋日本のみ豈獨り背かんや）と奏答したと云ふ豈獨り背かんやの一語は大に味ぶべき言葉である。即ち蘇我稻目は國際的の必要から佛敎流布を希つた。その歡迎は信仰からでは無くつて外形に對する眩惑に基いて居たのであつた。佛敎の思想なんかはどうでも好いので有つた。其れに伴つて這入つて來る新らしい工藝科學を吸收するのが目的で佛敎を日本に流行させようとしたのであつた。それはまことに時宜に適した、また國民の意志に合致した意見であつたのだ。

何事も蘇我氏に反對をしなければ氣が濟まない物部氏は大變損な立場となつた。彼れの（蕃神を禮拜あらば國神の怒りを致さん）と云つて諍つた言葉は一朝志を得た曉に手の裏を返すのに大變都合の好い文句ではないか、國神の怒りが無かつたならば其れ迄の事だ、そして日本の政治敎學の不進願ればども古敎を墨守しは居られないと云つて佛敎と握手をすればよいのである。

政爭をシンとして宗敎問題の鑛金をかけた小競合ひが少し有つたが、兎に角佛敎は忽ちに日本全土に擴まり渡つた。佛敎の外形だけはどん〳〵整備して行つたが、然し日本人の信仰に喰ひ込む事は容易の業では無かつた。佛敎に對する宮廷の態度は飽く迄外形的だつた。丁度腕の凄い遊女が巧に嫖客を綾なして金を絞り上げる樣に佛敎の敎義はいゝ加減に聞き流し乍ら巧に文明の果實を貪つて居たのである。その裡に遂に朝鮮からの受賣りでは最う慊くなつて本場の

支那へ直接に仕入れに出掛る様になつた。即ち推古天皇の十五年に小野妹子を隋に遣はされ、續いて八人の留學生を派遣されるに至つた。處が之等の留學生は佛教研究に行つた筈だのに歸つて來る早速に支那の制度文物を移植して大化革新と云ふ突拍子も無い大仕事をやつつけたのであつた。そんな譯で何でも唐の模擬をして制度を飾り都市を飾つて文明がつて居る裡に自ずと伽藍も澤山建立された、佛像も無數に刻まれた。經卷も矢鱈に寫された。その政治家も工業家も皆な佛門に智識を購つたのである。皆んな僧侶であつたのだ。それで都が平城に遷された頃にはいくら御念佛ぎらひの日本人であつても僧侶と交渉のある様な上流の間には少し位は信仰が起つてはゐたであろう。

だが何としても私は佛教に對する當時の宮廷の態度は國際關係上の伊達信仰だつたろうと推定する。

御發願。 然らば聖武天皇の東大寺建立の御發願も純眞な御信仰からでは無かつたのかと云ふ事になつて來る。

朕以薄德恭承大位志存兼濟勤撫人物雖率土之濱已霑仁恕而普天之下未浴法恩誠欲賴三寶之威靈乾坤相泰修萬代之福業動植咸榮奧以天平十五年歲次癸未十月十五日發菩薩大願奉造盧舍那佛金銅像一軀盡國銅而鎔象。削大山以構堂。廣及法界爲朕知識云々

と詔はせられた御言葉も誠の大御心では無かつたのかと云ふ事になつて來る。秋は御詔勅について兎や角云ふ事を差し控へる。然し或る人も（續紀を讀で詔勅の禁戒する所は正に其事の一層甚だしきに進む時期と見れば大なる謬解なし）と謂つて居る。此の御詔勅も續日本紀卷十五に載つて居るのである。（未完）

× × × × × ×



青葉の山

法學博士　新渡部稻造氏談

◎住宅の話

▲家屋に對する昔の思想

世の進歩と共に衣服の進むが如く、住宅も亦進歩するは敢て驚くに足らぬが、近來建築の技術が進み、或はその材料が豐富になるにつけ、今の住宅は昔の人の夢想だもせなかつた程に住み心地よく且つ美麗になつて來た。昔は分限に應じて其家屋にも制限があつた。町人の如きは如何に金があるとも、又如何に内部に美を盡しても、世間を憚つて宏大なる建築を營むことを愼んだものである。武士に至りては高林正明が其著武教小學に於て述へた通り「家宅は必らず輕薄を用ひ粗笨に造るべし、費の飾を爲すべからず居安くして家宅美麗なれば志事ら家を思ふにあり、これ士の本意にあらず」と云ひ、又大道寺友山の武道初心集は少くて體裁の重んずべきを教へ「奉公仕る武士家作仕るに於ては表向の門長屋、玄關の見入、座敷の體裁などは身上相應に暉麗に仕るも尤もの義に候。仔細は何れの城下に於ても外曲輪の邊までは他所他國の者も入り來り見ることも有之候に、諸士の家居宜しければ家中も落付て覺ゆるなれば主君の御爲めに少しは宜しき道理も有之かにて候」と云へるまでは公益の爲に家屋の体裁を認容したものであるが、その次に至り「その外奥向妻子など指置候處は雨さへ漏らずば如何樣に見苦くとも勘忍仕り、成るべき程は家普請に物を入れざる樣にと覺悟尤に候」と述べ、而して其理由を述べて曰く「亂世には城主たる大名方にも常に籠城の心掛おはしますを以て二三の丸に罷在る士屋敷は、家を低く梁間をつめて普請を手輕くとの制を定めらるゝ事に候」云々と、これは亂世を慮かつて家の質素を勸めたのである太平の天下に亂世を忘れる譯ではないが亂世を標準として暮らすべきものではない。亂世は歷史上の變則である、今日の如く家屋の建築に鐵材なり煉瓦なり石類コンクリートなりを用ふる時代には、竹の柱、茅の屋根を以て建築の標準となすきものではなからう。殊に妻子の居る所は雨の漏らぬだけを以て足れりとする議論に至つては環境の心的作用を無視することになり、社會進歩の爲めに取らざる議論だと思ふ。

■奢侈に流れぬ程度の住宅

居宅は成るべく「あれば便なもの」を備付ける心懸を望む、又相等の裝飾品も子弟の教育上なくてはならぬものである長く日本に滞在して女子の教育に從事した某外國婦人の觀察によれば女學生は平生住へる室に床の間のあるのと無いのとによりて其作法を異にするといふた。實にさもありそうなことである。我々も田舍の宿に行き緣ある疊の室と緣のなき疊の室とを比較すれば、頭から周圍に對する尊敬の念違ふ、嬬んだ粗末な室でも掛物一本かゝり居れば何となく心に尊敬の念を起す。起きて半疊寢て一疊で足るとは云ひながら、居室の廣狹は直接間接に心的作用を起すものであるから、居宅は「なくてはならぬ」程度を定むるに四五尺の身体を置くに足るか足らぬかを以て計るべきものでない。

又心的影響のみならず、衛生の方面より考へても空氣の通りぬ樣な、或は泥溝に近かつたり、或は雪隱に隣り、或は濕氣の多い爲に價の低を家屋を以て節約と見做すものは大なる誤である。紀伊國屋文左衛門が奢侈を以て時の人を驚かしたことは今に傳はつてゐるが、如何に奢つたかを尋ぬれば、彼に關する記事の數多ある中に、必らず掲げてあることは疊屋を常に雇入て毎日疊を替へ、來客をして何時も新しき疊に座らしたといふことである、成程これは奢の一種であらう。彼が一度使つた疊をそのまゝ燒棄するにあらざれば、彼が疊の爲めに贅澤したことは大に怨むべき點もあらう。彼が招いた客ば如何に不潔なりしか僕は知らないが不潔の人なりとすればその日毎に代ふるは頗る衛生に適したことであり、よし又不潔の人ならなくも、之を酒池肉林の傲奢に比ぶれば其惡結果は甚だ少しと云はねばならぬ。一体住宅は食物と異なりて自分だけに用ふるものでなく、共有、少くも共用的の性質を含み親類も來り友人も集り、奉公人も住めば他人を招くこともある。亦食物と違ふて永久的であり、決して身体を置く空間のみを以て足れりとするものでない。

■住宅の改善より來る弊

併し住宅を改善する時は、動もすれば「なくても好い」「あつて惡い」裝飾に耽り易い、殷の紂王が象牙の箸を造つたと聞いた時、箕子は歎じて箸を象牙にすれば膳椀もそれに相應せしめねばならぬ、膳椀が調へば家屋も座敷も庭。追々華美を極むべく、さすれば其門に出入する馬車とその從者も亦之に相應するを要するから殷の亡ぶるも遠からざるを知つたといふ。又昔話にも或人が一の香爐を買ふて之を床の間に据へたが、不似合に立派なりし爲に床の間を立派に造り直した、スルト室全体が床の間に釣合はぬので一室を改造した、すると又臺所も玄關も之に應しくないといふので、一家を悉く改造したといふ、諺に「家より釜高し」と場所によりては一種の流行となりて家屋に奢侈を極むる處がある。(「實業の日本」所載

海軍機關少佐　磯部鐵吉氏談

◎累卵の東京

空界の覇者は陸上の覇者であり海上の覇者である。從來の制海權なる文字が制空權といふ文字に並び稱せられるべきは遠い未來のことでないと思はれる。四面

環海の英國が、今此の大戰に處して獨逸の航空機に苦しめられた辛き經驗は、移して以て我東洋の島帝國を戒むるに足りる。

由來飛行機にしても、飛行船にしても廣き陸上を通過して巴里の如き地域を襲撃するよりは、海を越て一直線に倫敦の如き地區を襲撃する方が容易いのである例へば前の場合に於ては是非とも戰線の上空を通過せねばならぬ。從つて敵の飛行機は忽ち活動を開始してこれが妨害を試みる、然らざるも自動車積載の航空砲は何處迄も追跡して來る。

戰線通過に於てまづ第一にかゝる大きな困難に遭遇るのである。それが海上を渡ることなれば、障碍は非常に少ないよし軍艦から射撃される場合があつても速力のより速い航空機にあつては、巧に之を避ける事が出來るし、第一茫漠たる海面に於ては敵の機影を警戒することがうして既に困難である。從つて地勢上倫敦の如きは屢々空中よりの襲撃を蒙たのである。

我日本とても同樣である。我にして萬一事を外國と構へた場合、敵にして浦鹽若くは上海にその航空機の根據地を置いたとせば、それこそ寒心すべき一大事を生ずるのである。何となれば現在の飛行機を以てしても、もしその翼を長くしその積載力を大にし勇敢老練なる將校これが操縱に當らば其等根據地から我首都東京を衝くことは實に易々たるものであるからだ。且つ外國の都市と違つてマッチ箱の如き木造家屋より成る東京市は僅かに幾十個の火災用爆彈を以て優に燒拂はるゝことが出來るのである。根據地を浦鹽上海に擬せずとも遠い太平洋上の艦隊から放つ水上飛行機は、またこの防備なき空屋同然の首都を襲ふことが出來るのである。

空中防備の緊要なるはこの一事を以つてしても明々白々である。

（同氏著「空の戰」所載）

醫學博士　佐々木秀一氏談

◎日常生活に大關係を有する窓の研究

先天的に窓の觀念に乏しき日本人

言ふまでもなく、家屋には殊に窓が必要であるけれども、從來の純日本式家屋に於ては窓に關する觀念は殆んど無くても差支ないのである。何故かと云ふと、純日本式家屋には孰も縁側が附物で丁度大きな窓と同樣であるからである。併し今後の都市では縁側式の家屋は漸次出來なくなつてゆくやうな傾向であるから、如何しても西洋風の家屋建築樣式を加味した家屋が多くなる、然なると窓の研究が必要となつてくる。

注意を要する採光と換氣

吾人が家屋に就いて講究すべき問題は何かと云ふと採光と換氣との二つである尙其外に窓に附隨して室内の裝飾とか室外の眺望とかと種々他の關係があるけれども其は別問題である。

採光即ち明りを採る窓は、衛生學の方から云ふと床の面積の五分の一以上の大きさがあれば先づ採光には差支ない事になつてゐるが、窓を設ける廣狹の面積と上下の位置によつて大分光の分量が違ふものである。併し窓が如何に大きくても且つ相當の高さの所にあつても、光線を遮る障碍物が窓の外にあつては何にもな

らぬ。物の陰などにばいくら澤山窓を造つても駄目であるから、光の澤山採れる方向を考慮しなければならぬ。

學校、病院、其他衛生的の家屋は如何しても衛生學上の見地から建てればならぬと云ふ考から、相當の建築衛生の規定を設けられて其に準じて設計をするのであるが、普通の家屋では大凡暗くない程度、仕事をするに差支ない程度の明さがあればよいのである。室内の明暗は、必ずしも窓の大小のみには關係せず、窓の高低が大に關係するので入射角が廿八度以上でなければならぬと云はれてゐる。日本風の家が開放式なるにも拘らず、比較的に暗いのは軒が長く出て居る爲に入射角が割合に狹く換言すれば窓にあたる所が低いからである。一體家屋が暗いと仕事をするにも目が疲れ、自然掃除も行屆かず、室の氣分が甚だ不愉快になる。西洋室は之に反して窓を高くするから窓の面積の狹い割合に明るいのである。

次に換氣即ち室内の空氣の流通を圖るために設けられた窓は、閉込められた家屋に於ては唯一の空氣交換孔で、其下部からは人間の生活に必要な缺くべからざる新鮮なる空氣が入つて、其上部からは溫まつた不潔な空氣が出てゆくのである

一體純日本式の家屋は夏を主とした構造であつて冬期の極寒に處する手配は殆んど行屆いてゐない。吾々は如斯き家屋に住む習慣を持つてゐる故に、一般に西洋風の家屋の窓に對する考慮が割合に發達して居ないが、純日本家屋であると、すつかり閉切るにしても疊だとか天井だとか紙の障子或は其他の板張などは空氣の流通の多小出來るものであるから、直接吾人の皮膚には感じないけれども、空氣の交換は始終行はれてゐる、これは自然的換氣とも稱すべきものである。

然し乍ら多小西洋式の家屋或は非繰側式即ち窓式の家屋は紙の障子、疊、欄間等がないから、空氣の交換は自然換氣が行はれ難いのである、窓を開放して差支ない春夏の季節は割合に宜しいが、夜と冬の季節とに於てはしつかり締切つて仕舞うと其爲に種々の有害作用を起して健康上甚だよろしくないのである。其故に西洋風の家屋であると普通の窓の他空氣を出入さすべき換氣孔を設ければならぬ事になる。けれども、東京市内にありふれた上等でない西洋式家屋には換氣孔の無いものが隨分多く、窓と云ふものが唯一の空氣交換場所かのやうに取扱はれてゐるのである。私はこの採光と換氣との二の方面から日本の西洋風建築の窓に就て注意してみた。

多樣多種の窓の種類

西洋式の窓には色々の種類がある、一枚の窓もあれば二枚の窓もある。併し實際は二枚の窓の方が非常に多いのである。この二枚の窓にも多種類あるが一番多いのは三通りで、第一は引違ひで日本の建具障子の如く引違ひになるもの、第二は上下にあつて上げ下げするもの、第三は開き窓即ち觀音開きの窓である。兎に角窓の開閉上から區別すると大體以上の三通であるが各自特質を有してゐるものである。

第一の引違式の窓は設備の一番簡略であるが他の窓に勝つた點である。日本家屋の建具は皆引違であるから、日本では比較的餘計に色々なところに使用されて

ゐる。併し開閉に多小音響が伴ふことゝ密接したい場合に隙が出來て十分にゆかないと云ふ憾がある。其證に、この窓の面積を假に壹二疊あるものなれば、窓を成丈餘計開けやうとする場合に全部開いても壹一疊即ち二分の一しか開かれぬ、之が硝子窓なれば採光には一だけ使用されるが採氣には二分の一しか使用されぬ缺點がある。

第二の上下式の窓は造るのに可成手數がかゝり引違のやうに簡單にはゆかないが、一度造た以上は甚だ手輕く使用され比較的によく密閉も出來、採光用としては全部使用される。併し、換氣用としては全部開いても窓の面積の二分の一しか使用されない。けれども都合の宜い事には窓の上下壹ケ所自由に開くことが出來成るべく床に近い低い所から外部の新鮮な空氣を室内に流入せしめ天井に近い上の方から溫かい不潔な空氣を排出せしめ得るから通に佳良な換氣法になるのである。

第三の觀音開式の窓は此種の中で最上唯一の價値を有する理想的のものである是ならば窓を全部開放する事が出來るから、取扱には少し不便があつても、其全部が皆換氣の効を完全になすと云ふ他の窓の眞似の出來ない特長を持つてゐる。併し其の缺點とする取扱上の多くの不便は一寸した裝置で改善が出來るのであるが、日本製の觀音開式窓に取付ける金具が少しく粗製不良である爲に、日本從來の西洋風家屋の窓は開閉の工合が非常に悪く風が吹くと煽ふられて、がたがたと音をたてることがある。其故に金具に十分の改善を加へれば鬼に金棒で、若た家屋の構造を堅固にする爲とか、或は其他の事情により窓を餘計設けられない場合とか、窓の面積が出來るだけ少さくして換氣の面積を成るべく大きくしたいといふ時には此觀音開式の窓が最も適當である。併し窓の數はいくらでも勝手に增加することが出來る其の面積も自由にすることが出來ると云ふ家屋では寧ろ上下式の窓の方が便利であらう。

獨逸では觀音開式の窓

獨逸は御承知の如く都市家屋配列法とか、道路改良とか云ふやうに總ての衛生的設備が最も完全に行はれてゐる國で、英吉利、佛蘭西などは到底其の足下にも寄着けぬ狀態である。獨逸に於ては何もかも學理上から割出してやると云ふ風であるから、窓にしても矢張り衛生上合理的設備がしてある。家屋の窓をみれば殆んど全部觀音開式で其扱方は甚だ簡便而も其處に使用されてゐる器具は完全優良である故に開閉の工合が非常によろしいのである。

ところが英吉利、米國などは比較的上下式の窓が多い私は日本のは如何かと思つて東京市内の家屋を物好きに見て歩いたが、西洋風の建築は大概上下式の窓である時によつては觀音開のもないではない、東京停車場の如きは一番ドは上下式である、けれども二階は觀音開式である併し東京市内の家屋の窓は殆んど上下式のみと斷言してもよい。私はこれに就いて、何等かの理由があるかと云ふ不審を抱いて數十の人の意見を聽いてみたが何等確乎たる定見は持つてゐないらしく、建築會の方で何々式の窓がよいと云ふから自分も同じくよいと思ふと云ふやうな

漠然たる答をする人が多かつた。大工の方にも二三聽いてみたが矢張り別に意見がなく日本では觀音開式の窓か鎧り眼に止まらぬところから漠然と上下式の窓が普通一般の窓と心得て造つてゐるやうである。斯な次第で、窓と云へば採光の爲のみと思つてゐるので換氣の事などに殆んど念頭になく、上下式の窓が中分しか役に立たぬと云ふやうな事は使用者も設計者も度外視してゐるのである。其と云ふのも吾々日本人の住む純日本式家屋に於ては換氣は殆んど考慮する必要がなかつたからで、習慣上西洋式家屋に住つてもそのつもりでゐるが、西洋風の家屋に住む人はかゝる點に十分なる注意を拂ふべきが至當であろう。

併し此窓の問題も、今後益々世の中が進歩して機械力が段々利用されてくれば採光としての窓は不要となり、室内の換氣は自然力にたよらず此處に換氣孔を造て機械力で自由勝手に都合よく行はれるのであらう。其結果換氣孔としての窓も不要となり、仕舞には窓は全々吾人に對して關係なきものとなり、從つて家屋を建築する當つて占者に家相などを見て貰う手數が省け、俗に云ふ鬼門の心配もなく南向にしやうが北向にしやうが勝手次第、御お好次第となる時代が來るであらう。（「日本一」所載）

寺田衆議院書記官長談
◎建築さるべき議院

議院建築局の制度に就ては此程より法制局にて調査中の所殆ど完成したので近々勅令を以て發布されよう、同局は關係より云へば内閣に屬すべきものであるが便宜上大藏省に置かれる事になるであろう。第一の仕事は國民一般より募る意匠設計の懸賞募集で審査に要する經費を合せ六萬五千圓の豫定で當選した意匠設計を參考として愈々七百五十萬百圓の豫算で建築に着手する段取である。

本館の敷地は現在の永田町樞密院事務局及び馬政局を他に移轉するのだが、總坪一萬七千坪建坪三千六百二十五坪（三層樓にして總建物一萬八百餘坪）ある。正面は今の樞密院事務局の正門の位置で上院の門は其北方の道路の稍中央に設くる筈で三角形の飛地には風致を損せぬ趣旨で小公園とするであらう。

構造の大體は貴族院（左）衆議院（右）及び中央部の三つに別れ中央皇族室を設け内部の壁の壁材は骨子を鋼材とし其抱擁材に煉瓦コンクリートを用ひ外部は石材裝飾瓦を用ふる、要するに最新式の三層樓は鐵筋コンクリートにして材料の止むを得ざるものを除くの外全部内地製を使用する方針である。鐵材の如き約三千噸を要するが十年計畫の建築だから十分内地の鐵で間に合ふ、ソコデ現在の議院と新建築設計の議席及び公衆席を比較するに上院に於て議場が六十七坪、玉座が四坪、公衆席は二百四十九席も多くなり、下院に於ては議場の六十七坪、公衆席六百五十一席多くなる。

上下兩院共議席の數は四百五十席を弧狀に階段形に配列し、將來は五百席迄配列せられる樣になつてある。今の總理大臣官舍を他に移し其跡へ上下兩院書記官長官舍を設くる豫定で十年後の永田町一帶は議員町になるであろう。

（大阪毎日新聞所載）



東京通信

會員　江都生記

═建築學會通俗大會記事═

(一)はしがき

一筆啓上、新綠之候、斯界益多事諸彦愈御活動慶賀此事に御座候、殊に最近に於ける御健闘は誠に敬服の至りに有之、歎稱の辭に窮する次第にして諸彦の驥尾に附する吾等は協會の活躍を觀て痛快此事に感居候、都市問題に對する熱烈なる主張、都市と建築に關する理解ある研究或は社會と建築とに關する意義ある議論は實に斯界に於ける唯一の權威ある指南車に有之べく內は建築界の覺醒となり、外は社會識者の唯一の木擇と相成居候事と覺候、殊に政府當路者の施設は漸く都市調査會の設置を事實ならしめんとし又最近に於ては市區改正條例の施行範圍を擴張して大阪京都兩市にも及ぼさるゝに至り候事、建築學會並びに都市協會の努力活動あづかつて力ありと雖、亦我關西建築協會の熱烈なる刺撃に依らずんばあらざることを深く感じ申候

今や都市問題の聲は上下に遍く、關の東西に亘り各市各府縣に及び之れが講究論議に何等かの畫策を着手せざるなき有樣は誠に國家百年の將來の爲め一大福音を齎らせる事に御座候、協會諸彦の益堅實なる御發展を希望し、且更らに一層の御奮勵を望ましきことに御座候。

(二)新綠の都

東都の新緑は誠に目醒ましき景色に御座候。御地に在りては街路或は河川の沿岸に青柳の糸を垂るゝあるの外、萬竈煤煙の色に染められて澱江の流口映ずるあるのみと覺え候。八百八橋の眺めは家の山人の波を畫くの外、新緑の今日此頃は定めし郊外散策の時と奉存候、當地に在りては市内到る處新緑の影を宿し、青香の薫ずるあるを觀る事に御座候、殊に東臺墨堤の朝皇城より城南一帶丘陵の夕は市民の最大なる慰安の一なるべく候、江東の詩人は、「目に青葉 山ほとゝぎす 初勝男」とか詠じ申候由今は山鳥の聲も處によらでは聞き得ざる事と相成候へ共、東都人士の近代の聲は折々鈍感の吾等にも傳へられ候。

扨て初勝男の清新なる味を諸彦に呈上せんと此處新調の俎上の肉に吟味仕候折柄、最近に於ける建築學會の兩日に亘りての通俗大會は吾等絶好の土産物に有之と感申候間、茲に見聞記を認めて諸彦の閲覽に供へ申すべきかと早速執筆仕候次第に御座候。

(三) 建築學會通俗大會

建築學會にては御承知の如く近時每年宿題を提供して會員の研讀に資し盛春の好期に際して其學術講演會を開催する事に相成居候。本年は絶好なる「都市計畫」てふ宿題に有之、會員有力諸氏の熱心なる研究を發表さるゝのみならず第二日に在つては片岡氏野村氏等關西人士の參加せらるゝに加へて、都市協會幹事藤原氏の意見も聞かるゝ事と承候。更らに吾等の大に期待せらるゝは新内務大臣水野博士の高見と新東京市長田尻博士の卓説を拜聽し得らるゝことに御座候。さらば吾等が拙なき筆の跡を以て貴重なる話説の大要を書綴申候、而して一は諸彦の參考に供へ、一は東都斯界の大勢を御招介申上度と愚考仕候爲め二日共傍聽に出掛け申候。

青葉山、上野の森の、奥見わず、淺緑垂るゝばかりの其中に八重櫻の一樹二樹咲き殘れる景色は得もいはれず候、天王寺の鐘近く響く、東京美術學校の大講堂は兩日共千餘の聽集、溢るゝばかりと覺申候、殊に政府當局の重要なる人

々、學會の有力なる名譽會員或ははるゞ〳〵關西より上京せられたる知名人士の顏の並べあるは誠に力强く感ぜられ候へ共新聞記者席の寥々たるは甚だ遺憾に覺え申候。さらば順を追ひ禿筆を驅り、犬馬の勞を盡さばやと存候。

(四) 都市計畫に關する講演會

□建築學會通常大會次第

四月二十七日午後一時より東京美術學校講堂に於て

開會之辭　東京帝國大學工科大學助教授　副會長 工學博士　佐野利器君

社會問題と都市　陸軍技師　正員　久留弘文君

都市計畫の心理的基礎　早稻田大學助教授　特別員　今和次郎君

晩近都市計畫の趨勢　東京高等工業學校教授　正員　前田松韻君

都市の住居問題　早稻田大學教授　正員　佐藤功一君

都市計畫と工業地區　警視廳技師　正員　笠原敏郎君

二十分休憩

新東京　東京市技師　正員　福田重義君

都市に於ける住宅問題　東京美術學校講師　正員　岡田信一郎君

臺北の市區改正に就て　建築士　正員　野村一郎君

建築法規定制の方針　東京帝國大學工科大學助教授　正員　內田祥三君

四月二十八日午後一時より東京美術學校講堂に於て

開會之辭　東京帝國大學工科大學教授　副會長 工學博士　塚本靖君

我國都市計畫の將來　關西建築協會理事長　正員　片岡安君

都市計畫に就て　　都市協會幹事東京市參事會員　　贊成員　藤原俊雄君

二十分休憩

都市の膨脹と都市計畫　　內務大臣　法學博士　水野錬太郎君

都市問題　　東京市長　法學博士子爵　田尻稻次郎君

閉會之辭　　建築學會々長　工學博士　曾禰達藏君

□晩　餐　會

四月二十八日午後五時半より上野精養軒に於て

席上東京府知事井上博士の「市府の建築」其他多數諸名士の講話ある筈。

以　上

右は建築學會より豫め交附せられたる次第書に有之候。大阪時間と異なり兩日とも開會時間甚だ正確にて吾等副會長の開會の辭の後半を拜聽せる事に有之候へ共幸に朗讀演說に有之印刷物を交附せられ候儘左に揭げ申候。

(五)　開　會　之　辭

正員　工學博士　佐野利器氏

國家に對する都市の地位と本邦都市の現狀とを述べ都市計畫研究の必要なる所以を論じて開會の辭となさんとす。

都市は實質上國家の一大機關にして又一大部分なり、都市の活力と國家の活力とは略意義を同じうす、政治都市商業都市、產業都市と云ひ混合都市と云ふもの皆委く國家の重要機關たる作用をなす、國家商工業の發達は都市を膨脹し都市の膨脹に依て國家の商工業は發達す、英國本土の如きは都市の住民と稱するもの既に全人口の七十五パーセントに達す即英國にありては都市は國家の大部分なりと云ふべし、本邦に於ては人口二萬以上の都市に住居するものは未だ全人口の約二十五パーセントに過ぎずと雖も、商工業の急激なる發達と共に急激に增大せんとす、其の最も甚だしきものを東京及大阪となす東京市は過去四十年以來約四倍して本土全人口

の二十分の一に垂々とし、大阪市は四倍を超ゑて東京市の七割に達す、國力增進に必然の結果として之を慶すべく又益々之を誘致すべし。

然ども都市は一の有機體なり、國家の機關としての効力は一に其の有機的組織如何にあり、小地積上に國家の一大部分として存在するとき自ら整然たる有機的組織をなすにあらざれば弊態百出す、本邦大都市の現狀は質に未だ村落の無機的集合の域を脫せず、國家の機關としての効力甚だ薄く、國家の一大部分として弊態に耐ゑざる所以なり、例へば工區　商區、住區等地區に關して規律なし、東京市は工場に包圍せられんとす、住居政策の放任せられたる結果として東京市に於ては住宅一人につき床面積三坪と云ふが如き世界第一の居密に達したり、居密の增大は死亡率、傳染病、私生兒、不良少年、犯罪者等の增加、体質及び出產率の減退の如きあらゆる社會問題の一大原因たるを忘るべからず道路及び其系統、交通機關及び其の系統、上下水道、瓦斯、電氣、公園、市場、其他日常生活に必要なるあらゆる機關に關する問題が逼迫の極度に達しても猶放擲せらる、更に吾人が本邦都市の現狀に對して最も不安に耐ゑざるものを火災及び震災となす、都市は密度に從て災度を激增す、都市の災害は量に於ても質に於ても屢々國家的たるを思はざるべからず、東京市大阪市の建築制限と地方一小市の夫れとが殆ど差異なきが如きは放任の甚しきものならざるべきか其他築港、運輸增進、土地整理、水害豫防等積極的の產業誘致設備を施さずして都市は永久に繁榮すべからず、都市に完全なる計畫なきは國家と市民との前途を暗澹たらしむるものなり。

歐米の都市にして永遠の計畫を確立し實行せざるものあらざるべし　米國の如き放任主義、英國の如き自由主義の國に於ても都市計畫に對する積極消極の拘束は甚だ大なり、都市計畫は自由放任すべく餘りに重大なるに依るなり、殊に獨逸國の如きにありては都市自治体は殆ど全力を傾注して積極的に畫策實行するを見る、ヂユッセルドルフ市又はフランクフルト、アム、

マイン市の成効は人の稱賛して止まざる所なり都市に完全なる計畫あるは國家と市民との前途を赫々たらしむるものなり。

吾人は今に於て都市の弊態を除去し國家と市民との幸福を增進するの基礎を確立せざるべからず、都市計畫には土地家屋の市有、土地增價稅、庭園空地稅、資金運用法等幾多の政策問題幷に計畫實施上の幾多の行政問題を伴ふべし、而して計畫の技術問題は主として吾人建築家の双肩にかゝる都市の主体は建築物及び其の有機的配合にあればなり、我が學會が大會の課題となせる所以茲に存す、斯道の先進者片岡君を初めとして數多の研究者の講演あり內務大臣水野博士、東京府知事井上博士、東京市長田尻子爵の經綸を拜聽するを得、本大會の吾人の研究に益する所多大なるべきを期待するものなり。（四月二十七日）

（六）社會問題と都市

久留氏は司會者に招かれ招手に迎へられて演壇に立たれ申候稍短小の体軀より溢るゝ清新の氣宇堂を壓するもの有之候「社會問題は近來やかましい問題である。此問題はいふ迄もなく社會の圓滿なる發達を遂げ、各種の障害を調和し改善せんと欲するのである。換言すれば不合理なる社會の進化に對し之を合理化せんとするものである」と說き出され候、氏は簡單に社會問題の起因より產業革命の影響、延いて貧富の懸隔甚しきを致し遂に社會主義、個人主義の發生となれる變遷を述べて此等の社會問題が何れも都市に關係を有する點を指摘し、佛の學者が「社會問題は人口の集中が「アルファー」にして「オメガー」なり」と唱破せる語を引用して都市問題の忽にすべからざる所謂を說明せられ候。

氏は茲に論言を一轉して住居問題に言及し、「住居の改造」「家賃暴騰の防止策」の必要を說き更らに「田園都市」の妙法を賛し、英國に於ける實施並びに其成績に就いて「田園都市」の要素並びに其分類を擧げ、特に用意せる圖を掲げて熱心なる說明を試みられ候、結論に入りては此等の住居問題並びに社會問題に對しての解決

に二法ありとし、(一)は個人又は個人の國体の努力によること(二)は國家、市、府等の施設に待つこと、而して共に「都市に對する徹底せる理解」を必要なりと極言せられ候。(拍手)

久留氏は最初に『社會問題などいふ大問題を執へたのは拘にない』と謙遜せられ候へ共今少し社會問題と都市との關係につき深刻なる意見を發表せられたならばと愚考仕候。

(七) 都市計畫の心理的基礎

今氏は早稻田大學助教授として自在畫の敎鞭を執らるゝ傍、絕へず都市問題につき眞摯なる研讃を持續せられつゝある由を聞き及び候、昨年其高說の一端を建築學會の誌上に拜見致せしことを記憶いたし居候、殊に氏が心理學上の研究は漸く深く、果然今次の問題として現はれたることゝ覺申候。「吾々は如何に生くべきか」といへる切實なる人生の問題は近時益々復雜に傾き、殊に最近に於ては人類の繁榮に伴ふて人口論の發生並びに社會問題に伴ふて能率問題の勃興せる近代文明の現狀を說き、自己の論旨を涵養せる參考書を擧げて引用語の出所を明かにし進んで今日吾人の生活は其場所によりて環境の影響拘束を受け甚しきは心狀も流水の低きに就く如く變化し來る現象を擧げ都市生活の著しく制限せらるゝことを指摘し『吾々は生活せんとする都市を觀ること友を選ぶ如く重要に考へざるべからず』と論斷せられ候。

氏は更らに都市の還境と田舍の還境とを比較し、都市人心の個人主義的、神經質的、享樂的思想の煤氣せらるゝに反し、田舍生活の平安にして休憩的、沈着にして忍耐ある、科學も宗敎も同一する如き思想を養成し得る點を觀察し、更らに「グレイ」氏の說を引用して米國に於ける近代都市の缺點を指摘し都市計畫の基礎に心理的講究の必要なる所以を說き、最後に我國都市の現狀の亂雜にして永久的施設あらざるを痛歎して降壇せられ候。(拍手)

氏の音聲は東北辨に禍せられて辭句甚だ明瞭ならざるものありしは甚だ遺憾に感ぜられ候。されど論旨は頗る高遠にして聽者は頗る新知識

を與へられたることを感謝致すべく候。

(八) 輓近都市計畫の趨勢

前田氏は近時都市計畫の趨勢は著しく藝術的並びに科學的に研究されつゝありと雖も、都市に關する計畫並びに經營は既に西歷紀元前三千年以前頃より實施されたるなりと說き、埃及、希臘、羅馬各時代に於ける事實を擧げ、更らに吾國に於ても既に千年以前に於て平城宮、平安宮の經營せらるゝあり。支那方面に於ても王都の築造に巨費を拋ちたる史上の事實を語られ候

氏は更らに言を進めて此等の古都の多くは井形式にして、米國濠洲等の近代都市も例へば紐育、華府、費府等は亦此の「グリヂロン・システム」に依り且つ之れに斜路を加へつゝあるを說き、更に此等井式に圓形の街路を加へて特種の趣ある「マンハィム」の如きあるを擧げられ候。

中世紀時代に在ては道路自然に發達し三人路などを中心にして城砦寺院市場集合し來り一小都市を形成し且つ主要道路は四方に放射狀をなす、此種のものは雅致ある風景式都市をなす所謂を說明せられ、輓近獨逸の各都市が多くは此等の「ラヂエート・システム」を改造して新裝を凝らし來れる趨勢を語り、東京、鎌倉其他中古の都市は多く此種の型に依りたるものとせられ候。

かくて氏は各國都市の最近の傾向を說き去り說き來つて、各國都市が其人口の激增のために不衛生、不愉快、不秩序となり之れが善後策につき此三四十年來着々整理を斷行し(一)都市の改善、市區の整理、(二)都市の增築、周圍の擴張、(三)田園都市の經營新設等を計畫實行しつゝあるのみならず、法律、條例を布き、更に之に關する博覽會を開き、懸賞案を募り、協會を創立し委員會を組織し、或は都市計畫の科を設けたる學校あり、又此等の出版物雜誌等の如きは停車場の待合所にもありと語られ候。(拍手)

之を要するに氏の講演は量頗る多くして時之を許さゞるものあり、殊に氏が此等各國の趨勢を紹介し來りて我國將來の施設を如何にすべき

かに就き充分なる結論を聽くことを得ざりしは甚だ遺憾とする處にて有之候。

次いで演壇に立ちたる佐藤功一氏亦僅少なる三十分間に多量の抱負を述べんとせらるゝなれば、充分所信を開陳せらるゝには或手段を講ずべしとなし所說を凡て模造紙に表示して携へられたるは甚だ御苦勞の事にて御座候ひき。

(九) 都市の住居問題

佐藤氏は曩頭往年建築世界發刊に係かる「住宅建築」に其所信を披歷せしことあり。そは、多くの住宅が劃一的の制に依るべくして單に趣味の點よりのみ論ずる事に反對なりとし、更らに住宅が劃一的制度に拘束せらるゝは現代の大問題にして現世の現實なりと或種の暗示を與へたるを追憶せられ候。

今次は都市の住宅につき述べんとするものなりと前提し近時工業の發達によつて都市に集中せらるゝ人口の增加によつて此種の弊害より來れるに際し、之が防止策を執るに當り、根本的に講究を始むるの要ありと唱破せられ候。

今氏が特に作成して揭げたる表示を擧ぐれば

(1)

人口の增加（各種の弊害）……（衛生上の問題／經濟上の問題／風敎上の問題）

これ都市に發生する最も重要なる三大問題なりとし、都市の住宅問題亦此の三問題に交涉する處あるなりと說かれ更らに住宅問題に關しては三要素を擧げて亦之れを質と量とに分解して說明を進められ候。

(2)

要素（人／土地／住宅）——（量より見たる特徵／質より見たる特徵）

乃ち量より見れば左の如く相成る由に候。

(3)

人密（單位面積上の人口率）——（家密（單位面積地に於ける住家容積の率）／住密（住家の單位面積內に於ける住者の率））

（材料は統計による）—（重に衛生上の弊害の標準）

（弊害の標準は死亡率）—（重に幼兒の死亡率）

氏は各種の統計を材料とせんとせんが我國に於ける此等の調査不完全なりと痛歎せられ候。更らに質より見たる表を掲げられ候。

(4)

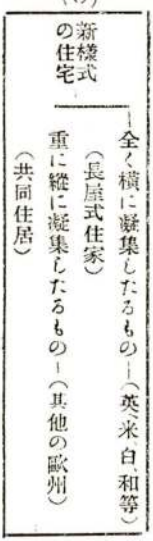


(5)



茲に氏は歐洲に於ける住宅が衛生的見地より出立して耐火的になれるを說き、日本の現狀の寒心すべきを慨き吾等一同全力を盡して研究すべきを極言し、劃一的形式の打出に努力し個性を超越すべしと說かれ候。

(6)



(7)



之を要するに佐藤氏の講演はあまりに抽象的表示に苦心して住宅問題の主要なる論點を明示する能はざりし嫌あり、殊に時間足らずして結論を聽き漏らせるは甚だ遺憾なりし事に御座候

(十) 都市計畫と工業地區

笠原氏は現任警視廳技師にして危險構造物監督官の一員に有之候。氏は僅少の時間に言はんと欲する處を充分に述べんとせられたるにや、殆んど朗讀的講演にして問語贅辭なく、聽くもの多くは驟雨に遇ひたる想有之候。

都市の發達に伴ひて勃興せる亂雜なる工場を如何に整理すべきか、又新設の工場の處置を如何にすべきかといふ問題は可なり重要なる問題なりと前提し、都市をして出來る丈良効なる狀態に導く爲めには安全的に衛生的に快活的に且

つ有効的に導かざるべからずとし、建築法規の施行、上下水道の完成、市街系統の統一等の諸般の重要事項を斷行するに從つて、住宅地帶工業地帶及商業地帶等に都市を區分するの必要ありと注意せられ候。

殊に工場の亂雜なる狀態は其影響する處甚だ廣く且深し、之れが改善策は一日も速にすべくして又困難なる問題なりとし、更らに二分して新工業地帶の新設及舊工場の整理を斷行せざるべからず、之が爲めには他の地帶との關係交涉を愼重に考慮し、又同じ工業地にしても其目的其製品等の如何によりては特別の研究を必要となすべく、又市中に在りても差支なき輕易なる工場の範圍等種々の事項につき充分なる考研をなさざるべからず、又已に普通地區に濫設せられたる從來の工場は之を如何にすべきか頗る重要なる研究を要すとなし經濟上の考慮をも加へ諸般の事項を加へ且つ行政官、工業家、經濟家學者等各方面の有力者と協力協議せば必ずや其目的を達すべし、而して此の難問題の一日も早く解決し得らるゝことを希望して止まざるもの也との意を切言せられ候。（拍手）

かくて時計を見れば午後三時四十五分にて之有候、丁度二十分間の休憩と相成申候折柄、笠原氏は主記の任に於て來年の宿題を提出するものなりと宣言し次の課題を掲げられ參會者一同拍手を以へ迎られ候。

次期會問題『都市と住宅』

年々の宿題提出必ずしも不都合無之候へ共、あまりに氣の長い話と感申候。而して一ケ年間の研究を遂げたる有志諸氏が僅々三十分間に其蘊蓄を傾けられんとするなれば吾等は演者のために同情を禁ずるを得さるもの有之候。

（十一）新東京

福田重義氏は東京市技師にて御座候、氏が其職に忠實なるの傍、廣濶なる諸方面の材料集に勉められ之を四十有餘枚の圖面及圖表に作成し是を講堂一面の壁間に處狹き迄掲げ以て講演に利したるを見て其努力敬服すべきものありと感申候。

氏は東京市の現狀より說き起し、政治都市は既に生産地として年々人口の稠密甚しく、商工業の隆盛につれて將來大都市としての經營に着手すべき機運到來せりと斷じ、明治十五年八十八萬の人口は今に二百三十萬に垂々とし三十五年間に二倍半即ち七萬六千人を增加し、人密の割合は倫敦の二倍、紐育の四倍に達せりと叫び更らに死亡率の關係、災害の調査の大要を說き明治二十一年以後に於て斷行せられたる市區改正の事業は三十五年後に於て急激なる發展の結果最早滿足する能はざるに到れりと說き、更らに從來の市區改正が單に古道舊路の擴張に過ぎざるに係らず二千萬圓に達する巨費を拋ちたりと歎じ、且つ今日尙多くの家屋が木造なるが故に好機逸すべからず將來永遠の計畫を樹立すべき時なりと喝破せられ候。

氏は豊富なる音量を展開して徐々として自己の復案たる新東京の計畫につき談を進められ候之れが爲に東京市の現狀を說明すべき四十有五枚の圖面につき一々簡單雄辯なる說述をなし、人口の分布圖、土地の高低圖、人口增加率圖、各種建物比較圖、交通系統圖、交通軌道圖等より進んで築港の計畫に關する古市案直木案を說明し、更らに郊外との交通問題を說き、河線に關しては隅田川改修工事の狀況、河運海運の關係を、又市街系統に關しては現狀の不備を訴へ或は交通重要地點の通行人調查表、自働車通過表、車輛交通表、電車事故表、市內地價表、公園の分布圖、公館の分布圖等につき略述せられ候。

氏は茲に新東京の復案を揭げて自案の說明に移り、徑五哩の大東京を理想として五十年後七百萬の大倫敦に比敵すべき計畫を必要とし、東南一帶を工業地域として北部及南部一帶を職工住宅區域とし、川河港灣を修理し運河を新設し交通系統を完備し、以て放射式大東京を建設せんとするに在りと絕叫せられ候。（拍手）

述べ去り來りて四十分演說者倦まず聽者豊飽くべけんやと申候。さりながら氏にして始めて此の多葉の材料を揭げて僅々小時間に說明覺ね

し得たるなるべく吾等はあまりに御馳走多くして應接に暇あらざる事に御座候、望むらくは斯くの如き有用の材料は特に原色幻燈等の裝置によりて聽者に會得せしむること並びに演者にとりても充分なる時間あらしめば一層講演の効果顯著なりしものありしなるへしと愚考仕候。

（十二）都市に於ける住宅問題

岡田氏は痩軀を運んで壇上の人となられ候、氏が病弱の身を以て常に眞摯なる研究家たることは吾れ人共に忘るゝ能はざる處なるべしと存候。

氏は住宅といはんより住宅問題即ち Housing の問題について述べんとすと前提して、今日都市に於ける人々の集中の結果住居生活の困難發生し來り、殊に社會の下層に於て困却しつゝあるは事實にして然も忽にすべからざる問題の一なりと說明し今日にては各國共熱心に研究を進め英國の如きは一八九〇年並びに一九〇九年の兩度に住居條例の發布せらるゝあり、且地方局の如きは懸賞募集によりて下層階級の住居の研究を爲しつゝあり、吾國に於ても各方面の識者之が研究に着手しつゝある狀態なるも前途頗る遠く解決甚だ困難なりと說明せられ候。

殊に吾國に在りては「中流の階級に在つて且つ物質的薄幸なる人々」は所謂智識階級大半を占むる狀況なれば是が住宅に就いては大に研究を要するなりと斷じ、國民の中樞なる此等の人々にして陰鬱なる住家に生活して元氣の消衰を來さば、之を大にしては一國の元氣消滅すべき結果を產むべしと喝破し、國家に缺陷あるときは波瀾革命を發生することありとし住宅問題の前途を憂へられ候。

之を要するに(一)家賃を低廉にし(二)家屋の數を增加し(三)市中に在りては地價の騰起を緩和する目的により階數を增加すべきなりとし(四)之を耐久的にして且つ材料工手間を低下せしむるために材料の一定簡單にするに力むべきことを希望せられ、而して之が實行に當りては公共團體の協力經營に依らざるべからずと切望せられ候。

（拍手）

(十三) 臺北の市區改正に就いて

野村一郎氏は我關西建築協會の新理事にして特に大阪より東上せられたる事に候、曾て臺灣總督府技師として課長の重任を帶び、臺北市に於ける市區改正計畫に參加して親しく都市經營の實際を經驗せられたる人にて候、我國建築家多しと雖、都市計畫の實驗を遂げ且該目的のために歐米各國諸都市を巡視せられたる隨一人に有之候、されば氏は空論の人に非ずして實行の士にて候、されば本日の講演者中、既に異彩を放てるもの有之候、殊に其說かるゝ事實は生きたる敎訓なりと覺え申候、されどやはり演者の爲めに御氣の毒に堪へざりしは時間の僅少なりしと聽者のためには單に講話として實際の狀況を想見するの餘裕なかりしことに御座候、氏の講演の要領は御地例會の際に於て詳細に述べられたる由を承り茲には省略仕候。

最後に司會者佐野氏より招かれて壇上に立たれしは工科大學助敎授內田詳三氏に御座候、氏の講話は其明解なる音聲と秩序ある理論とによりて、夕暮の幕に包まれし堂內の聽衆をして大に滿足を感せしめ候。

(十四) 建築法規制定の方針

內田氏は勤嚴なる態度を持して「多數の人々により都市が成立してゐる以上は共同協力ということは市民が到然覺悟すべき必然の結果である」と說き出され、市民の安寧發展を計るため幸福增進を齎すため共同の利益を重要視して多少の制限を附することは止むを得ぬことである殊に量に於て重大なるは建築物であると提言せられ候。

氏は文明諸國の各都市には必ず建築條例の施行せられざるなきを擧げ吾國に在りては朝鮮、臺灣、大阪、神戶の諸市に施行せられあるの外二百萬の大都東京に營業取締規定の斷片的なるを有するに過ぎざるを痛歎せられ候。

國家重要の都市が亂雜にして缺陷多きは國家の大損害なりとし建築條例は市民に不利益を與ふるものに非ざるを說き、一日も早く實施されんことを切望し、更らに條例は衛生、防火並び

に構造等各方面の要求を具備せしむるを必要とし、條例は多數の利益を得るがために小數の不利を犧牲とする所以を明かにし、殊に火災に關する損害は年々三千萬圓に達する現狀を一日も早く改善するの急要を叫び、都市の防火區域、防火線路を布設すべきを說明せられ候、殊に都市の整理を斷行するに際しては地區制を設けて住宅、商業並びに工業地域に區劃するの利を擧げ之れが實行は國家の大勢に應じて考慮すべきを注意し、要するに都市に於ける建築條例制定の方針は多數者並びに小數者の利害を鑑み量と質との關係を研究すべきを細論して降壇せられ候。

時に午後六時を過ぎ堂內全く夕暮の色に閉ぢられ候、直ちに散會となり三々五々各家路に向ひ申候。

(壬) 所感

歸來吾が書齋の裡に在りて考一考すれば、本日の講演會の所感甚だ多く反覆批評的態度を以て考察するの要あるべきことを感申候。

第一、餘りに講演者多くして時間大に制限せられたること、演者にとりても聽衆にとりても物足らぬ感深く候、少し時間の餘裕を與へ、充分なる所論を發表せらるゝことを希望に堪へず候

第二に演者が主なりや、聽衆が主なりやと質問仕り度候。意見發表會なりや或は通俗講演會なりやと疑議起り申候。會場も上野の山奥はあまりに偏したらずやと考申候。

第三に所論多くは他說の引用紹介に傾き、或は純理論に立ち最も重要なる我國諸都市の現狀を徹底的に觀察し、解剖し、進んで之が改善指導の着實なる方策を立つるあるなきは如何なるものに候や、殊に經濟的並びに行政的方面に關しては全く無關心なるは如何なるものに候やと愚考仕候。

第四に演者諸氏の勞を謝すると同時に今回の講演會は建築學會としては、實に社會に向つて一種の宣戰をなしたるものと覺ゐ申候、今後の覺悟と責任は重且大を加へたること勿論と存候而して此の社會戰に勝利を博すべき必勝の策は

「敵を知ると同時に味方を知らざるべからずと申す」ことに御座候。兎角は油斷大敵、再戰の準備必要と覺ゐ申候、講演者諸氏の御奮闘を奉祈候。

第五に吾等薄才の身を以て演者諸氏に對し批評がましき言辭を弄したること御無禮至極に存候へ共吾等所感を有の儘に述ぶることこそ通信の主旨に背かないと申すべく此段御賢察願はしく奉存候。

(六) 第二日

第二日は都市計畫に關する斯界の有力者の講演あるべきに加へて、新大臣、新市長の初演說なれば、心ある人々は此日こそと思ひつるに聽衆昨日に及ばざるは日曜日なりし爲かと覺ゐ申候。

片岡氏の所論は定めし御誌に承細發表せらるゝなるべし、茲に贅說するの要なき事と存候、氏が斯界の先覺者としての所論は如何にも該博にして一絲亂れざるの慨あるを感じ候唯不幸にして時間甚だ足らず後談簡に失したるは遺憾なりし事ぞもに御座候、氏が輓近文明諸市の大勢を述べて此等大都市の膨脹は人口一千萬以上に達するに至らば交通不能によりて停止すべしと斷せられし如き、或は都市經營の主要事項は鐵道並びに築港の二系統を完成して海陸の連絡を圓滿ならしむるに在りと說明せられたる如き、又財源問題に言及して財政上の理解なき議論計畫は空論に終るものなりと喝破せられ、更らに交通政策を論じ我國各都市の現狀を詳說して獨逸の鐵道政策の成功を擧げ、轉じて街路系統の整理の急要を論じて詳細なる數字を擧げ、最後に衛生設備の問題に觸れて下水道の完備を必要として論を結ばれ候迄、一々科學的論據により大に聽衆の注意を換起せられ候はさすがに本問題泰斗たることを肯かれ候。

講演時間實に一時間半、演者倦まず聽者亦厭かず、されど氏が浩瀚なる材料を披瀝して多數の參考に資せんためには、尙時間甚だ足らざりしためか後段稍混雜して龍頭蛇尾の感ありしは甚だ遺憾とする所に有之候。

(十七) 都市計畫に就いて

藤原氏は都市協會幹事にして東京市參事會員にて候へば、東京市制の現狀を熟知し、且東京市の將來のために專門家以上に憂へらるゝは當然の事實にして、直接間接に斯界のために努力を寄與さるゝは感謝措く能はざる處なるべく候

氏は開口一番「專門家に向つて所感を述ぶるは釋迦に說法の感あり」と叫び「駄馬はよく走る」、又「思想なき奴は能く囀る」と自笑しつゝ近世文明が都市によつて代表せらるゝが爲に都市の計畫の重大なる所謂を說き、近代都市の大勢を述べて行政的に經濟的に如何に計畫すべきやに就き論鋒を進められ候。

氏は米國の自治學者「エフ・シー・ハウ」氏の『都市計畫とは一致和合の形を造り、永久に計畫するに在り』との提稱を引用して、上下協力之が經營に當らざるべからずと說き、最近政府に於て組織せらるゝ都市調査會が(一)交通、(二)地下鐵道、(三)高架線、(四)急行軌道、(五)市外鐵道、(六)公館の設置、(七)公園の配置、(八)建築防備、(九)衛生設備、等の各項目に就き計畫を立てんとする用意を稱讃し往年の市區改正の失敗に鑑み根本的に着手せんとするを喜ばれ候。

氏は更に自己の希望を述べて現在都市を其人口の多寡により十萬以上五十萬以上百萬以上に三分して充分なる準備を與へしめ總て百年の大計を樹立すべき時機なりと叫び、今日吾國の各都市は歐洲戰亂の影響を受けて混亂の狀態に在りと慨し、商業區、工業區並びに住宅區の整理に着手するの急要と、市外地の亂雜なる發展に對して何等かの手段を執るべきを切言し、交通並びに築港の問題にも言及せられ候。

氏は更に論鋒を資金題問に轉じ東京市の經濟を說明し收入稅、所得稅、區稅、市區改正稅、電燈瓦斯其他、貸地等よりの總收入を擧げ、現狀を基礎として將來を論し、東京市が今日工業都市としての膨脹は市債を起すも決して憂慮すべき必要なしと斷し、大東京市の大計畫に要する市債總額五億圓に對し年利五分として、二千

五百萬圓の利子を支拂ふために約三千萬圓の收入を擧げざるべからざる所以を細論せられ候。

茲に至つて氏は歐米都市の實例を擧げ、市民の覺悟を促し、進んで市の增收を計る爲めに、現行市町村の劃一主義を打破し、一家の如き和合自治体とし、一種の倶樂部、一種の組合組織として政治と全然關係なからしむる必要ありと說き、獨逸並びに米國に於ける都市制の現狀を紹介し、更に「ハウ」氏の所論を擧げて自治制の要義を切言し、都市計畫の五大項目として、(一)法制上の改革(二)浮圖上の研究(三)交通系統(四)土木建築(五)商工業及住宅區域を擧げ、是れが實行に當りては各方面の學者並に實際家との協力に依らざるべからずとなし、前途尙遠なる現狀を痛歎せられ候。

氏の所論が如何に實際的打算に打立てられたるかは聽者の等しく感じたる所と覺申候と同時に吾國の現狀に於て都市計畫の大策が必ずしも實行不可能に非らざる所以を知り申候、且つ獨逸並びに米國に於ける各都市が其理想を實現する上に於て、市民と當局者の圓滿なる融合調和並びに努力に依ること頗る多大なるを敎へられ申候。かくて吾國に於ける都市計畫の實行が如何に困難なるべきかに想到せざるを得ず候、吾等亦空論を捨てゝ實際の上に立論の歩を進むべき所以を覺らざるべからざる事と奉存候。

(十六)都市の膨脹と都市計畫

內務大臣水野錬太郎氏は新任後間もなき御多忙中を省みずして御出席の上進んで講演をせられしは建築學界にとりては誠に光榮の至りと感申候、後藤新平氏が外相に轉任せられしが爲めに、今後都市計畫に關する施設は主として水野氏の手腕に待たざるべからざる事に御座候、從つて氏の講演は斯界にとりては甚だ重要なること勿論に御座候。

氏は此度の講演會が時機に適切なりしことを述べられ、氏自身既に私人としては都市研究者の一人たること並びに都市行政に關し現に或講座を擔當しつゝありと說明し、更らに公人としては最近內務省內に都市調査會を組織せんとし

諸君が研究の結果を或方法にて實現せんとする旨を宣明し、進んで歐米諸都市に於ける趨勢を說き、都市計畫に關する特別講座の大學あり、博物館あり、博覽會あり、又專門家あり、殊に凡ての方面より研究せし著者ありと述べ、且好模範的都市を墺國の「ヴイーン」市なりと斷せられ候。

我國にては「都市計畫」なる言葉が既に新しき有樣にて以て大勢を知るべきなれど最近に於て輿論勃興せるは誠に喜ばしき現象なりとし、扨て今後之れが劃策並びに實行は甚だ困難なり而も都市の生活上、行政上、並びに經濟上に於て一日も忽にすべからずとし　重ねて歐米諸都市の人口集中の事情を說き、農村荒廢は國家の危機を宿すと憂へられ、しかも都市の膨脹は之を防止すべからず、則ち之れが惡弊を除去するが爲めに社會政策等を講じ、或は都市計畫を樹立せんとす、而して是も一つの問題にして且つ唯一の方法にあらずと注意せられ候。

氏は更らに都市の膨脹の急激にして接續町村の整理の必要なる點並びに其現狀を說き門司市の例を擧げ、更らに實際上の施設につきては單一なる理論にては到底實際上の困難を免れずと論じ、行政上の問題に轉じては市制の劃一主義を改良するの急要を認め、少なくも三十萬以上の都市に在つては計畫を立つるの必要を述べ、進んで將來の見込を打算するに當りて實際上の困難なること殊に治政者側の苦慮を說かれ候。

東京市の市區改正後に就いて見るも今日尙(一)交通機關の不完全(二)街路の不完全(三)上水下水の不完全(四)郡部との關係則ち接續町村の亂雜なること等を說き、京都、大阪、名古屋の諸市亦同じく急激に發展し來れるを以て同樣に研究せざるべからずとせられ候。

氏は茲に近時各市とも輿論勃興し來りて、市民並びに國民の覺悟向上しつゝあるは喜ばしき現象なりと說き、政府が目下準備中なる委員會は建築家、經濟家、商業家、土木家、衛生家、警察官、財政並びに經濟官等各方面の人々を集中して所謂擧國一致、衆智を集むるの必要あり且つ

實際上の困難を打破し、萬難を排して遂行せざるべからずと結論せられ、最後に諸君の奮闘を祈ると同時に御自身も未定稿ある由にて他日何等かの方法にて發表せらるゝ旨を述べられ候。

内務大臣の熱心なる演説は約一時間に亘り、主として實行上の困難を切言せられ候、實に都市計畫の問題は國家的大事業なる事勿論に有之治政者側の代表意見として純學者側の諸氏にとりては多大なる教訓を得られたる事を覺ゆ申候要は上下一致あらゆる萬難を排して進むに有りと雖、當局者の指導其善しきを得ずんば數多學者の眞摯なる研究も水泡に歸すべく、當路大臣閣下の責任亦頗る重大なるものありと感申候。

(九) 都市問題

田尻博士は御承知の如く我國經濟學の泰斗に有之先般會計檢査院長の職を辭せられ候後衆望を負ふて現東京市長として何等かの經倫を劃策せられつゝある事にて候、既に還暦を過ぎたる老齡を以てして最も困難なりとせらるゝ現職に就かれたること吾れ人共に御苦勞を感せざるを得ず候。

時間の打合せに間違ありて五時半漸く市長は其詰襟の素服に老鶴の如き痩軀を壇上に現はされ『都市問題に就いて御話をせいといふ事であるが、この「ミユニシパリチー」といふことは既にその一つの學問である』と説き出され、「如何にして都市を建設すべきか又は之を經營すべきか」といふことは實際の上に於ては甚だ困難なり、何となれば商賣では荷物を取扱ふに過ぎざれども市政では生きたる人間を相手とするなれば理屈と法律丈ではとても駄目にして德を以て治むるの要ありと申され候。

市長は茲に古今東西の都市の形式に就いて特に説明せられ次いで現東京市が中古の大名屋敷町より變化し來れるが爲めに圓形式でもなく又方形式によりたるにてもなく頗る亂雜なる狀態なりと歎ぜられ、この世界一の亂脈なる東京市を「アジヤ」「アメリカ」兩大洲の中央に位して大帝都の面目を保たしむるは大なる困難の横はれるを説かれ候。

されば現東京市は今後に於て其規模を縮少して上方に擴張せしめざるべからず、然るに地盤甚だ惡く七階を極度とするの現狀は歐米諸國にも見ざる處なりとして紐育の地殼を說明せられ又は日本銀行は日本一の耐震構造なりとて其地形の樣子を述べ更らに市區系統の亂雜なる原因は大名屋敷の遺物ある爲めなりとし、或は地下鐵道の難事業なる所謂を擧げ約二億圓以上を要すべしと斷じ、之れが起債の如き到底吾國の現狀に於ては市民に强ふるに忍びず、且天下國家に必要なる巨費を東京市のみに投ずるも考へ物也と憂へられ候。

故に漸を以て改善の域に進むの外なく方針としては横に擴がりたる都市を縱に膨脹せしむるの要ありとし、更に築港問題に言及して東京灣より鹿島灘に大運河を開鑿するの要ありと奇說を吐き、又最近決定せる市電延長線に關して新聞記者の訪問を受け種々の質問を受けたれど、架空線問題は、架空談となるべし遂に然るべからざるものを叱り飛ばせりと諧謔を弄して滿場を笑はされ候。

市長は次いで地上水並びに地下水問題に說き及ぼし、農業工業の發展に伴ふて地下水の利用をなすの要ありとし、獨米の例を擧げ地質學の講義に移られしが、現時の東京市上水道は飮料水と共に雜用水をも供給せる結果水量の濫費をなしつゝありと慨し、「電氣博覽會では吾々の飮用水にて雷を製造してゐる」と申され候。

更らに市長は市制の現狀に就いて大なる疑義を發せられ、英獨米の三例を擧げて我國の市制がその何れにも依りて居らざる點を指摘し、東京市の如き參事會の權力重大にして恰も老舖の番頭の如しと叫び、又各區が市に屬せるや府に屬せるや不明にして且復雜なりと慨し二重監督の弊を擧げ、固より國により處によつて差ありと雖我國市制は研究するの必要ありと注意せられ候。

要するに東京市の如きは下水道、消防、保健家屋等に關し數多の問題あれども根本問題たる港築問題すら放擲しある現狀にては到底解決は

つかぬ事なりと最後の斷案を下され候、而して博士は市長として各方面の市に關する研究を聽きたしと要求され、市役所は他の官應と異なり一般を人民視する處にあらず、出來得る限り圓滿なる連絡を謀りたしと附言せられ候。

田尻市長の講演は丁度一時間にて有之、東京市の現狀を述べらるゝ間、頗る奇警なる觀察と滑稽的言辭とを以て聽衆をして失笑を禁じ得ざらしめしと同時に亦頗る嚴肅なる訓話を與へられ、博士が市長として何等かの確信と劃策と抱負とを把持せらるゝ事を暗示せられ候。

(三)晩饗會

群鴉ねぐらに歸る上野の森の夕暮は誠に靜寂に有之候。芝上野の兩公園を有する東京市民は幸福なりと感申候、舊幕時代の贅物なりと思へば世の中は兎角一利一害とか申すべく田尻市長の苦にせらるゝ大名屋敷の跡も何とかして開放せしむる方法なきかといへば甲友は笑つて曰く「舊大名が現代に徹底して建物を洋館にし、一市民となつてしまへばよいのさ、處が世の中は進歩か退歩かしらんが新華族にしても大成金にしても皆舊大名式に邸宅を大都市の眞中に構へるからね、僕にいはせると舊大名より新大名が却つて害毒を社會に流してゐる樣だ。市長も此邊の理が解らんと失敗するぜ」と飛んだ氣焰を擧げ申候、乙友又笑つて曰く「都市問題も煎じ詰めると思想問題に歸着する樣だ、何故とならば東京市といはず、我國の都市は町村の末に至るまで、皆舊時の大名式小名式或は士族式の邸宅を構へて何等新時代に順應するの手段に着手して居らんではないか、豈大名屋敷丈を苦にするの愚あらんやといひたくなるね、要するに民市の悉くが現代的に開放し徹底しなければ都市問題の前途も危いものだ」と皮肉なる觀察を發表いたし候。

丙友も思はず乙友の話に答へて「さうね君の言ふ所は一理あるな、不徹底なのは住宅に限らんよ、衣食亦然りといふべく我國民の二重生活は市制の二重監督以上の問題だね。それも此頃では解決をしやうとするものもなくなつて、二

十世紀の現代人は丁髷時代の文藝に酔原つて平氣なのだからな」と申述候。

吾等數人の前に精養軒の建物は現代的に徹底して居ますといはんばかりに吾等を迎へ申候。

晩餐會は七時半頃食堂を開き申候「デザートコース」に入るや會彌會長の挨拶あり、内田主記の報告あり、次いで名譽會長辰野博士は田尻市長のために乾盃せられ一同之に和し申候、やがて會彌會長は名譽會長を卓上演説の指名役とし、卓上演説は老名譽員莊田平五郎氏より初められ候、莊田氏の圓熟なる夢物語は市長初め一同の耳に深く刻せられたる事に御座候、次いで小橋内務次官、池田都市調査課長、添田地方局長、堀田土木局長、栗本警視廳衛生部長、藤原市參事會員等の演説あり、最後に常置委員長中村博士は今回の講演會の成功を祝して學會のために一同の乾盃を乞ひ茲に目出度今回の大會は終了仕候。

當夜井上東京府知事は御都合惡しく御不參、内務大臣亦差支ありて缺席せられしは誠に遺憾の次第に御度候。殊に井上知事の御高説を此の席上に伺ふ能はざりしは點精を缺ぐとでも申すべきかと愚考仕候、以上亂筆御免長々と報告申上げ誠に恐縮至極可然取計奉願上候。妄言多謝

□川柳と技術□

鋸屑嚙み〳〵大工研いてゐる
屋根葺きは四五寸先も一つ打ち
煙草飲むうちも思案の庭作り
柿の皮むくものと立つて見せ
井戸替は深さを横に見せるなり
新宅のこゝも開くかと押して見る



東京市區改正條例の改正

東京市の「市區改正」條例は明治二十一年に於て勅令を以て發布せられ、其後屢改正せられたが、同三十年前後に於て「市區改正委員會」が組織せられた、當時にあつては市區改正の叫びは主として幹線道路の擴張整理に在つて都市全体の改良計畫の遠大なる理想から出立したのではなかつた、從つて市區改正委員會の職員は政府主要の高等官並びに東京市に於ける主要吏員から成立して居たので技術家としては主として土木家の手に成つたものである。元來「市區改正」と「都市計畫」とは文字こそ異なれ二にして一、全く同意義である。されば「市區改正」の要義は都市永遠の秩序安寧を謀り、市民の幸福公益を增進するを目的として萬般の近代的、科學的備設に於て間然する處なき理想に向つて都市に關係する各方面の有力者の研究協議によつて計畫せられなければならない。

今や「都市計畫」に關する論議上下に遍く、政府は我關西建築協會、建築學會、並びに都市協會聯合の建議によつて愈々都市調査會を組織せんとし之が準備に着手するあり、今回更らに東京市區改正條例の改正を斷行して、法律第三十五號を交附せられるに至つた。曾て東京市のみに施工せられたる條例は今後東都及大阪の兩都市にも施行せられ同等の權能を附與せらるゝことゝなつた、是實に都市計畫實行の第一步なり。

左に參考のために東京市區改正委員會組織權限並びに東京市區改正條例を擧げて今回改正せる要點を明かにしたいと思ふ。

東京市區改正委員會組織權限

明治二十九年七月勅令二七九號
改正 明治三十一年第二五〇號

朕東京市區改正委員會組織權限ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

東京市區改正委員會組織權限

第一條　東京市區改正委員會ハ左ノ職員ヲ以テ組織ス

委員長	壹人
委員	參人
內務省高等官	貳人
大藏省高等官	壹人
陸軍省高等官	貳人
海軍省高等官	壹人
農商務省高等官	壹人
遞信省高等官	貳人
警視廳高等官	壹人
東京府高等官	壹人
東京市吏員	壹人
東京市參事會員	貳人
東京市會議員	拾人
臨時委員	若干人

警視總監東京府知事及東京市長ハ定員ノ外委員トシテ會議ニ列席シ決議ノ數ニ加ハルコトヲ得

第二條　委員長高等官及東京市吏員ヨリ出ヅル委員並臨時委員ハ內務大臣ノ奏請ニヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

東京市參事會員ヨリ出ヅル委員ハ市參事會員中ヨリ互選ヲ以テ之ヲ充ツ

東京市會議員ヨリ出ヅル委員ハ市會ニ於テ之ヲ選定ス但シ市會議員ヨリ出ヅル委員總テ缺員ニ屬シ市會ニ於テ補缺選擧ヲ行フコト能ハザルトキハ名譽參事會員中ヨリ互選ヲ以テ之ニ充ツ

第二項及第三項ノ委員確定シタルトキハ東京市參事會ハ內務大臣及東京市區改正委員會ニ報告ス可シ

第三條　委員長ハ會務ヲ掌理シ議事ヲ整頓ス委

員長事故アルトキハ其指名シタル委員ヲシテ事務ヲ代表セシム

第四條　委員會ハ東京市區改正ノ設計及毎年度ニ於テ施行スベキ事業其他設計ニ關シ必要ナル事項ヲ議定ス

委員會ニ於テ議定シタル事項ハ其ノ都度内務大臣ニ報告スベシ

第五條　委員會ノ議事規則ハ該會ニ於テ之ヲ議定シ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六條　會議ハ過半數ニ依テ決ス可否同數ナルトキハ委員長ノ可否スルトコロニ依ル

第七條　委員會ニ幹事一人書記若干人ヲ置ク幹事ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ書記ハ委員長之ヲ命ズ幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス書記ハ委員長幹事ノ指揮ヲ承ケ議事ノ筆記及庶務ニ從事ス

第八條　委員長委員及幹事ニハ壹ケ年五百圓以内臨時委員ニハ事件ノ輕重ニ應ジ相當ノ手當ヲ給スルコトヲ得書記ニハ壹ケ月五拾圓以内ノ給料ヲ給スルコトヲ得

第九條　技術又ハ學術ニ渉リ其ノ他特ニ調査ヲ要スル場合ニ於テハ委員長ハ委員ノ外何人ト雖其調査ヲ囑託シ相當ノ報酬ヲ與フルコトヲ得

第十條　委員長ハ委員中ヨリ五名以内ヲ選ミ常務委員トナシ會議ニ提出スベキ議案ニ就キ豫メ審査ヲナサシムルコトヲ得

第十一條　委員會ハ市區改正ニ關スル事項ニ付各省大臣ノ諮詢ニ應シ又ハ各省大臣ニ建議シ又ハ各廳ニ照會往復スルコトヲ得

第十二條　委員會ハ市區改正事業ノ實施ニ方リ委員ヲ派遣シテ之ヲ檢察セシメ設計ニ違フモノアレバ東京市參事會ニ照會シテ其ノ改正ヲ要求シ時宜ニヨリ内務大臣ニ具狀スルコヲ得

東京市區改正條例

明治二十一年八月勅令第六二號改正

二十三年第一六ヵ號　三十五年法律第二十八號
四十三年同　第二八號　四十四年第九十二號

朕東京市區會ノ營業衛生防火及通運等永久ノ利便ヲ圖ル爲メ東京市區改正條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

東京市區改正條例

第一條　東京市區改正ノ設計及每年度ニ於テ施行スベキ事業ヲ議定スル爲メ東京市區改正委員會ヲ置キ內務大臣ノ監督ニ屬セシム其ノ組織權限ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

東京市區改正委員會ノ費用ハ市區改正費ヲ以テ之ヲ支辨ス

第二條　東京市區改正委員會ニ於テ市區改正ノ設計ヲ議定シタル時ハ內務大臣ニ具申スベシ內務大臣ハ審査ノ上內閣ヲ經テ認可ヲ受ケ東京府知事ニ付シ之ヲ公告セシムベシ

第三條　市區改正ノ費用ニ充ツル爲メ東京府區部內ニ於テ左ノ特別稅ヲ賦課ス

一、地租割　地租百分ニ半以內但耕地ヲ除ク

一、營業稅並雜種稅　地方稅十分ノ四以內

一、家屋稅　同上

一、其他勅令ヲ以テ指定シタルモノ

府費ヲ市ニ分賦シタル場合ニ於テ營業稅雜種稅又ハ家屋稅ヲ賦課セムトスルトキ內務大臣大藏大臣ノ許可ヲ得テ其ノ稅率ヲ定ムベシ

市ハ內務大臣ノ認可ヲ得テ他ノ區費ノ中ヨリ市區改正ノ費用ヲ補充スルコトヲ得

一、淸酒區內ニ輸入又ハ區內ニ於テ釀造販賣スルモノ一石ニ付金五拾錢以內

第四條　特別稅滯納者ハ租稅滯納處分法ニ依リテ處分ス

第五條　市區改正ノ費用ヲ補助スル爲メ東京府區部ノ基本財產トシテ卽今官用ニ供セザル東京府區部內ノ官有河岸地ハ總テ之ヲ下付ス此河岸地ヨリ收入スル金額ハ市區改正事業ノ終ルマデ他ニ之ヲ支出スルコトヲ得ズ此河岸地ハ市區改正事業ノ終ルマデ其ノ地租ヲ免除ス此河岸地ハ賣却讓與スルコトヲ許サズ但己ムヲ得ザル場合ニ於テハ東京府知事東京府區部會ノ議決ヲ取リ內務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ賣却讓與スルコトヲ得

第六條　市區改正ノ經費及特別稅賦課徵收ノ方法ハ府縣會規則ニ依リ東京府知事東京府區部會ニ付シ之ヲ議定セシムベシ

第七條　第三條及第五條收入合計ハ每年度百

萬圓ヨリ少カラズ貳百萬圓ヨリ多カラザルモノトス但毎年度雜收入及前年度繰越金ハ本條ノ收入額ニ合算スルコトヲ得ズ

第八條　削除

第九條　東京府知事ハ毎年四月ヨリ翌年三月マデヲ一周年度トナシ前年十月マデニ東京市區改正委員會ニ於テ議定シタル市區改正事業ニ屬スル收支豫算ヲ立テ東京府區部會ノ議決ヲ取リ內務大臣大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ施行スベシ東京府知事前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ之ヲ東京市區改正委員會ニ報告スベシ

第十條　東京府知事ハ一周年度ノ出納ヲ計查シ精算帳及計表ヲ製シ翌年通常會議ノ初メニ於テ之ヲ東京府區部會ニ報告シ然ル後內務大臣大藏大臣及東京市區改正委員會ニ報告スベシ

第十一條　年度中ニ於テ豫知スベカラザル事狀ニ依リ既定ノ事業ノ變更セザルヲ得ザルトキハ東京府知事東京市區改正委員會ノ議定ヲ取リ內務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ施行スルコトヲ得但次回ノ東京府區部會ニ之ヲ報告スベシ

第十二條　市區改正ノ爲メ一時巨額ノ支出ヲ要スルトキハ東京府區部ハ毎年收入スベキ特別稅ヲ目的トシ五十箇年以內ノ期限ヲ以テ公債ヲ募集スルコトヲ得其ノ金額及起債ノ方法ハ東京府知事之ヲ定メ東京府區部會ノ議決ヲ取リ內務大臣大藏大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十三條　市區改正ニ屬スル會計ハ東京府知事特別ニ整理スベシ

第十四條　市區改正ノ事務ハ東京府知事其執行ノ責ニ任スベシ

第十五條　市區改正ニ係ル土地建物處分法ハ別ニ之ヲ定ム

第十六條　本條例ハ明治二十二年一月一日ヨリ施行ス

同上法令ニ係ル特別稅指定ノ件

（明治三十五年六月勅令第一六五號改正四十三年第一八八五號）

朕東京市區改正條第三條例ニ依リ特別稅指定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

東京市區改正條例第三條ニ依リ特別稅ヲ指定スルコト左ノ如シ

一、國稅營業割　營業稅百分ノ十七以內

東京市區改正土地建物處分規則

明治二十二年一月勅令第五號
改正三十八年法律第六十五號

朕東京市區改正土地建物處分規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

東京市區改正土地處分規則

第一條　市區改正ニ要スル官有地ハ無料ニテ供用セシメ其地ニ屬スル官有ノ建物植物等ハ無料ニテ交付スベシ但シ地方稅ノ經濟ニ屬スルモノハ民有ニ準ス

民有地及其地ニ屬スル民有ノ建物植物又ハ官有地ニ有ル民有ノ建物植物等ハ東京府知事其所有者ト協議上相當ノ代價又ハ移轉料ヲ償却スベシ

若シ協議調ハザルトキハ雙方ヨリ評價人各一人ヲ出シ評價セシメ東京府知事之ニ意見ヲ付シ內務大臣ノ決ヲ請ヒ之ヲ定ムベシ

第二項ノ協議調ヒタル後又ハ內務大臣ニ於テ決定シタル後建物植物等ノ所有者ニ於テ所定ノ期間內ニ其ノ所有物件ノ移轉若クハ引渡ヲナサヾルトキハ東京市參事會ハ之ヲ强請スルコトヲ得此場合ニ於テハ行政執行法第五條及六條ノ規定ヲ準用ス

第二條　市區改正ノ爲メ民有地買上ノ場合ニ於テ一宅地ヲ爲スニ足ラザル殘餘ヲ生ズルモノハ併セテ之ヲ買上グベシ

第三條　市區改正ニ關シ不用ニ歸シタル土地一宅ヲナスニ足ルモノニシテ曩ニ公用土地買上規則又ハ本則第一條ニ依リ買上シタルモノハ原價ヲ以テ特ニ舊所有者ニ拂下ヘシ若シ舊所有者之ヲ買受クルコトヲ欲セザルカ又ハ舊所有者ナキモノハ直ニ公賣ニ付スベシ

前項ノ土地一宅地ヲナスニ足ラザルモノハ其接續地ノ所有者之ヲ買受クルモノトス若シ其所有者之ヲ買受クルコトヲ欲セザルトキハ東京府知事ハ第一條ニヨリ其接續地及建物植物等ヲ買上グベシ

前條及本條ニ一宅地ト稱スルモノハ市街の狀況ノ依ニ東京府知事之ヲ定ヲ

第四條　東京府知事ム內務大臣ハ認可ノ受ヲ市區改正ニ要スル土地ニ屬スル建物新築增築ノ制限ヲ規定シ之ヲ告示スベシ

其ノ制限內ト雖モ新築增築セント欲スル者ハ豫メ東京府知事ノ認可ヲ受クベシ東京府知事

ハ設計着手ノ都合ニ依リ之ヲ認可セザルコトヲ得

若シ之ヲ認可セザルトキハ新築增築改築者ハ其土地及其地ニ屬スル建物植物等ノ代價又ハ移轉料ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其土地自己ノ所有ニアラザルトキハ通知ヲ以テ其土地貸借ノ契約ヲ解クコトヲ得

若シ制限ニ違ヒ又ハ東京府知事ノ認可ヲ受ズシテ新築增築改築ニ係ル建物ノ代價又ハ移轉料ヲ請求スルコトヲ得ズ

第五條　土地建物植物等ノ賣却代金ハ市區改正ノ費用ニ充ツベシ

東京市區改正條例同土地建物處分規則ニ依ル事務所屬變更ノ件

明治二十三年八月勅令第一七〇號

朕東京市區改正條例東京市區改正土地建物處分規則及東京府區內清酒輸入規則ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條　東京市區改正條例東京市區改正土地建物處分規則及東京府區內清酒輸入規則ノ規定ニ依リ東京府知事ニ屬スル事務ハ東京市參事會ニ之ヲ屬セシメ東京府市部會ニ屬スルモノハ東京市會ニ之ヲ屬セシム

第二條　市區改正ノ費用ヲ補助スル爲メ東京府市部ノ基本財產トシテ下付シタル河岸地ハ之ヲ東京市ニ引繼クベシ

第三條　明治二十三年度東京市區改正ノ收支豫算ニシテ東京府市部會ノ議定ヲ經タルモノハ東京市ニ於テ之ヲ存續スベシ

法律第三十五號

（大正七年四月改正）

東京市區改正條例中左ノ通改正ス

第一條中「閣令」ヲ「勅令」ニ改メ第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

東京市區改正委員會ハ市區改正ノ設計及每年度施行スベキ事業ヲ東京市ノ區域外ニ亘リ議定スルコトヲ得

第二條及第十三條中「東京府知事」ヲ「東京市長」ニ改ム

第三條中「東京府區部內」ヲ「東京市」ニ「地方稅」ヲ「府稅」ニ改メ左ノ一號ヲ削ル

一、清酒　區內ニ輸入又ハ區內ニ於テ釀造販賣スルモノ一石ニ付キ金五拾錢以內

第四條中「租稅滯納處分法ヲ」ヲ「國稅滯納處分ノ

例」ニ改ム

第五條中「東京府區部」及「東京府區部內」ヲ「東京市」ニ「東京府知事」ヲ「東京市長」ニ「東京區部會」ヲ「東京市會」ニ改ム

第六條中「府縣會規則ニ依リ東京府知事東京府區部會ニ付シ」ヲ「東京市長東京市會ニ付シ」ニ改ム

第九條及第十一條中「東京府知事」ヲ「東京市長」ニ「東京府區部會」ヲ「東京市會」ニ改ム

第十條中「東京府知事」ヲ「東京市長」ニ「精算帳及計表ヲ製シ翌年通常會議ノ初メニ於テ之ヲ東京府區部會ニ報告シ」ヲ「其決算ヲ東京市會ニ報告シ」ニ改ム

第十二條「中東京府區部」ヲ「東京市」ニ「東京府知事」ヲ「東京市長」ニ「東京府區部會」ヲ「東京市會」ニ改ム

第十四條市區改正ノ事業ハ東京市長之ヲ執行スベシ

第一條第二項ノ規定ニ依ル事業ニシテ東京市ノ區域外ニ於テ施行スベキ部分ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其他ノ町村長之ヲ執行スベシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ町村長其執行ヲ東京市長ニ委託シ又ハ內務大臣東京市長ニシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

市區改正事業ニ依リ生ジタル營造物ノ管理ニ付テ前二項ノ例ニ依ル

第十四條ノ二　前條第一項及第二項ノ規定ニ依リ要スル費用ハ東京市及事業地ノ町村ノ負擔トス

前項ノ負擔ニ付テハ關係市町村ノ意見ヲ聞キ東京市區改正委員會ノ議定ヲ取リ內務大臣之ヲ定ム

前二項ノ規定ニ依ル費用ニ關シテハ市區改正ノ費用ノ例ニ依ル

第十六條ヲ削ル

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

法律第三十六號

東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其全部又ハ一部ヲ京都市、大阪市及內務大臣ニ於テ指定シタル市ノ市區改正ニ關シテ準用スルコトヲ得

附則

本法施行ノ日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム



會報

會誌

一、本會雜第一輯第六號は四月下旬刊行することを得、理事會の決議に基き各府縣知名有力者各種學會協會及各新聞社並びに建築に關係ある各學校に寄贈配布し置きたり。

一、建築學會正員諸氏にして購讀勸誘狀の御回答なかりし諸氏へは更らに會誌並びに勸誘狀を發送し置きたり。

一、大阪倶樂部諸名士に對し四月中勸誘狀を發送して購讀承諾を求め置きたりしが特に多數有力者の御贊同を得たるは本會の感謝措く能はざる處なり。

寄贈圖書雜誌及新聞紙

建築雜誌四月號（建築學會）
建築世界四月號（建築世界社）
內外建築土木時報四月號（內外建築土木時報社）
住宅　四月號（住宅改良會）
大正五年度統計書（鹿兒島大林區署）
大正七年度林產物賣拂豫告（同　上）
中央電氣協會々報第七號（中央電氣協會）
同附錄報告書（同　上）
同回錄一覽表（同　上）
吉野林業概要（北村林業部）
通俗衛生四月號（大阪府衛生會）
北國新聞（北國新聞社）
木材新聞（木材新聞社）

新入會員

一、左の諸氏は今回理事會の承諾を得て終身贊成員として入會せられたり。

大高庄左衛門　阪本巳之松
川島甚兵衛　飯田忠三郎
管谷元治　多田學
計　六名

一、左の諸氏は今回普通贊助員たらんことを申込まれたるにより理事會の決議により入會を承諾せり。

末澤周次　吉岡與平次
佃忠藏　高木直充
近藤文友　佐藤平輔
小松吉久　井藤敏雄
藤野松九郎　淺野健三
大隈貞喜　久保豊
黑瀨政雄　平古秋之丞
木戸久光　清川孫次郎
西村重雄　梶谷雜太

內田孝之　鹿村萬吉
都藤次三郎　永田與四郎
中野庄太郎　海津勝人
小山助太郎　田代正熊
北川官一　宮本傳次郎
計　二十八名

會合

特別理事會

日時　大正七年四月十六日　午後六時—十時

會場　大阪倶樂部

出席　片岡　野村　松本　波江

記事

一、新入會員七名の詮衡をなせり。

一、第十一回例會は之を講演とし、會員有志の講演をなすことゝせり。

一、此夕特に左の諸氏を招待して本會事業の初終を報告し、今後の援助を請ひたり。

川島甚兵衛氏（代理）
菅谷元治氏（代理）
飯田忠三郎氏（代理）
阪本巳之松氏　大高庄左衛門氏
多田學氏

第拾壹回例會

日時　大正七年四月十七日午後六時—十時

會場　中央電氣倶樂部

出席者　三十二名

井上、片岡、淺井、三木、石田、宮飼、內藤(太)、田中(勘)、須川、松本、光安、野村、荒川、木子、大倉日高、葛野、河合、小笠原、前田、置鹽、浦、木村、野呂、森、谷、波江、吉木、田村、牛村、大林、小林

記事

一、片岡理事長座長席に就き、過般來政府當局者に於て着々都市計畫調査委員會設置に關する準備をなしつゝある件につき報告する處あり。

一、主記より更に會務報告をなし、次いで新入會員銓衡會に移らんとせしが出席者總數定員に滿たず、止むなく次回に之を延期したり。

一、大阪市都市改良調査會より建築法規に關する諮問ありたる件に就き協議會を開き、之が調査を第一部乙委員會に附託することに意見一致せり。

一、午後八時より講演會を開き左の諸氏の講演ありたり。

劃と建築　波江悌夫
都市と日光　牛村喜勇
三越呉服店の炎害に就て　石田信夫
同所感　葛野壯一郎
臺北市區改正に就いて　野村一郎

（以下次號）

× × × ×

◆編輯だより◆

○ 初夏新綠相競ふの好季に相成候、諸彦益御清穆奉賀候、本會事業の發展に伴ひ、本誌の任務は頗る重大と相成申候、唯是努力精進あるのみに御座候。

○ 本誌へ御投稿御希望の諸彦は、御申越次第本誌原稿用紙發送仕るべく候間、奮つて御通信並びに御寄稿あらんことを希望に堪へず候。

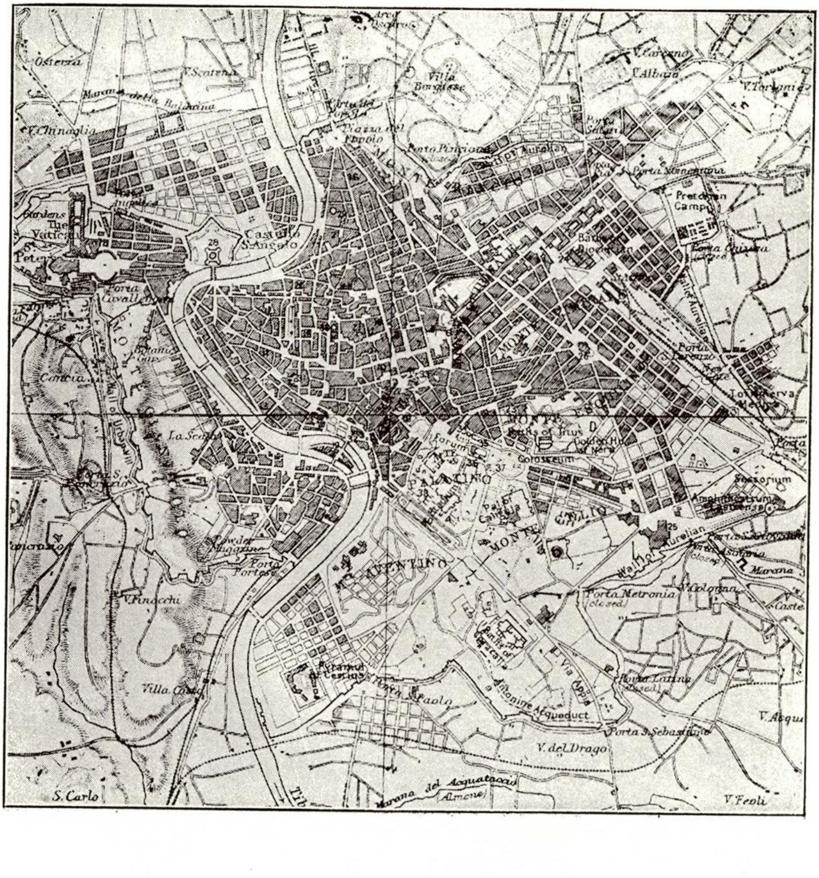
○ 本誌へ御投稿相成る諸彦にして匿名を用ゐらるゝこと差支無之候へ共會員、賛助員或は購讀者等御明記相成度候。

○ 本會へ御入會御希望の諸彦は、本會々則御一讀の上御申込相成度早速入會希望書發送仕るべく候間御一報願はしく候。

○ 本誌購讀御希望の諸彦は、本會事務所宛御申越相成候はば早速發送仕るべく候、尚本會は**振替口座（大阪三九九七五番）**へ加入仕居候間此段申添候。

（編輯員一同）

ローマ市街圖

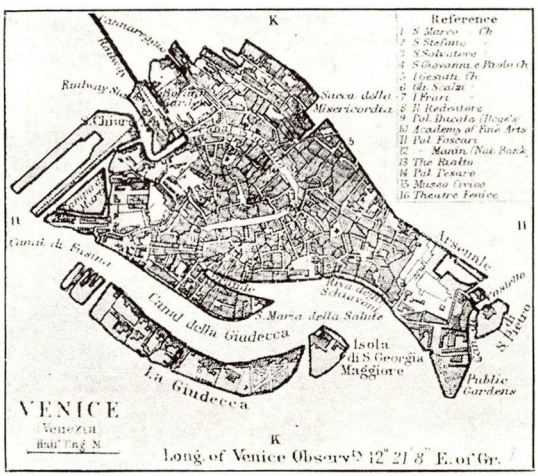


Osterra
V. Scatena
Villa Borghese
V. Albana
Piazza del Popolo
Pretorian Campo
Castello S. Angelo
The Vatican
Porta Cavalleggeri
La Scala
Forum
Colosseum
Baths of Titus
Sessorium
Porta Metronia (closed)
V. Colonna
Porta Latina
Via Appia
Pyramid of Cestius
Porta S. Paolo
Porta S. Sebastiano
Antonine Aqueduct
V. del Drago
Villa Casta
V. Finocchi
Powder Magazine
Porta Portese
S. Carlo
Marana del Acquataccio
(Almone)
V. Feoli
AVENTINO
PALATINO

圖街市「ヤチネベ」

（一　其）





（照參例條築建市「ヤチネベ」號前）

（二　其）

羅馬市建築條例



羅馬市建築條例

第一章　總則

第一條　市内及郭外ニ於ケル建築ハ其種類ノ如何ヲ問ハズ道路沿フト或ハ私有地内ニ於テスルヲ別タズ總テ本條例ヲ導守スベキモノトス

第二條　本條例ノ規定ハ建物ノ外部及内部ニ於ケル建造ノ全体ニ及ボシ新築改築若クハ修繕セラルヽ一切ノ事物ハ勿論市全体ノ美觀、公衆衛生ノ通行人職工及將來此ノ建物ニ居住スベキモノヽ安寧ニ關スル事項ノ上ニ市ノ監督ヲ行フヲ得セシムモノトス

第三條　本條例ニ定ムル所ノ市ノ監督ハ何等ノ約定ヲ以テスルヲ之ニ制限ヲ附スルコトヲ得ズ

第二章　公ノ道路及廣場ト家主ノ正面

第四條　公ノ道路及廣場ニ面スル建物ノ建築ハ土木監督局該建物ノ前面ヲ据付クベキ路線ヲ指定シ入口及窓ノ開口關及次デ建物ノ其他ノ各部ニ關スル高度測量標ヲ設定シタル後ニアラザレバ之ヲ起工スルコトヲ得ズ

第五條　平場、欄杆、臺座及最下床ニ在ル窓ノ鐵格子ノ過度ニ突出シタルモノハ之ヲ取拂フベキコトヲ命ズルヲ得又外部ノ踏段、階段石又ハ壁ニテ作リタル外部ノ臺及穴藏或ハ其他ノ地下ニ在ル場所ノ天窓ハ例令鐵格子ヲ以テ掩ハルトモ突出シテ往來ノ幾分ヲ占ムルモノニ在テハ之ガ取拂ヲ命ズル事ヲ得何レノ場合ニテモ既得ノ權利ニ相當スル賠償金ヲ支給セラルベシ

第六條　道路ノ平面上ニ於ケル建物ノ正面高サハ該建物ノ面スル道路ノ幅員ニ一倍半ヲ超過スル事ヲ得ズ

道路ノ幅員ハ建物正面ノ両端ニ於テ正當ニ測定シタル長サノ平均ヲ取リテ之ヲ定ムルモノトス

(イ)建物ノ面スル道路或ハ廣場ノ廣狹ニ拘ハラズ建物ノ正面

ノ高サハ通常十四米突トシ決シテ二十四米突以上ナル事ヲ許サズ

(ロ)紀念物ノ性質ヲ帯ブル建物建設ノ特殊ノ場合若シクハ建築上特別ナル理由ニ限リ前掲ノ高サノ最大限度ヲ超過スル事ヲ得但該許可ハ必ズ建築委員會ノ意見ヲ問ヒタル上市會ノ決議ヲ經ベシ

(ハ)傾斜セル道路ニ於テハ建物ノ高サハ其全長ノ中央ヲ過ギル垂直線ニ基キテ之ヲ測定ス最高點ニ於ケル家屋ノ高サハ同家屋ノ中央ニ於テ本條例ノ許容セル最大限度ヲ超過スル事一米突五十珊以上ナル事ヲ得ズ

(ニ)交錯スル大小二個ノ道路ノ角ニ在ル家屋ニ在リテハ大ナル道路ノ幅員ニ相當スル最大ノ高サハ小ナル道路ノ幅員十米突以下ナルトキハ小ナル道路ニ面スル家屋ノ側面十米突ヲ限リテ之ヲ許容シ幅員十米突以上ナルトキハ小ナル道路ニ面スル家屋ノ側面ニシテ同上ノ高サト爲スベキ間隔ハ小ナル道路ノ廣サト等シクスル事ヲ得

第七條 (原譯文)裝飾用小樓モ高サ二四米突ヲ超過セシメズ

第八條 前條ノ軒上牛階ノ建築ニ依リ公ノ道路或ハ廣場ノ美觀ヲ害フト認メタルトキハ市ノ當局者ハ建築委員會ニ諮問シタル上ニテ此建築ヲ禁止スルノ權ヲ有ス

第九條 **第十條** **第十一條** (原譯文)

第十二條 公有地若クハ共用地ニ面スル家屋建物及墻壁ハ左項ノ制限ニ從フコトヲ要ス

(イ)道路ノ平面ヨリ高サ二米突二十珊ニ至ル迄ノ間ニ於テ十五珊以上ノ突出部ヲ設クル事ヲ許サズ

幅員七米突以下ノ道路ニ在テハ道路ノ路線外ニ八十珊以上突出スル張出シ簷側ヲ設クル事ヲ許サズ幅員七米突乃至十二米突ノ道路ニ在テハ一米突二十珊以内ノ突出部ヲ設クル事得

道路ノ平面ヨリ高サ四米突以下ノ所ニ張出シ簷側ヲ設クル事ヲ得ズ紀念物タル性質ヲ帶ブル建物ヲ裝飾スルトキ或ハ建築上特殊ノ理由アルトキ市ノ當局者ハ建築委員ノ意見ヲ聞キ成規外ノ突出ヲ許可スル事ヲ得

上文ニ於テ許容セラレタル十五珊ノ制限ヲ越ヘテ公有地ヲ占ムル場合ニ於テハ市會ノ許可ヲ受クル事ヲ要ス市會ハ各場合ニ於テ徵收スベキ賠償金額ヲ定ム

廊下或ハ張出簷側ノ突出部ヲ以テ公有地ヲ占ムル場合ニ於テハ一米突平方ニ付一百「リーラ」ノ使用稅ヲ拂フベシ

(ロ)外方ニ開ク戶、窓、扉若クハ窓簾及步道ノ平面ヨリ二米突二十珊以下ノ高サノ所ニ於テ外方ニ突出スル鐵格子ヲ設クル事ヲ禁ズ

第十三條 家屋所有者ハ擔水ヲ橫樋中ニ集メ道路ノ平面ニ直立スル管ヲ以テ之ヲ落下セシメ其家屋ノ前面ニ共同溝渠アルトキハ自費ヲ以テ小溝ヲ設ケ以テ雨水ヲ此溝渠中ニ注入セシム

ルノ義務アルモノトス雨水ヲ降下セシムル管ハ地面ヨリ高サ二米突マデ壁ノ中ニ挿入スルカ或ハ管ヲ外部ニ据置カントスルトキハ同上ノ高サマデ鑢鐵ヲ以テ之ヲ作クル事ヲ要ス

第十四條 家屋所有者ハ漆喰、壁ノ着色及挿入物ノ假漆ノ保存ニ努メ以テ家屋正面ノ体裁ヲ良クスルノ義務アリトス

第十五條 公ノ道路及廣場ノ上ニ在ル家屋正面ノ壁及戸或ハ窓ノ各挿入物ノ塗色ハ表通總体ニ一樣ナルコトヲ要ス

壁、二名若クハ數名ノ共同所有ニ屬スル場合ニ於テモ各共同所有者ニ屬スル各部分ニ於ケル色彩ヲ異ニスル事ヲ許サズ

圍壁或ハ家屋ノ正面ノ壁色醜クシテ其狀況市ノ美飾ニ適應セサルトキハ市ノ當局者ハ相當ノ期限内ニ其塗替ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 道路或ハ廣場ノ路線上ニ在リテ建物ノ存在セザル空地ノ圍壁或ハ圍ヒハ高サ一米突八十珊ヲ以テ最大限度トス此壁ハ正面ヲ道路ノ方ニ向ケ石ヲ以テ蓋ヒ正面ハ臺座ヲ石ニテ造リ漆喰壁ヲ塗リテ着色シ若クハ煉瓦或ハ正方形ノ石ヲ以テ之ヲ覆フベシ此壁ノ上ニハ其高サニ相應スル鐵柵ヲ設クル事ヲ得但如何ナル種類ノモノヲ以テモ鐵柵ノ内面ヲ覆フベカラズ

第十七條 市ノ當局者ハ建築委員會ノ意見ヲ聞キ前記ノ高サニ超過スル圍壁ノ建設ヲ許可スル事ヲ得然レドモ其高サハ二等道路ニ在テハ決シテ三米突以上ナル事ヲ得ズ但如何ナル場合ニ於テモ圍壁ノ建築及裝飾ニ關スル前條ノ規定ニ背カザル事ヲ要ス

第十八條 ルンゴ テーベレ ニ面スル家屋ハ左ノ規定ニ從ヒ廊下（軒下步道）ヲ設ケテ總テ裝飾スベシ

(イ)家屋ノ前面ニ於ケル軒下步道ノ高サハ圓柱或ハ方柱ノ柱礎面ヨリ拱門ノ要石ノ下方マデ少クモ七米突五十珊トス扁平ノ繰邊アル場合ニ於テハ最少ノ高サハ同上ノ如ク算定シ臺輪マデ七米突トス

(ロ)家屋前面ニ於ケル廊下ノ「明リ取リ」ハ三米突五十珊以下ナル事ヲ得ズ

(ハ)廊下ノ絕對ノ幅員ハ建物ノ前面ト之ニ平行スル背後ノ壁トノ間六米突トス

(ニ)道路或ハ廣場ノ幅員大ナルトキハ堅牢及裝飾ノ目的ニテ張出椽側ヲ支持スル圓柱或ハ方柱ヲ以テ家屋ノ正面ニ於テ其兩端及中央ヲ突出スルコトヲ許可スルヲ得但其突出ハ虛線或ハ通俗ニ稱スル其ノ前面壁身ヨリ一米突五十珊ヲ超過スベカラズ」

第三章 美術及歷史上ノ性質ヲ帶ブル家屋

第十九條 市内及郭外ニ在ル現在ノ家屋ニシテ美術及ヒ歷史上性質ヲ帶ブルニ因リ之ヲ保存スルヲ必要ナリト認メラルヽモノハ適當ナル目錄ニ登載シ該目錄ヲ公ニス

此目錄ハ本條例裁可ノ日ヨリ三箇月以内ニ建築及古物調査委員會及文部省ト協議ヲ遂ゲ市ノ當局者之ヲ編纂スベシ

第二十條 前記目錄中ニ登載セル家屋ニ在リテハ其一部分ノ模樣ヲ變更シ又ハ如何ナル方法ヲ以テスルモ論ゼズ其堅牢ヲ弱カラシムベキ工事ヲ施ス事ヲ嚴禁ス詳言セバ增築ヲ爲シ又ハ開口ヲ閉鎖シ其位置ヲ換ヘ又ハ軒蛇腹若クハ其他ノ構材ヲ變更切石ノ裝飾物ヲ改ムル事ヲ爲スベカラズ

同上ノ規定ハ該建物ノ外面ハ勿論其内部、庭園及其附近ニ於テモ美術及歷史上ノ性質ヲ帶ブル紀念物ノ存在スルトキハ之ヲ適用スベシ

第二十一條 特別ノ場合ニ限リ市ノ當局者ハ此家ニ於テ一部分ノ工事ヲ興スコトヲ許可スルヲ得但該許可ハ建築委員會ノ意見ヲ聞ヒ文部省ノ同意ヲ得タル後ニ限ル

第二十二條 同上ノ許可ヲ得ルニハ此家屋ノ所有者ハ其都度申請書ニ工事明細書及改築セントスル部分ノ繪圖面ヲ添ヘテ市長ニ差出スベシ

第四章 家屋ノ衞生ニ關スル規定

第二十三條 市内及郭外ニ新築スル家屋ニ在テハ庭園ノ一邊ハ家屋ノ高サノ三分ノ一以上ノ幅ヲ有スベク其面積ハ少クモ同上ノ最少限度ノ幅ヲ一邊トスル正方形ニ等シカルベシ家屋ヽ高サハ道路ニ臨メル家屋ノ正面ノ中央ニ於テ之ヲ測定シ軒上特別ノ半階ノルトキハ之ヲ其高サノ中ニ加フ

特別ノ狀況ニ依リ架空園若クハ被蓋アル庭園ヲ設ケルノ許可ヲ受クルトキモ亦常ニ前項ノ規定ヲ遵守スルヲ要ス

在來ノ庭園ニシテ所有者ヲ異ニスル土地ノ境界ニ在リテハ該土地ノ爲メニ家屋ノ高サト庭ノ最小限度ノ幅トノ間ノ本條所定ノ割合ニ變動ヲ來タスベキトキト雖モ此庭上ニ增築ヲ爲ス事ヲ許サズ

第二十四條 「メニアーニ」（廊下ノ一種）廊下或ハ椽側ヲ庭上ニ設クルコトヲ得ズ但此ノ如キ突出ヲ爲スニモ係ハラズ尙餘地アリテ前條所定ノ最小限度ノ面積及幅員ヲ存スルトキハ此限リニアラズ

如何ナル場合ニ於テモ庭園ニ明リ穴ヲ設クル事ヲ許サズ厠或ハ庖厨ニ光線ヲ射入セシムル爲ニスルモ之ヲ設クル事ヲ禁ズ

第二十五條（原譯文）

第二十六條 公ケノ道路上ニ開口ヲ有スル建物間ニ空地ヲ存シ或ハ分界路次ヲ設クルヲ許サズト雖モ特別ノ場合ニ於テハ市ノ當局者ハ都度建築委員會ノ意見ヲ聞ヒ其大サ及模樣ヲ這メテ其設計ヲ實行スルヲ許スコトヲ得

第二十七條 私有地ノ境ニ成規ノ面積ヨリ小ナル庭園ヲ設ケ隣地ノ庭園或ハ空地ヲ利用シテ定規ノ面積ヲ得ン事ヲ出願スルトキハ兩隣地ノ所有者市ノ當局者ノ立會ヲ求メ自費ヲ以テ本條例ニ背キ決シテ其所有地内ニ新築ヲ爲サヽル旨ノ法定ノ約定ヲ結ビ成規ノ通リ之ヲ登記セシメタル場合ニ限リ之ヲ許可スルコトヲ得

第二十八條 空地及庭園ハ總テ鋪石スベシ但**第二十三條**ニ定メタル面積ニ少クモ一倍スル面積ヲ有スルモノヲ除ク此場合ヨ

於テハ内部ニ於テ少クモ一米突二十珊ノ廣サヲ有スル鋪石セル一地帶ヲ有セザルベカラズ

庭園若クハ覆ヒヲ有モザル内部ノ地面ニハ適當ナル下水ヲ設ケ充分ニ濕氣ヲ避ケ汚穢物ヲ留ザル事ヲ要ス

第二十九條 架空園ノ覆ハ掃除スルニ近ヅキ易キヤウニ之ヲ設ケ庭下ノ場所ニ空氣ノ能ク流通スルヤウニ之ヲ造ルベシ

第三十條 新築ノ家屋内ニテ店舖或ハ仕事場ニ充ツベキ最下層ノ高サハ床ヨリ上層ノ牀板ニテ或ハ圓頂格ノ最高部分ニ於ケル内弧マデヲ算定シ四米突以下ナル事ヲ得ズ

第三十一條 住所ニ充ツベキ層ノ高サハ水平ノ構造ナレバ床ノ表面ヨリ上層ノ牀板マデ或ハ天井ノ平面迄三米突以下ナル事ヲ得ズ

圓頂格ヲ以テ蓋ヘタル部分ニ在テハ拱辜ノ高サト内弧ノ頂上ノ高サトヲ平均シテ其高サヲ定ム

第三十二條 屋根下ノ居住部ノ高サハ家根ノ窓扉ノ方ニアル側壁ヲ計算シ床ト天井トノ間ニ米突五十珊以下ナル事ヲ得ズ

第三十三條 前條ノ居住部ニ在テハ家根裏ヲ天井トナスベカラズ必ズ「コントロソフイット」(二重天井)ヲ設ク可シ

住居用ニ充ツベキ建物ノ全部若クハ一部ノ地濕青ニテ掩ハントスルトキ地濕青ハ下方ノ居間ノ床板ニ直接ニ層疊セラルヽ事ヲ得ズ必ズ高サ五十珊以上ノ空間ヲ設ケテ該床板ヲ離隔シ通風用ノ氣眼ヲ穿チ其上ニ地濕青ヲ層疊ス可シ

第三十四條 庖厨ニ充ツベキ地下ノ部分ハ周圍ノ土地ノ濕氣ヲ防ギ空氣ノ流通ヲ充分ナラシムベシ

第三十五條 住居用ニ充ツベキ最下層ハ周圍ノ地面ヨリ少クモ一米突高キ床ト其下ニ空氣ノ流通空シキ空藏ヲ有セザルベカラズ

第三十六條 市内ニ於テモ田舍ニ於テモ毎戸ニ厠及流走ヲ据付クベシ

又多人數ノ集合スル工場製造所等ニ充ツベキ場所ニハ厠ヲ設クベシ

第三十七條 厠ハ直接ニ空氣及光線ノ差込ミ宜シキ別室ニ之ヲ設ケ衛生上缺クル所ナキヤウ設備ヲ施スベシ

第三十八條 糞尿及汚水ヲ收容スベキ導管ハ共同溝渠ニ沒入セシムベシ此溝渠ヲ欠クトキハ衛生課ニ於テ定メタル規定ニ從ヒ便器或ハ糞溜ニ糞尿ヲ入レシムベシ但家屋ノ所有者ハ其掃除保存ニ留意シ其滿チタルモノヲ新シキモノト取換ヘザルベカラズ

(イ)糞尿ノ導管ハ壁或ハ水ノ導管内ニ糞尿ノ滲入スル事能ハザルヤウニ之ヲ設ケ壁ヨリ分離シ容易ニ檢査シ得ベキヤウニ之ヲ設クベシ

(ロ)導管ハ總テ上下共ニ同一ノ直經ニシテ屋根ノ上マデ延長セシメ其開口ハ近隣ノ最モ高キ家ノ窓ニモ迷惑ヲ及ボサヽルヤウニ之ヲ設クベシ

(ハ)厠ノ導管ノ下部ニハ空氣ノ流通スル適當ノ口ヲ有スル水力遮斷器或ハ閉塞器ヲ据付クベシ厠ノ「セヂイニ」ニハ遮斷器或ハ「サイホン」ヲ附スベシ

(ニ)流走、洗濯場、浴槽ノ排水管ハ厠ノ導管ト分離スルトキ

ハ其下部ニ水力遮斷器或ハ閉塞器ヲ附シ家屋ノ上部マデ延長スル可シ若シ此管ト厠ノ導管ト接合スルトキハ直接ニ之ヲ相通ゼシムルコトヲ要セシムルコトヲ要ス

（ホ）厠ニ水ヲ供給スル貯水所ハ飲用水ノ貯水所ト隔離スベシ

飲用水ノ貯水所ノ過剰ハ水ヲ導ク管ハ直接ニ共同溝渠下水或ハ其他ノ排水導管中ニ注グベカラズ一旦水力閉塞曲管附キノ水箱中ニ自在ニ吐キ出サシムル事ヲ要ス

第三十九條　過剰ノ水及不淨物ヲ收容スル小溝ハ假漆ヲ塗リタル粘土ノ陶管或ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル材料ヲ以テ之ヲ造リ合セ目ヲ充分ニ能ク密着シ其排除スベキ水等ノ自由ニ流通スルガ如クニ充分ニ勾配ヲ付スベシ

第四十條　**第四十一條**　（原譯文）

第四十二條　家畜小舍或ハ廐ニ充ツベキ場所ハ空氣ノ流通ヲ能クシテ**第四十條**ニ從ヒ內部ニ必要ノ排水溝及小溝ヲ設ケ最モ清潔ニスベシ

（イ）小溝ノ口ハ臭氣止用ノ塞子或ハ活辨ヲ附スベシ

（ロ）此ノ如キ場所ノ鋪床ハ汚水ノ濁リテシミ込ムベキ凹所ノ生ゼザラシメンガ爲メ幅廣キ石ヲ鋪キ又ハ地瀝靑或ハ「セメント」或ハ煉石灰ヲ以テ之ヲ蓋フベシ

第四十三條　住家及公ヲ使用スル工場ニ充テラレタル場所ハ故障ナク煙ヲ散出スルヤウニ造リタル蓋及陶冠附キノ煙突ヲ備付クベシ陶冠ノ最上部ノ口ハ自家及近隣ノ家屋ノ家根及被蓋ヨリ高カラシムベシ但其附近ノ家屋ノ窓ヨリ水平ニ六米突以上ヲ隔ツルトキハ此限リニアラズ

暖室若クハ骸炭ヲ使用シテ暖ヲ取ル用ニ供セラルヽ暖爐ノ煙突ハ最上層ノ窓ノ下ニ於テ煙ヲ吐出スベカラズ同層ニ住スルモノニ損害若クハ迷惑ヲ被ラシメザルヤウ可成之ヲ遠ケザルベカラズ

第五章　家屋ノ堅牢及安全　建築及泥土ノ移震動ニ關シ遵守スベキ規定

第四十四條　家屋取崩シノ際隣家職工及通行人ノ安全ヲ危クスベキ壁ノ大片及石ノ塊ヲ一時ニ投下スル事ヲ禁ズ殘材ハ箱或ハ桶或ハ其他ノ板ヲ以テ閉ヂタル桶ニ入レテ之ヲ落下スベシ

第四十五條　遺物ノ最下層ノ竣工スルヤ直チニ假設ニ非ザル被蓋ノ造リ床板ノ緊縮ヲ行フベシ交錯セル大小ノ圓天井ヲ採用スルマキハ漆喰ノ使用ヲ禁ズ

第四十六條　交錯セル圓天井ヲ張ル場合ニ於テハ其形狀ノ如何ヲ論セズ其全部ノ工事ニ着手シ撐壁ヲ設クルヤ直チニ桁或ハ厚キ板ヲ張リテ之ヲ掩フベシ

第四十七條　層ハ何レモ全体ニ共通シ桁若クハ板ニテ作リタル床ヲ以テ之ヲ蔽ヒ或ハ定限的ノ床ヲ以テ之ヲ蔽フベシ

第四十八條　煉化石又ハ粗製煉瓦又ハ凝灰石ニテ作リタル圓天井ヲ張ルトキハ一定ノ堅牢ナル支撐物ヲ設ケ該支撐物ハ其全部ヲ取外ズサズトモ之ヲ弛ムル事ヲ得セシムベシ

第四十九條　**長押**ハ其突出ノ多小及構造ノ如何ヲ論ゼズ堅牢ナル支柱ヲ以テ之ヲ支保スベシ二十珊以內突出スル軒蛇腹ニ於

テモ然リトス此支撐物ハ構造物全ク乾燥シ重量ノ釣合宜シキヲ得ルニアラザレバ之ヲ除去スベカラズ

第五十條 爐及暖爐ノ管ハ梁或ハ小梁ノ端ニ接觸セゼヤウ設置スベシ之ガ爲メニ管ト梁或ハ小梁ノ間ニ十四珊ヨリ少ナカラザル間隔ヲ存スベシ

第五十一條 所有地内ニ於ケル點火用瓦斯ノ配布ニ用ユル導管及裝置ハ通常外面ニ於テモ人目ニ觸レ易クシ毫モ諸點ナキ善良質ノ金屬ヲ以テ製造スベシ

第五十二條 瓦斯管ハ壁 壁床或ハ密閉セル空所ニ挿入或ハ貫通スルトキハ鐵銅或ハ眞鍮ヲ以テ之ヲ作ルカ或ハ管ヲ二重ニスベシ而シテ其外部ノ管ハ金屬製タルベシ此包裝外部ノ管ノ一端ハ開キタル儘ニナシ置クベシ但斯ノ如ク爲サザルモ管ノ周圍ニ空氣ノ自在ニ流通スル場合ニ於テハ本條ヲ適用スルノ限リニ在ラズ

第五十三條 瓦斯ヲ配布スル所ニハ導管及嘴管ノ破損ノ有無ヲ檢査スルニ必要ナル機械ヲ備付クベシ

第五十四條 大理石ノ段梯ト撐材（其種類ノ如何ヲ問ハズ）トニテ作リタル家屋ノ入口ノ大梯子及通溫管ヲ附設セル天井ヲ設クルコトヲ禁ズ

第五十五條 最上層ニ於テ外方ニ開ク窓扉或ハ窓簾ハ最モ堅固ニスベシ之ガ爲メ各部ニ三個ノ蝶番ヲ附スベシ

第五十六條 家屋新築シ又ハ大修繕ヲ爲ストキハ棧架ハ適宜ノ距離ヲ隔テ、堅固ニ立テタル垂直ノ圓材トス此材ハ建物ノ高サニ應ジテ大サト數ヲ異ニセル材木ヲ組合セタルモノニシテ同一間隔ニ於テ諸所ニ梁ノ木鉗ヲ打込ミ慣習ト技術ノ法式ニ從テ釘付ケニス

此外棧架法ヲ用井ントスルトキハ其都度許可ヲ受クル事ヲ要ス

第五十七條 橫ノ大梁材ハ十乃至十二珊米突角ノ梁或ハ十四乃至十六珊米突角ノ松ノ眞材トス縱木ハ絕對ニ杉ソタル部分ヲ去リタル栗ノ角材トシ其寸法ハ負載スベキ重量ニ從ヒ十乃至十六珊知米突角トス

第五十八條 水平ノ棧架ヲ構成スル梁ハ三本ノ支柱或ハ縱木ヲ以テ之ヲ支ヘ此梁ヲ相互ニ充分ニ密着スベシ

第五十九條 **第六十條** **第六十一條** **第六十二條** **第六十三條** **第六十四條** **第六十五條**（原譯文）

第六十六條 造營中ノ建物ハ公ノ道路及廣場ニ面スル所ニ在テハ其附近ヲ通行スルモノニ危險ノ及ハザルヤウ少クモ高サ四米突ノ柵ヲ以テ之ヲ圍繞スベシ

第六十七條（原譯文）

第六十八條 材料ヲ引揚グル爲メニ用ユル扛重機ハ堅牢ナル二本ノ柱ニ取付クベシ但此柱ハ棧架用ノ柱トハ別物ニシテ棧架ノ周圍ニ撐材ヲ据ヘ下方二重ニ張リタル地板ヲ設クベシ

第六十九條 造營中ノ建物ニ使用セラルヽ滑車網鎖及其他ノ諸器具ハ完全ニシテ損所ナク重キ重量ニ堪ヘ充分ニ堅牢ナル事ヲ要ス

第七十條 棧架ハ一米突ノ高サ迄內方ニ於テ釘付ケシタル欄杆

ヲ備ヘ物料ノ碎片ノ墜下ヲ防ク爲メニ交互ニ配置セル梁ヲ有スベシ

(イ)棧架ハ其表面ヨリ二米以內距リタル所ニ全ク密閉セル下棧架ヲ有シ壁ヨリ柱マデノ之ヲ擴ゲベシ

(ロ)架臺及板ヲ重ネテ使用スル事ヲ禁ズ

(ハ)棧架ノ安全ヲ危クセシムルカ如キ多量ノ材料ヲ棧架上ニ推積スル事ヲ許サズ

第七十一條 住來ノ家屋內ニ於ケル工事施行中目標トシテ道路ニ臨メル壁ニ數個ノ定木ヲサシカケ置クベシ

第七十二條 (原譯文)

第七十三條 土ノ移動ヲ必要トスル工事ニ在リテハ市ノ衞生課ノ許可ヲ經タルニアラザレハ之ヲ起スコトヲ得ズ

第七十四條 溝渠ヲ改造シ或ハ之ヲ修復スル場合ニ於テ道路上ノ土地ヲ掘ルノ工事ハ中斷スルコトナク、速ニ之ヲ行フベシ溝渠中ニ在ル物質ノ爲メニ汚サレタリト認メラルヽ土ハ直チニ之ヲ一定ノ場所ニ運搬シ之ヲ推積スベシ

第七十五條 市廳ハ衞生上必要ト認ムルトキハ特別ノ規定ヲ設ケ諸々ノ土工事ヲ制限シ或ハ之ヲ中止シ或ヲ禁止スルコトヲ得

第七十六條 凡ソ目的ノ如何ヲ論ゼス穴ヲ穿ツ際ニ地下道或ハ下水溝或ハ市ノ水又ハ排池物ヲ導クベキ管ニ掘リ當リタルトキハ該工事ヲ行ハシムルモ直チニ此旨土木監督課及衞生課ニ届出ツベシ該二課之ヲ臨檢シタル上必要ノ訓令ヲ發セザル間ハ前記ノ地ト道水道等ニ損害ヲ蒙ラスベキ工事ハ總テ中止スベシ

第七十七條 第七十八條 (原譯文)

市制町村制第九條

帝國臣民にして獨立の生計を營む年齡二十五年以上の男子二年以來市の住民と爲り其の市の負擔を分任し且其の市內に於て地租を納め若は直接國稅平額二圓以上を納むるときは其の市公民とす但し貧困の爲め公費の救助を受けたる後二年を經ざる者、禁治產者、準禁治產者及六年の懲役又は禁錮以上の刑禁錮以上の刑に處せられたる者は此の限に在らず市は前項二年の制限年特例することを得

家督相續に依り財產を取得したる者に付ては其の財產に付被相續人の爲したる納稅を以て其の者の納稅したるものと看做す

市公民の要件中其の年限に關するものは市町村の廢置分合又は境界變更の爲中斷せらるゝことなし市稅を賦課せざる市に於ては市公民の要件中市の負擔分任に關する規定を適用せず

市公民たる要件左の如し

一、帝國臣民たること

二、獨立の生計を營むこと

三、年齡二十五年以上なること (滿二十五年以上)

四、男子なること

五、二年以來市住民と爲り其の市の負擔に任ずること

六、市內に於て地租を納め若しくは直接國稅年額二圓以上を納むること

七、貧困の爲め公費の救助を受けざること若し受けたる者は二年を經たること

八、禁治產者又は準禁治產者にあらざること

九、六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたることなきもの

但有第五の二年の制限は特に免除せらるゝことあるべく市の負擔分任の條件は市稅を賦課せざる市に於ては必要なきものとす

第三項は相續に付ての規定にして相續人被相續人の權利を承繼するものなるを以て此規定を設け第四項は市の變更の爲め市公民の得たる又は得つゝある利益は害せられざるものなることを保障したるものなり

役員及職員

理事長　片岡安

理事　池田寅一郎（編輯）（主計）
　　野村武一（編輯）
　　田五日高胖（編輯）
　　波江悌夫（主記）
　　松本禹象

編輯補　伊藤正文
　　佐藤四郎
　　本田顯則

書記　岡部登
　　小谷信藏

會員百二十五名、名譽賛助員十八名
終身賛助員廿四名、特別賛助員四名
普通賛助員百七十一名

本誌及廣告料定價表

本誌	冊數	定價	郵稅
	一冊	金參拾錢	貳錢
十二冊	參圓六拾錢	貳拾四錢	

廣告料	種別	金額
	半頁	八圓
	一頁	拾五圓
	特別頁	貳拾圓
	裏表紙裏	貳拾五圓

大正七年五月十日印刷
大正七年五月十五日發行　（毎月壹回十五日發行）

大阪市北區相生町一三四
電話（東一八八三番）
發行兼編輯人
兼印刷人　伊藤幸太郎

大阪市東區內淡路町一丁目三十一番地
印刷所　大阪活版所

大阪市東區今橋一丁目十一番地
發行所　關西建築協會
電話本局二二四一番
振替口座大阪三九、九七五

廣告目次

イ、石材商案内　一一
和泉煉瓦株式會社　一五
井上水道工務所　一二
ハ、原安商會　二一
ニ、日本ペイント製造株式會社　(前)二
日本石綿盤株式會社　一六
ヘ、榮進社　(前)一
米國貿易會社　二三
ト、東松工作所　一七
チ、中央セメント株式會社　一五
オ、大阪窯業株式會社　一八
大阪煖房商會　一九
大野式特許品營業所　裏表紙裏
カ、川島商店　一四
川崎工場　二五
タ、高田商會　二九
ナ、内外土木建築材料合資會社　二〇
ム、村井工業所　三〇
ノ、野澤幸三郎　一二
マ、松尾和助商店　一三
ケ、建築事務所案内　四
建築請負業者案内　六
コ、コルク工業合資會社　二四
ア、秋山小林商店　二七
サ、櫻セメント株式會社　三〇
メ、明正社　二六
ミ、みよし組大阪支店　二二
モ、木材商案内　一〇
ス、須賀商會　裏表紙表
巣鴨製作所　二八